

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
177 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する）。	— — — — 〔 国 公 私 〕
178 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線界のため地番界に変更する）。	— — — — 〔 国 公 私 〕
179 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線界のため見透線界に変更する）。	— — — — 〔 国 公 私 〕
180 主図 14 副図 1	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、見透線界（道路交点と道路交点）及び道路中心線界に変更する）。	— — — — 〔 国 公 私 〕
181 主図 14 副図 2	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、林班界（民有林）及び道路中心線界となっているが九州自然歩道線（歩道）が通っており、道路敷（含）界に変更する）。	— — — — 〔 国 公 私 〕

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
182 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路敷（含）界及び道路中心線界に変更する）。	— — — — [国 公 私]
183 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界（民有林）、林班界（民有林）及び道路中心線界となっているが不明瞭であるため、道路中心線界及び地番界に変更する）。	— — — — [国 公 私]
184 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、小班界（民有林）となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する）。	— — — — [国 公 私]
185 主図 14 副図 3	—	長崎県南島原市北有馬町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線界、林班界（民有林）及び小班界（民有林）となっているが不明瞭であるため、地番界及び道路敷（含）界に変更する）。	— — — — [国 公 私]
186 主図 14 副図 4	—	長崎県南島原市北有馬町甲の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、道路中心線界となっているが、口之津雲仙線道路（車道）及び九州自然歩道線（歩道）が通っており、道路敷（含）界に変更する）。	— — — — [国 公 私]
変更部分面積計				△75 — — — [国 公 私] △75

変更前公園面積	13,033 <table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table> (12,858)	国	—	公	—	私	—
国	—						
公	—						
私	—						
変更後公園面積	12,914 <table border="1"> <tr><td>国</td><td>7,128</td></tr> <tr><td>公</td><td>595</td></tr> <tr><td>私</td><td>5,192</td></tr> </table>	国	7,128	公	595	私	5,192
国	7,128						
公	595						
私	5,192						

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注2) 面積の増減が1ha未満となる区域は、「—」として表している

注3) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

今回の第2次点検においては、以下のとおり変更を行うものとする。

保護規制計画について、平成11年の点検後24年が経過し、不明確となっている区域線が多いため、国立公園区域線、地種区分区域線の明確化を図るために区域線の変更を行う。

施設計画について、適正な利用を図るために小浜温泉と雲仙温泉集団施設地区を連絡する車道沿いに燃料等供給施設を追加し、公園区域の明確化に伴う利用計画道路（車道）の区間変更を行う。

さらに、雲仙地域の風致景観及び自然環境、利用状況等の特性を踏まえた質の高い自然体験活動を促進するため、公園計画に自然体験活動計画を追加する。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>雲仙地域は、複合火山を形成する普賢岳や平成新山、妙見岳などの諸峰を中心とした山岳地形や地獄現象、夏緑樹林などの原生的景観とこれに纏わる人文景観を有する我が国を代表する傑出した風景地であり、1934年(昭和9年)に我が国で最初に指定された由緒ある国立公園である。</p> <p>雲仙岳を中央に抱える島原半島は、約40万年前までは島であった。約430万年前に半島南端の早崎で始まった海底火山の噴火により火山島が誕生し、噴火を繰り返しながら大きな島になっていった。約50万年前には雲仙岳(雲仙火山)が形成されて噴火活動を開始し、約40万年前に流れ下った噴出物で九州本土とつながり半島となった。島原半島では南北3地域に分けるような東西方向の断層が形成され、その中央部は北部・南部に対して沈降し続けているが、噴火はその地溝帯に集中しており、粘性の高いマグマが噴出してできる溶岩ドームの形成と崩壊を繰り返しながら急峻な雲仙岳が出来上がっている。有史以降の噴火活動は少なくとも3回記録されており、江戸時代の普賢岳噴火に伴う眉山崩壊は1万5,000人の犠牲者を出したが、その後には豊富な湧水と良好な漁場・港湾が生じた。雲仙岳の最高峰である平成新山は、1990年(平成2年)から1996年(平成8年)の平成大噴火によって誕生した「世界で一番新しい山」の一つである。</p> <p>島原半島では、約430万年前から平成大噴火までの火山活動の変化を間近に見ることができ、雲仙温泉街に点在する地獄は時代とともに移動しており、かつて駐車場であった場所が今は地獄となっているなど、動き続けている地獄そのものが地球の躍動・鼓動を伝えている。火山の活動はミヤマキリシマ(雲仙ツツジ)に代表される特有の植物景観を育んでおり、シャシヤンボやシロドウダン等を含めて火山の地質や火山ガスに耐性を持つ植物が優占し、森林へと遷移する途上の特徴的な植生がみられる。また、東西に並ぶ小浜温泉、雲仙温泉(地獄)、島原温泉の源はいずれも橘</p>	<p>(これまでの計画書に基本方針を定めていない)</p>

湾海底のマグマ溜りでありながら、高温高圧のガスが斜めに上昇する距離の違いにより、異なる温度や泉質を持っている。

島原半島は海と山が近く、海の上に急激に立ち上がっている形が特徴で、海沿いから雲仙温泉地区まで標高差が約700mあり、低地より4～5度は涼しい気候となっている。この標高差により雲仙岳と三方の海とが織り成す“水陸の大展望”は本国立公園の指定要素ともなっており、移ろう天気の一瞬の変化や、霧水などの自然現象、美しい夜の星空を見ることができる。火山の裾野の傾斜地では、水はけの良い土壌を活かした農業が営まれており、多様な滋味あふれる野菜を生産するだけでなく、火山性の地形や岩石による石積み棚田と赤黄色の土壌が美しい景観を作り出している。

この島原半島の類い稀い稀い自然景観は、明治維新前から多くの外国人に避暑・保養の地として見ていだされ、ゴルフ場やキャンプ場などの娯楽やハイカラ文化、雲仙ハヤシなどの特産品を生み出す源となった。また、701年の行基による開山以降、雲仙には山岳信仰の霊山として多くの僧が集まり、平安末期から戦国時代にかけて、最盛期には千もの僧坊が存在し、今の雲仙温泉街の人口を越える僧が居住していた歴史も驚きに値する。

このような火山と地形・地質、そこから生まれた人の暮らし・温泉・食、信仰や外国人避暑地としての歴史に触れることによって、唯一無二のストーリー（物語）を体感できるのが当該地域ならではの価値であり、今もなお、命を燃やす地球に育まれた火山や温泉、食や文化、信仰等から明日を生きるための活力を得ることが代表的な感動体験である。

その基盤となる世界に誇る風致景観を保護し、上述した体験を国内外の利用者に提供することにより、保健、休養及び教化（すなわち感動と学び）の場として機能すると同時に、生物多様性の確保にも寄与するため、以下の方針により公園計画を定める。

(1) 保護に関する事項

普賢岳、平成新山、国見岳、妙見岳、野岳などの火山地形の中心部、これらとつながる九千部岳、矢岳、絹笠山、眉山などの火山地形、新焼溶岩流、平成新山火砕流及び土石流跡地、普賢岳や九千部岳西側斜面の落葉広葉樹林帯、野岳のイヌツゲ群落、池ノ原、宝原及び仁田峠のミヤマキリシマ群生地などの森林景観やミズゴケ湿原が見られる原生沼、噴気孔など噴出活動を見せる雲仙地獄の風致景観の保護に重点をおいた計画とする。

(2) 利用に関する事項

普賢岳、国見岳、妙見岳、野岳、九千部岳、絹笠山、矢岳などへの登山、ハイキング、新緑、紅葉期、ミヤマキリシマ群落の開花期を対象とした風景鑑賞のために歩道、園地、駐車場等を計画的に整備する。雲仙温泉集団施設地区は、これらの登山、ハイキングの利用や、地区内の地獄現象、歴史の探勝や温泉利用のための拠点として、宿舍、野営場、博物館展示施設、園地、駐車場の整備を図る。雲仙諏訪ノ池集団施設地区は、当該地域の南部の利用拠点として、諏訪の池や紅葉樹林帯を対象とした自然観察会、自然探勝のため宿舍、野営場、博物館展示施設、園地、駐車場の整備を図る。

当該地域の各利用地点を連絡する利用を想定し、周辺の風致景観の保全と園地等の適切な整備を行う。

さらに、地域ごとの地形地質・景観・文化等を活かした質の高い自然体験活動を促進する。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	<p>島原市内 国有林長崎森林管理署86林班から89林班まで及び92林班の全部並びに76林班から78林班まで、80林班、84林班、85林班、93林班、94林班及び96林班の各一部 島原市 北千本木町及び南千本木町の各一部</p>	<p>1,528 [国 1,453 公 49 私 26]</p>	<p>島原市内 国有林長崎森林管理署86林班から89林班まで及び92林班の全部並びに76林班から78林班まで、80林班、84林班、85林班、93林班、94林班及び96林班の各一部 島原市 北千本木町及び南千本木町の各一部</p>	<p>1,527 [国 - - 公 - - 私 - -] (1,456)</p>
	<p>雲仙市内 国有林長崎森林管理署95林班、106林班から109林班まで及び118林班の全部並びに76林班から78林班まで、80林班、93林班、103林班から105林班まで、110林班、114林班、117林班及び127林班の各一部 雲仙市 国見町大字神代、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、千々石町大字木場名、小浜町大字雲仙、小浜町大字大亀、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑及び南串山町大字荒牧名の各一部</p>	<p>2,202 [国 1,323 公 151 私 729]</p>	<p>雲仙市内 国有林長崎森林管理署95林班、106林班、107林班、109林班及び118林班の全部並びに76林班から78林班まで、80林班、93林班、102林班から105林班まで、108林班、110林班、111林班、114林班、117林班、119林班及び127林班の各一部 雲仙市 国見町大字神代、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、千々石町大字木場名、小浜町大字雲仙、小浜町大字大亀、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑、南串山町大字荒牧名の各一部</p>	<p>2,209 [国 - - 公 - - 私 - -] (2,366)</p>

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	南島原市内 国有林長崎森林管理署 101 林班及び 102 林班の全部並びに 96 林班までの各一部 南島原市 北有馬町大字西正寺名、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恩寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名及び深江町大字古江名の各一部	1,058 [国 439 公 174 私 445]	南島原市内 国有林長崎森林管理署 101 林班の全部並びに 96 林班から 99 林班及び 102 林班の各一部 南島原市 北有馬町大字今福名、北有馬町大字西正寺名、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恩寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名、深江町大字古江名の一部	1,066 [国 - - 公 - - 私 - -] (1,126)
			変更部分面積合計	△ 6
			変更前特別地域面積	4,802 (4,948)
			変更後特別地域面積	4,788

注 1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。
注 2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)							
1 主図2 副図3	一	凡例の修正	衣笠山	長崎県雲仙市小浜町雲仙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(小班界(国有林)及び国有林界となっているが、現状では国有林界から国有林内を通過する区域線となっているため、小班界(国有林)及び国有林界に変更する)。	<table border="1"> <tr><td>—</td></tr> <tr><td>—</td></tr> <tr><td>—</td></tr> <tr><td>—</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>国</td></tr> <tr><td>公</td></tr> <tr><td>私</td></tr> </table>	—	—	—	—	国	公	私
—													
—													
—													
—													
国													
公													
私													
変更部分面積計													
<table border="1"> <tr><td>0</td></tr> <tr><td>0</td></tr> <tr><td>0</td></tr> <tr><td>0</td></tr> </table>							0	0	0	0			
0													
0													
0													
0													
変更前第1種特別地域面積													
<table border="1"> <tr><td>767</td></tr> <tr><td>—</td></tr> <tr><td>—</td></tr> <tr><td>—</td></tr> <tr><td>(799)</td></tr> </table>							767	—	—	—	(799)		
767													
—													
—													
—													
(799)													
変更後第1種特別地域面積													
<table border="1"> <tr><td>767</td></tr> <tr><td>739</td></tr> <tr><td>21</td></tr> <tr><td>6</td></tr> </table>							767	739	21	6			
767													
739													
21													
6													

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2 主図1 副図2	拡張	普通地域からの振替	眉山麓	長崎県島原市南千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(林班界(国有林)及び小班界(私有林)となっているが不明瞭であるため、道路交点と交点から真南へ道路敷(含)界との交点を結ぶ線界及び道路敷(含)界に変更する)。	0.8 — — 0.8 〔国 公 私〕
3 主図2 副図2	拡張	普通地域からの振替	稚児落ノ滝の西	長崎県雲仙市小浜町北野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び小班界(国有林)に変更する)。	1.1 1.1 — — 〔国 公 私〕
4 主図2 副図4	拡張	普通地域からの振替	小浜雲仙線沿線	長崎県雲仙市小浜町南木指の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、小班界(国有林)に変更する)。	1.4 1.4 — — 〔国 公 私〕
5 主図1 副図3	拡張	普通地域からの振替	高岩山及び眉山麓	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界となっているが不明瞭であるため、等高線(570m)界及び林班界(私有林)に変更する)。	2.9 — 1.7 1.2 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
6 主図 1 副図 4	拡張	普通地域からの振替	高岩山及び 山麓	長崎県南島原市西有家 町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の 凡例を変更する(沢界となっているが不明 瞭であるため、等高線(450m)界及び沢界 に変更する)。	0.9 — — 0.9 〔国 公 私〕
7 主図 2 副図 1	拡張	第3種特別地域からの振替	論所原	長崎県南島原市西有家 町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の 凡例を変更する(道路中心線より50m線 界となっているが、より判りやすい区域線 とするため、森林施業との調整により、国 有林界及び小班界(国有林)に変更する)。	2.7 2.7 — — 〔国 公 私〕
8 主図 2 副図 2	拡張	普通地域からの振替	口之津雲仙 線沿線	長崎県南島原市北有馬 町乙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の 凡例を変更する(小班界(民有林)となっ ているが不明瞭であるため、道路中心線界 及び道路敷(含)界に変更する)。	0.8 — — 0.8 〔国 公 私〕
9 主図 1 副図 2	削除	普通地域への振替	眉山山麓	長崎県島原市南千本木 町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の 凡例を変更する(小班界(民有林)となっ ているが不明瞭であるため、道路敷(含)界 に変更する)。	△1.9 — — △1.9 〔国 公 私〕
10 主図 1 副図 2	削除	普通地域への振替	高岩山及び 山麓	長崎県南島原市有家町 尾上の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の 凡例を変更する(町界となっているが、よ り判りやすい区域線とするため、森林施業 との調整により、国有林界及び小班界(国 有林)に変更する)。	△3.3 △3.3 — — 〔国 公 私〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
11 主図 1 副図 4	削除	普通地域への振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界及び道路中心線界となつていないが不明瞭であるため、等高線(570m)界及び沢界に変更する)。	△1.2 [国 公 私 △1.2]
12 主図 1 副図 4	削除	普通地域への振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線界及び沢界となつていないが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	△3.4 [国 公 私 △3.4]
13 主図 1 副図 5	削除	普通地域への振替	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界及び道路中心線界となつていないが不明瞭であるため、等高線(450m)界及び地番界に変更する)。	△0.8 [国 公 私 △0.8]
14 主図 1 副図 1	—	凡例の修正	眉山山麓	長崎県島原市南千本木町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(林班界(民有林)となつていないが不明瞭であるため、道路敷(含)界に変更する)。	[国 公 私]
15 主図 1 副図 1	—	凡例の修正	眉山山麓	長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より 50m 線界となつていないが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、小班界(国有林)に変更する)。	[国 公 私]

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
16 主図1 副図2	—	凡例の修正	眉山麓	長崎県雲仙市千々石町 庚の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(町界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、小班界(国有林)に変更する)。	— — — — 〔 国 公 私 〕
17 主図2 副図1	—	凡例の修正	鴛鴦ノ池の 北	長崎県雲仙市小浜町雲 仙の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(町界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界に変更する)。	— — — — 〔 国 公 私 〕
18 主図2 副図2	—	凡例の修正	千々石雲仙 線沿線	長崎県雲仙市小浜町北 野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(河川中心線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界に変更する)。	— — — — 〔 国 公 私 〕
19 主図2 副図4	—	凡例の修正	小浜雲仙線 沿線	長崎県雲仙市南木指の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び小班界(国有林)に変更する)。	— — — — 〔 国 公 私 〕
20 主図1 副図1	—	凡例の修正	赤松谷	長崎県南島原市深江町 成の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(市町界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び林班界(国有林)に変更する)。	— — — — 〔 国 公 私 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
21 主図 1 副図 3	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町見岳の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より 50m 線界及び沢界となっているが不明瞭であるため、林班界(民有林)に変更する)。	— — — — [国 公 私]
22 主図 1 副図 5	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	— — — — [国 公 私]
23 主図 1 副図 5	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線界となっているが不明瞭であるため、等高線(450m)界に変更する)。	— — — — [国 公 私]
24 主図 1 副図 5	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市西有家町慈恩寺の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界とされているが、地形図の沢上に区域線がなく、沢界では不明瞭であるため、国有林界及び地番界に変更する)。	— — — — [国 公 私]
変更部分面積計						
						0 [国 公 私 △]
変更前第 2 種特別地域面積						
						2,724 [国 公 私 (2,875)]

変更後第2種特別地域面積	2,715 [国 1,394 公 321 私 1,000]
--------------	--

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。
注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)			
7 主図2 副図1	削除	第2種特別地域への振替	論所原	長崎県南島原市西有家町長野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(道路中心線より50m線界となっているが、より判りやすい区域線とするため、森林施業との調整により、国有林界及び小班界(国有林)に変更する)。	△2.7 [国 公 私]			
25 主図1 副図2	—	凡例の修正	高岩山及び山麓	長崎県南島原市有家町尾上の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(沢界及び町界となっているが不明瞭であるため、地番界に変更する)。	— [国 公 私]			
変更部分面積計									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">△3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[国 公 私]</td> </tr> </table>							△3	[国 公 私]	
△3									
[国 公 私]									
変更前第3種特別地域面積									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">716</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[国 公 私]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(686)</td> </tr> </table>							716	[国 公 私]	(686)
716									
[国 公 私]									
(686)									
変更後第3種特別地域面積									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">710</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[国 公 私]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">493 25 192</td> </tr> </table>							710	[国 公 私]	493 25 192
710									
[国 公 私]									
493 25 192									

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

イ 関連事項
(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	<p>島原市内 国有林長崎森林管理署 73 林班、74 林班、79 林班、81 林班から 83 林班まで、90 林班及び 91 林班の全部並びに 75 林班、84 林班、85 林班、93 林班及び 94 林班までの各一部 島原市 大下町、北上木場町、北千本木町、礪石原町、三会町、白谷町、新湊二丁目、立野町、仁田町、広高野町、南上木場町、南下川尻町、南千本木町、有明町大字久原及び有明町大字高野の各一部</p>	<p>2,006 [国 1,160 公 74 私 772]</p>	<p>島原市内 国有林長崎森林管理署 73 林班、74 林班、79 林班、81 林班から 83 林班まで、90 林班及び 91 林班の全部並びに 75 林班、84 林班、85 林班、93 林班から 94 林班までの各一部 島原市 大下町、北上木場町、北千本木町、礪石原町、三会町、白谷町、新湊二丁目、立野町、仁田町、広高野町、南上木場町、南下川尻町、南千本木町、有明町大字久原及び有明町大字高野の各一部</p>	<p>2,037 [国 - - 公 - - 私 - -] (1,897)</p>
	<p>雲仙市内 国有林長崎森林管理署 70 林班、71 林班、111 林班から 113 林班まで、115 林班、116 林班及び 120 林班から 126 林班までの全部並びに 75 林班、76 林班、103 林班から 105 林班まで、110 林班、114 林班、117 林班、119 林班及び 127 林班の各一部 雲仙市 国見町大字神代、国見町大字多比良、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、吾妻町大字川床名、吾妻町大字田ノ平名、千々石町大字小倉名、千々石町大字上峰名、千々石町大字木場名、千々石町大字野田名、小浜町大字大亀、小浜町大字北野、小浜町大字北本町、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑及び南串山町大字荒牧名の各一部</p>	<p>4,478 [国 2,484 公 16 私 1,978]</p>	<p>雲仙市内 国有林長崎森林管理署 70 林班、71 林班、113 林班、115 林班、116 林班、120 林班から 124 林班まで及び 126 林班の全部並びに 75 林班、76 林班、103 林班から 105 林班まで、110 林班から 112 林班まで、114 林班、117 林班、119 林班、125 林班及び 127 林班の各一部 雲仙市 国見町大字神代、国見町大字多比良、国見町大字土黒、瑞穂町大字西郷、吾妻町大字川床名、吾妻町大字田ノ平名、千々石町大字小倉名、千々石町大字上峰名、千々石町大字木場名、千々石町大字野田名、小浜町大字大亀、小浜町大字北野、小浜町大字北本町、小浜町大字木場、小浜町大字南木指、小浜町大字南本町、小浜町大字山畑及び南串山町大字荒牧名の各一部</p>	<p>4,507 [国 - - 公 - - 私 - -] (4,397)</p>

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
長 崎 県	南島原市内 国有林長崎森林管理署 97 林班から 99 林班までの各一部 南島原市 北有馬町大字西正寺名、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恵寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名、深江町大字大野木場名、深江町大字田中名及び深江町大字古江名の各一部	1,642 [国 268 公 131 私 1,243]	南島原市内 国有林長崎森林管理署 97 林班及び 98 林班の各一部 南島原市内 北有馬町大字西正寺、北有馬町大字坂上下名、西有家町大字慈恵寺名、西有家町大字長野名、西有家町大字見岳名、有家町大字尾ノ上名、布津町大字坂下名、深江町大字大野木場名、深江町大字田中名及び深江町大字古江名の各一部	1,687 [国 - - 公 - - 私 - - (1,616)
			変更部分面積合計	△ 68
			変更前普通地域面積	8,231 (7,910)
			変更後普通地域面積	8,126

注 1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注 2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 10：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha, 比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園区	普通地域 (海域)	合計 (海域)		
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域													
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私					
合計	土地所有別面積	590	6	0	739	21	6	1,394	321	1,000	493	25	192	3,912	221	3,992	7,128	595	5,192					
	地種区分別面積 (比率)				767 (5.9)			2,715 (21.0)			710 (5.5)													
	地域地区別面積 (比率)	596 (4.6)												4,192 (32.5)										
	地域別面積 (比率)													4,788 (37.1)			8,126 (62.9)			12,914 (100.0)			- (-)	- (-)

(表 11：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区 市町村名		現 行										変 更 後										増 減					
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')				
		特 保	第1種	第2種	第3種	小 計						特 保	第1種	第2種	第3種	小 計											
長 崎 県	島原市	385 (328)	443 (451)	430 (414)	269 (263)	1,527 (1,456)	2,037 (1,897)	3,565 (3,353)				385	443	431	269	1,528	2,006	3,534								△ 30	
	雲仙市	174 (223)	324 (348)	1,631 (1,723)	81 (72)	2,209 (2,366)	4,509 (4,397)	6,716 (6,763)	-	-	-	174	324	1,623	81	2,202	4,478	6,680	-	-	-				△ 36	-	
	南島原市	37 (37)	0 (0)	663 (738)	366 (351)	1,066 (1,126)	1,687 (1,616)	2,752 (2,742)				37	0	660	360	1,058	1,642	2,699							△ 53		
合計		596 (588)	767 (799)	2,724 (2,875)	716 (686)	4,802 (4,948)	8,231 (7,910)	13,033 (12,858)	-	-	-	596	767	2,715	710	4,788	8,126	12,914	-	-	-				△119	-	

注1) 区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

注2) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 12：単独施設表)

番号	種 類	位 置	整 備	方 針	告示年月日
20	燃料等供給施設	長崎県雲仙市小浜町（札の原）	小浜温泉から雲仙温泉集団施設地区までの、国道 57 号沿いの燃料等供給施設として整備する。		新規

(イ) 道路

a 車道

次の車道を次のとおり変更する。

(表 13：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	
1	千本木島原港線	起点—長崎県島原市（南千本木町・国立公園境界） 終点—長崎県島原市（北上木場町・国立公園境界）	眉山山麓	平 11.2.2 告示	1	千本木島原港線	起点—長崎県島原市（南千本木町・国立公園境界） 終点—長崎県島原市（白谷町・国立公園境界）	眉山山麓	眉山周辺の探勝と眉山登山道への到達道路として整備する。	実態に合っていない路線を整理するとともに、公園区域の明確化に伴い路線を追加する。

(2) 自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

1. 本計画の対象地域

雲仙天草国立公園雲仙地域

2. 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

1. 基本方針において記載の通り、対象地域は、雲仙岳が作り出す火山植生や地獄現象等の特徴的な火山景観を中心に、山麓へ広がる夏緑樹林の新緑・紅葉や、島原半島を囲む海洋風景が織りなす、雄大かつ多様な自然景観を有している。

また、修験道やキリスト教に由来する歴史遺産、外国人避暑地として積極的に受容した海外文化、火山性土壌によって育まれる多種多様な農畜産物と食文化等、人文文化の特質にも恵まれている。

3. 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該地域では、1. 基本方針において記載した当該地域ならではの価値を踏まえ、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

ア) 当該地域の価値や特徴を踏まえた望ましい利用の提供

当該地域の優れた自然景観や人文景観を活用し、1. 基本方針において記載した当該地域のストーリー（物語）を効果的に伝えるために必要な要素（ルール、ガイドンス等）を整理しつつ、活動を通じて当該地域のストーリー（物語）の理解が促進される自然体験活動を開発・提供する。自然体験活動を実施するに当たっては、優れた自然景観を損なうことがないよう、風致景観保全に十分配慮して実施するとともに、安全対策・危機管理（事故・災害等緊急時への備え・対応、地域内連携等）や環境への貢献・持続可能性（環境保護・保全の取り組み、地域との関わり等）の観点から、その内容の充実を図るものとする。

イ) 利用環境の向上

当該地域の特徴であり、価値を伝える風致景観（雲仙地獄を取り込んだ街並み景観、ミヤマキシマ群落等の放牧草原景観）の保全等に繋がる自然体験活動を促進し、その持続的な利用を確保する。

また、利用者の利便性の向上（例えば、キャッシュレス化、多言語化、通信環境の向上、ユニバーサルデザイン化、ビジターセンターにおけるツアーデスク設置等）を図る。

ウ) 利用に関するルールやマナー

1. 基本方針において記載した当該地域のストーリー（物語）を効果的に伝えるために、雲仙地獄をめぐる歩道を含む利用導線上での望ましい利用形態を検討し、必要に応じてルール化する。また、雲仙岳火山防災協議会が設定する平成新山等の雲仙岳警戒区域内への立入規制、盗掘及び山頂付近での焚き火等の禁止、野営場以外での野営禁止、駐車場の長期占有等の禁止等について、利用者への周知を図る。

エ) 人材の確保及び育成

自然体験活動を担う事業者等を対象とした定期的な研修の実施等により、事業者や地域関係者が利用者に対して共通のストーリー（物語）を伝え、地域が一体となって利用者感動と学びを提供していけるよう、地域の人材の育成を図る。

オ) 利用分散の促進、利用者の費用負担の仕組みの導入

平日・夜間の自然体験活動の促進等により、利用分散を図る。また、地域の環境保全活動に還元される協力金や負担金の導入を促進する。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

当該地域において促進する自然体験活動は次のとおり。

登山・トレッキング、ガイドツアー（雲仙地獄・雲仙岳）、サイクリング、カヌー・カヤック等（白雲の池・諏訪の池）、ゴルフ（雲仙ゴルフ場）、キャンプ（白雲・諏訪の池・論所原・田代原）等、当該地域のストーリー（物語）を体感できる自然体験活動。

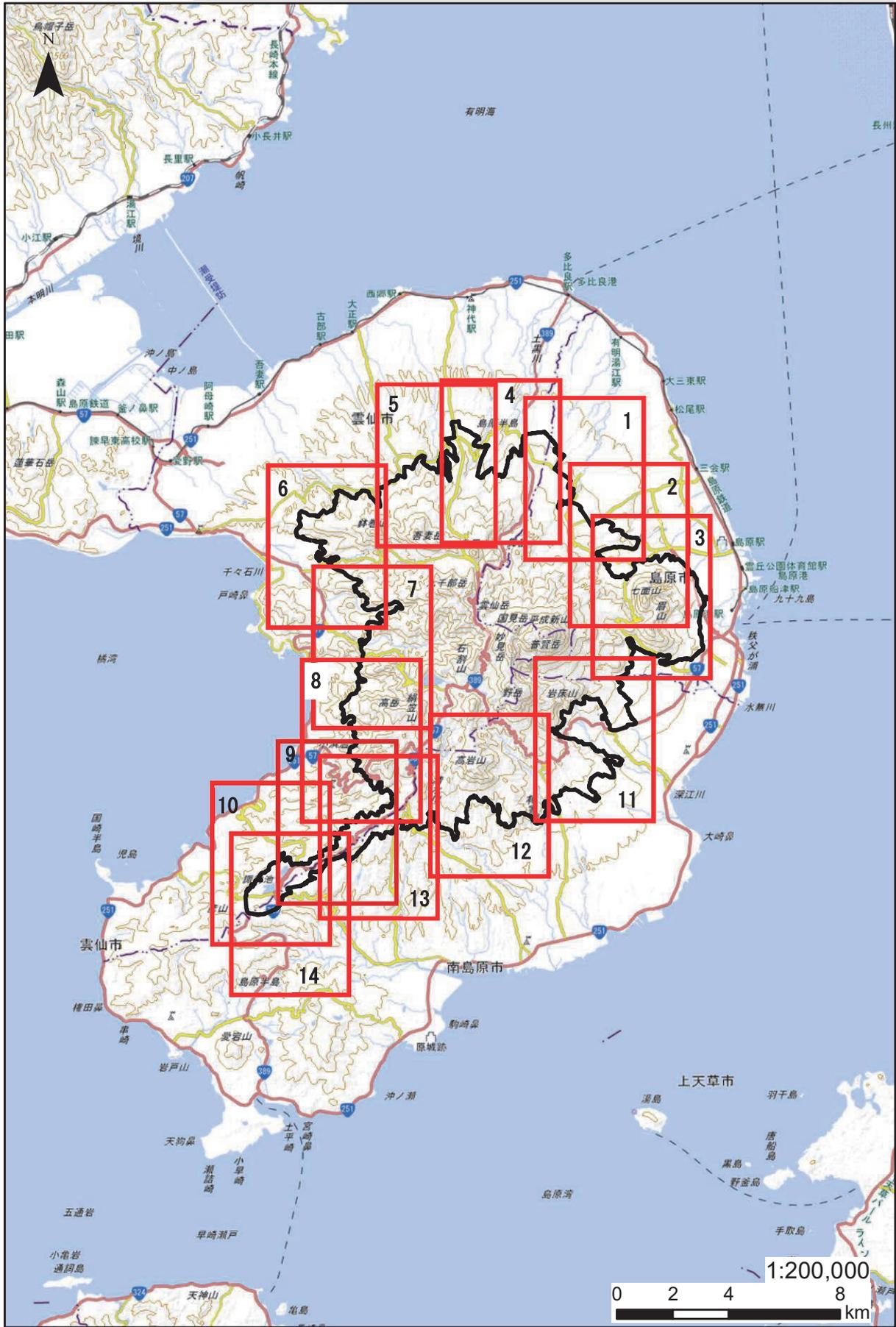
5 参考事項

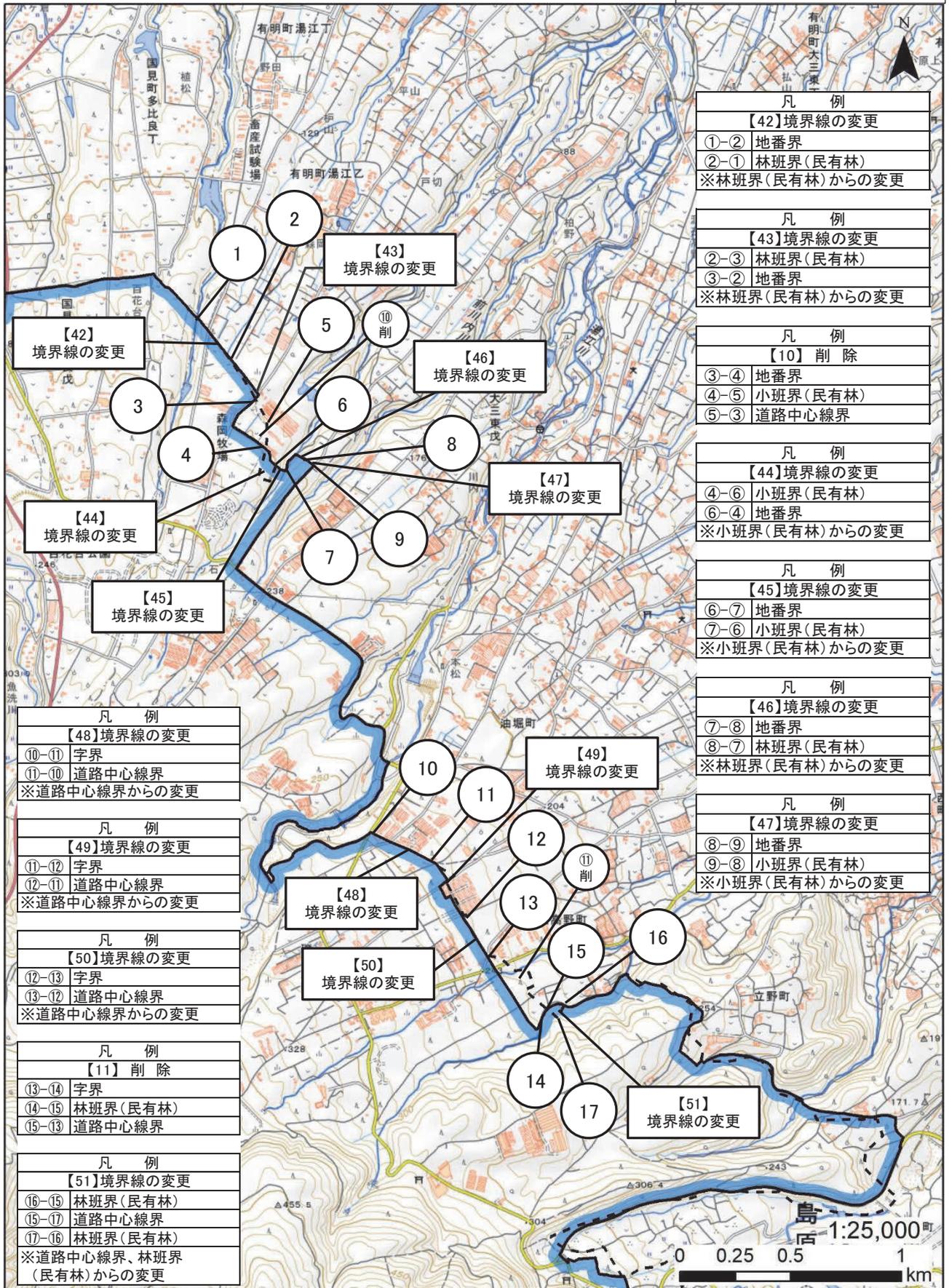
参考事項を次のとおり変更する。

(表 14：参考事項変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 過去の経緯（雲仙地域）</p> <p>ア. 公園区域</p> <p>昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の区域指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園区域の変更（再検討）</p> <p>平成 11 年 2 月 2 日 公園区域の変更（点検 1）</p> <p>令和 6 年 3 月 28 日 公園区域の変更（点検 2）</p> <p>イ. 保護計画</p> <p>昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 40 年 12 月 22 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 保護計画の変更（再検討）</p> <p>平成 11 年 2 月 2 日 保護規制計画の変更（点検 1）</p> <p>令和 6 年 3 月 28 日 保護規制計画の変更（点検 2）</p> <p>ウ. 利用計画</p> <p>昭和 11 年 12 月 26 日 車道計画の決定</p> <p>（以後、遂次計画追加）</p> <p>昭和 26 年 5 月 8 日 雲仙温泉集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 47 年 10 月 18 日 雲仙諏訪ノ池集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園計画の変更（再検討）</p> <p>昭和 59 年 1 月 9 日 公園計画の一部変更（雲仙温泉集団施設地区の区域変更（拡張）等）</p> <p>平成 4 年 8 月 26 日 公園計画の一部変更（九州自然歩道線道路（歩道）の追加）</p> <p>平成 11 年 2 月 2 日 公園計画の一部変更（点検 1）</p> <p>令和 6 年 3 月 28 日 公園計画の一部変更（点検 2）</p>	<p>(2) 過去の経緯（雲仙地域）</p> <p>ア. 公園区域</p> <p>昭和 9 年 3 月 16 日 公園区域の区域指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園区域の変更（再検討）</p> <p>イ. 保護計画</p> <p>昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 40 年 12 月 22 日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 保護計画の変更（再検討）</p> <p>ウ. 利用計画</p> <p>昭和 11 年 12 月 26 日 車道計画の決定</p> <p>（以後、遂次計画追加）</p> <p>昭和 26 年 5 月 8 日 雲仙温泉集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 47 年 10 月 18 日 雲仙諏訪ノ池集団施設地区の決定等</p> <p>昭和 57 年 7 月 24 日 公園計画の変更（再検討）</p> <p>昭和 59 年 1 月 9 日 公園計画の一部変更（雲仙温泉集団施設地区の区域変更（拡張）等）</p> <p>平成 4 年 8 月 26 日 公園計画の一部変更（九州自然歩道線道路（歩道）の追加）</p>

公園区域変更位置図 島原市(1~3)、雲仙市(4~10)、南島原市(11~14)





凡 例	
【42】境界線の変更	
①-②	地番界
②-①	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【43】境界線の変更	
②-③	林班界(民有林)
③-②	地番界
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【10】削 除	
③-④	地番界
④-⑤	小班界(民有林)
⑤-③	道路中心線界

凡 例	
【44】境界線の変更	
④-⑥	小班界(民有林)
⑥-④	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【45】境界線の変更	
⑥-⑦	地番界
⑦-⑥	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【46】境界線の変更	
⑦-⑧	地番界
⑧-⑦	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【47】境界線の変更	
⑧-⑨	地番界
⑨-⑧	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

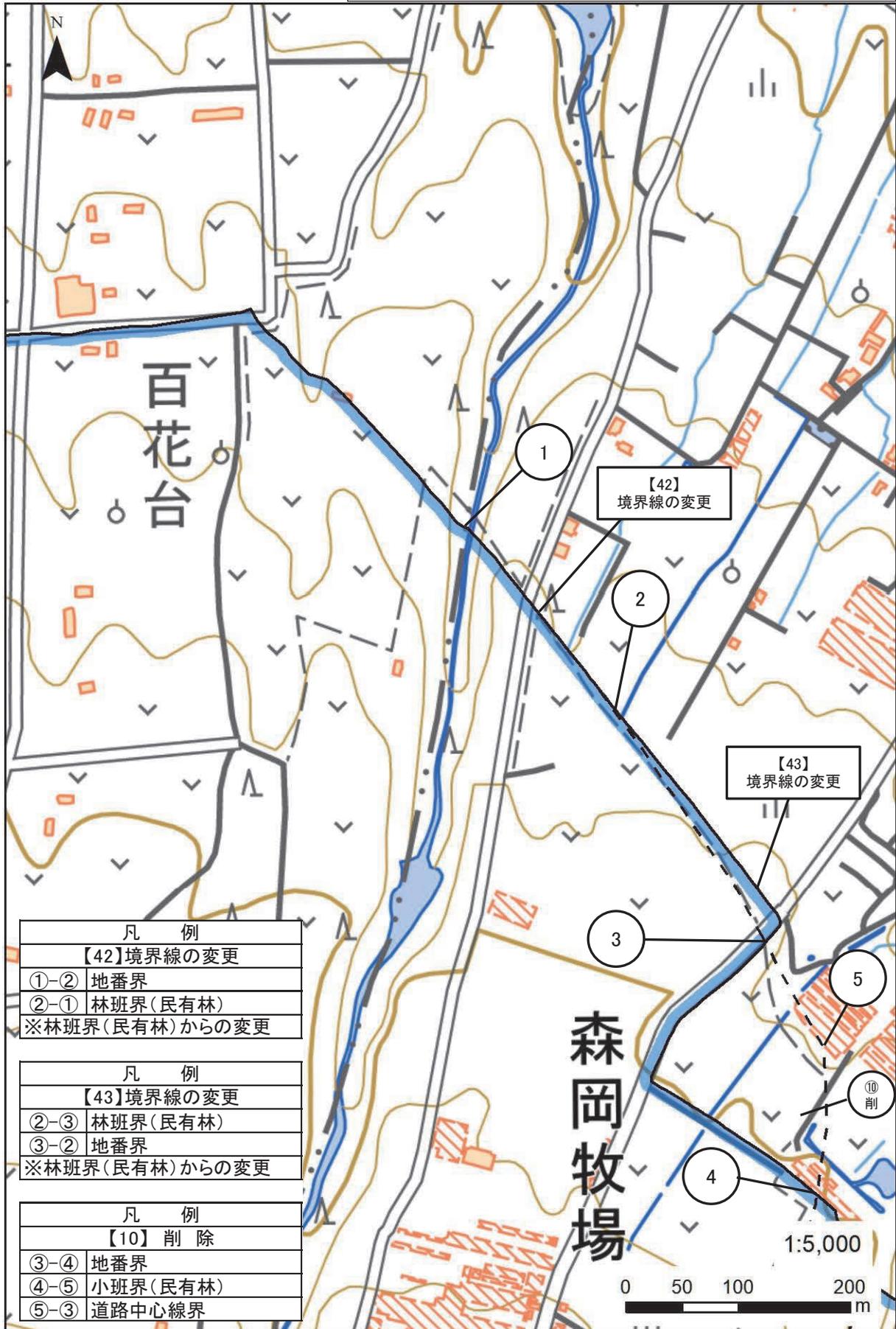
凡 例	
【48】境界線の変更	
⑩-⑪	字界
⑪-⑩	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

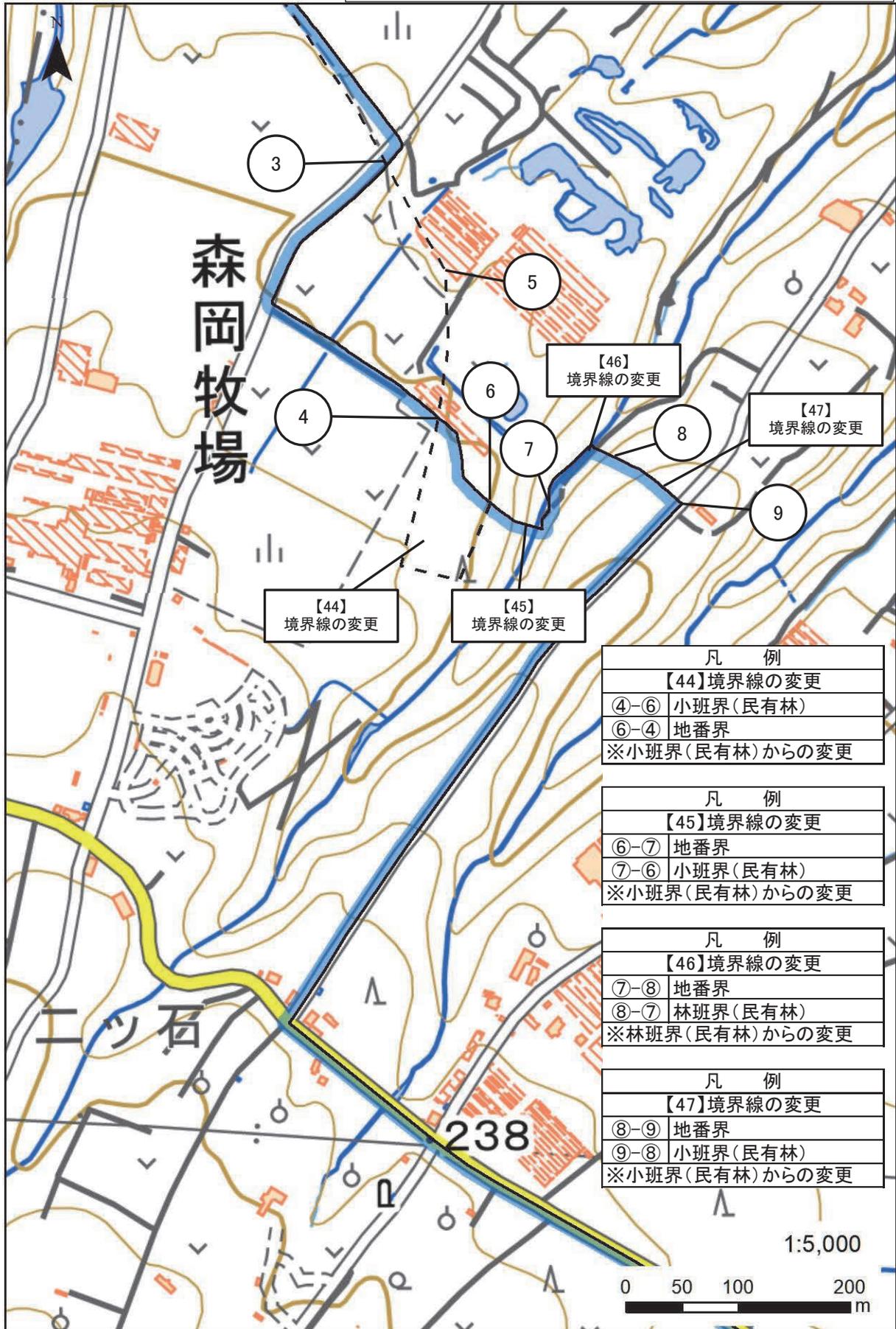
凡 例	
【49】境界線の変更	
⑪-⑫	字界
⑫-⑪	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【50】境界線の変更	
⑫-⑬	字界
⑬-⑫	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【11】削 除	
⑬-⑭	字界
⑭-⑮	林班界(民有林)
⑮-⑬	道路中心線界

凡 例	
【51】境界線の変更	
⑯-⑰	林班界(民有林)
⑰-⑱	道路中心線界
⑱-⑰	林班界(民有林)
※道路中心線界、林班界(民有林)からの変更	



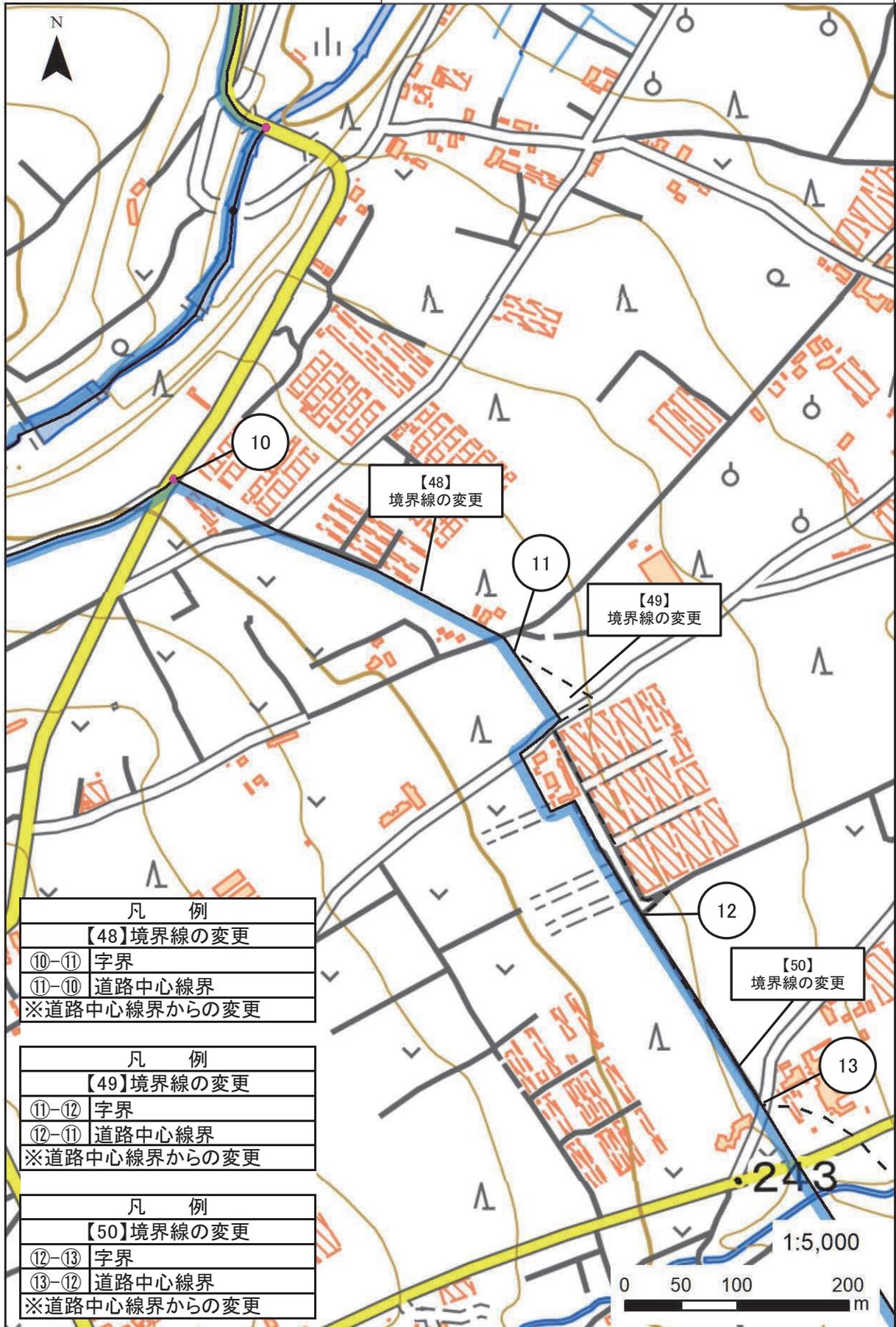


凡 例
【44】境界線の変更
④-⑥ 小班界(民有林)
⑥-④ 地番界
※小班界(民有林)からの変更

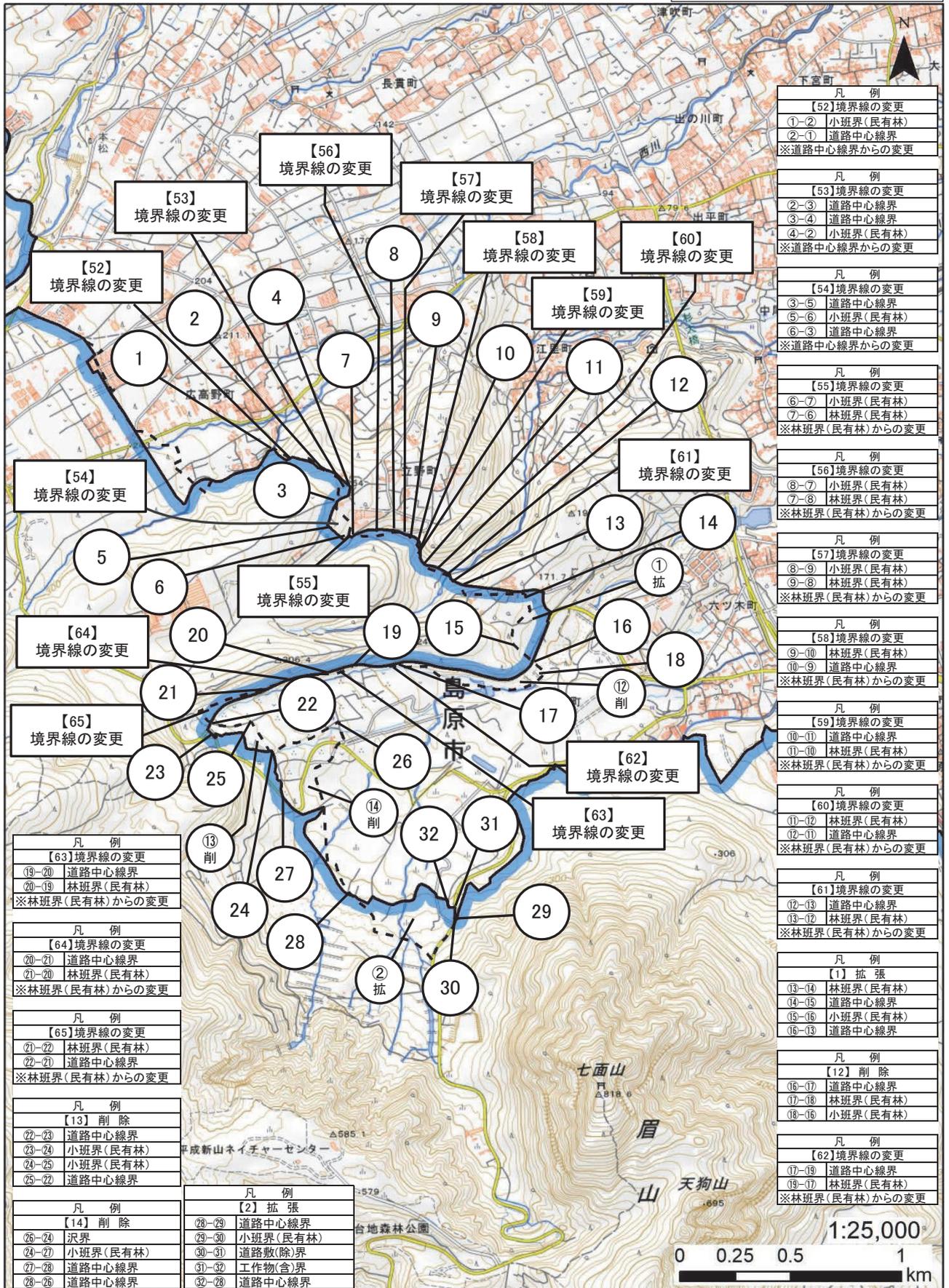
凡 例
【45】境界線の変更
⑥-⑦ 地番界
⑦-⑥ 小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更

凡 例
【46】境界線の変更
⑦-⑧ 地番界
⑧-⑦ 林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更

凡 例
【47】境界線の変更
⑧-⑨ 地番界
⑨-⑧ 小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更







凡 例	
【52】境界線の変更	
①-②	小班界(民有林)
②-①	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【53】境界線の変更	
②-③	道路中心線界
③-④	道路中心線界
④-②	小班界(民有林)
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【54】境界線の変更	
③-⑤	道路中心線界
⑤-⑥	小班界(民有林)
⑥-③	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【55】境界線の変更	
⑥-⑦	小班界(民有林)
⑦-⑥	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【56】境界線の変更	
⑧-⑦	小班界(民有林)
⑦-⑧	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【57】境界線の変更	
⑧-⑨	小班界(民有林)
⑨-⑧	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【58】境界線の変更	
⑨-⑩	林班界(民有林)
⑩-⑨	道路中心線界
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【59】境界線の変更	
⑩-⑪	道路中心線界
⑪-⑩	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【60】境界線の変更	
⑪-⑫	林班界(民有林)
⑫-⑪	道路中心線界
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【61】境界線の変更	
⑫-⑬	道路中心線界
⑬-⑫	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【1】拡張	
⑬-⑭	林班界(民有林)
⑭-⑮	道路中心線界
⑮-⑯	小班界(民有林)
⑯-⑬	道路中心線界

凡 例	
【12】削除	
⑯-⑰	道路中心線界
⑰-⑱	林班界(民有林)
⑱-⑯	小班界(民有林)

凡 例	
【62】境界線の変更	
⑰-⑱	道路中心線界
⑱-⑰	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【63】境界線の変更	
⑰-⑲	道路中心線界
⑲-⑱	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

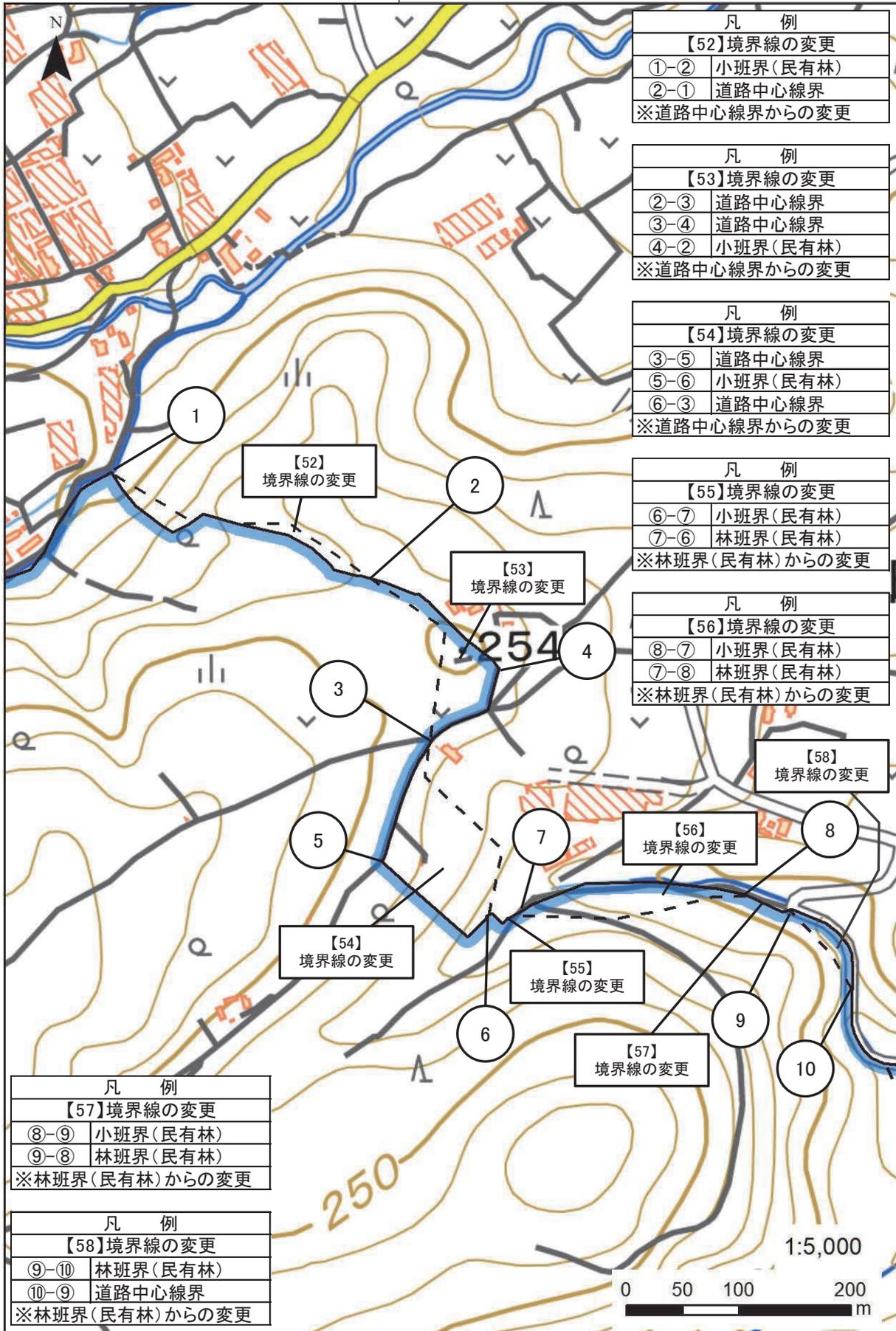
凡 例	
【64】境界線の変更	
⑲-⑲	道路中心線界
⑲-⑲	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

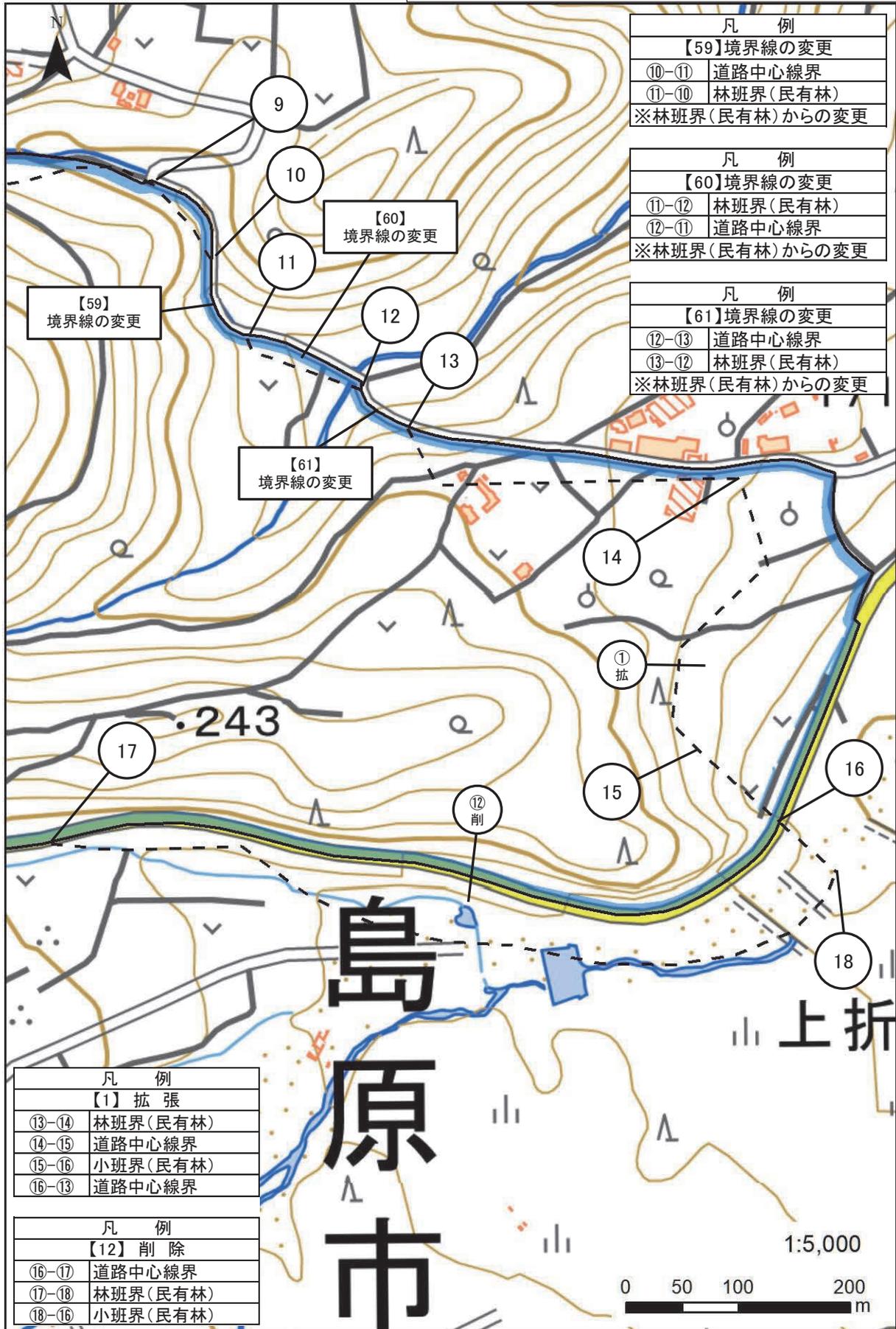
凡 例	
【65】境界線の変更	
⑲-⑲	林班界(民有林)
⑲-⑲	道路中心線界
※林班界(民有林)からの変更	

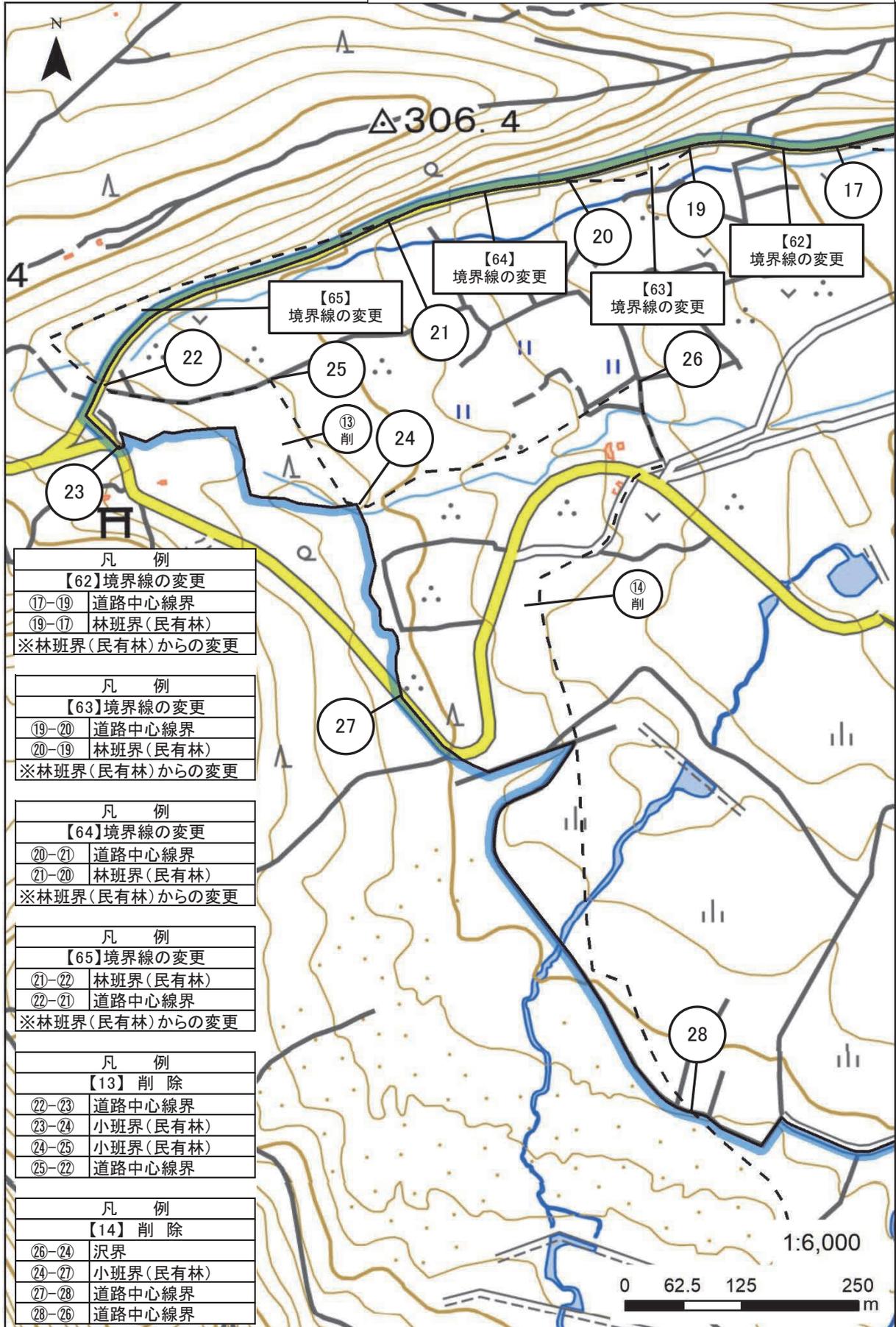
凡 例	
【13】削除	
⑲-⑲	道路中心線界
⑲-⑲	小班界(民有林)
⑲-⑲	小班界(民有林)
⑲-⑲	道路中心線界

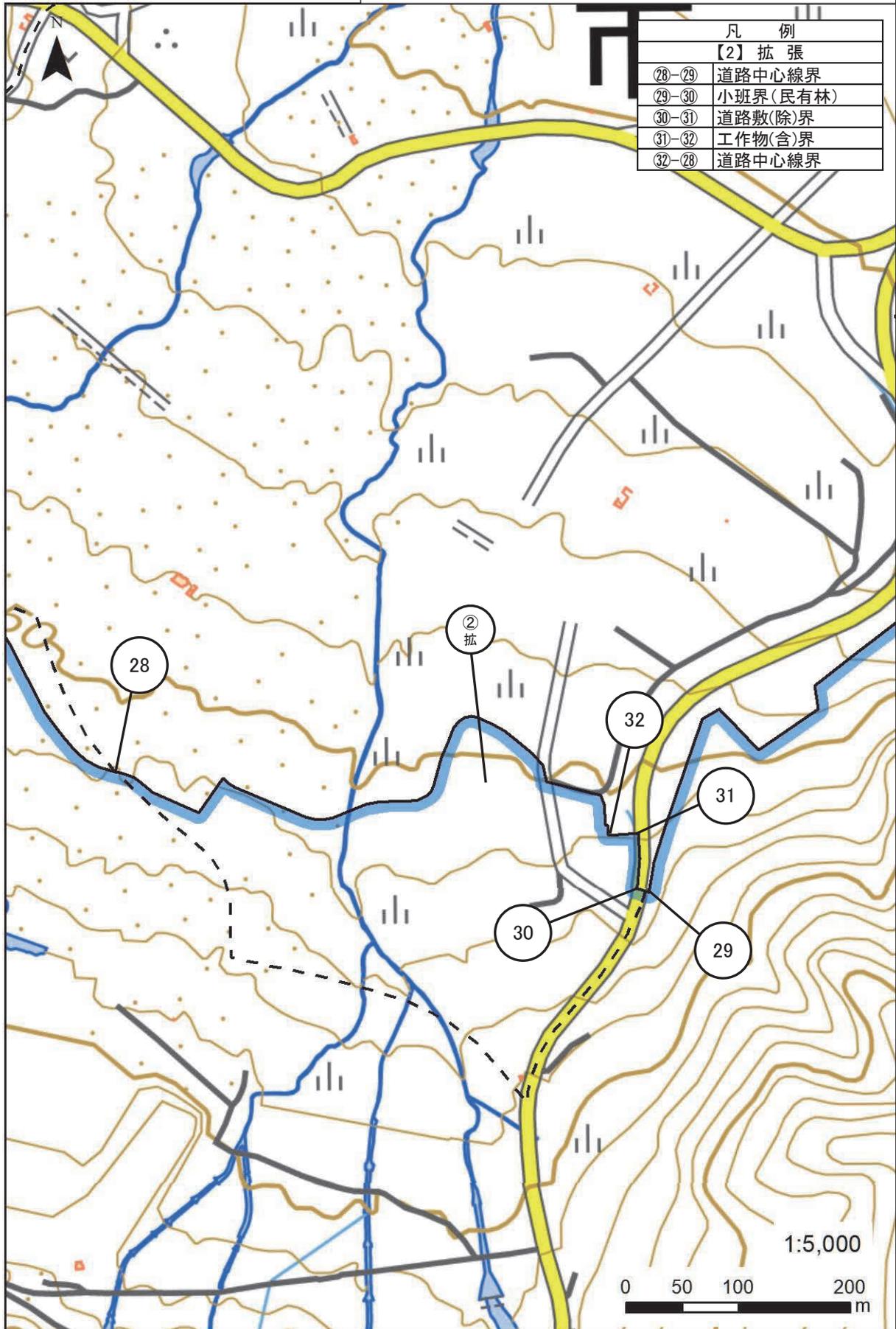
凡 例	
【14】削除	
⑲-⑲	沢界
⑲-⑲	小班界(民有林)
⑲-⑲	道路中心線界
⑲-⑲	道路中心線界

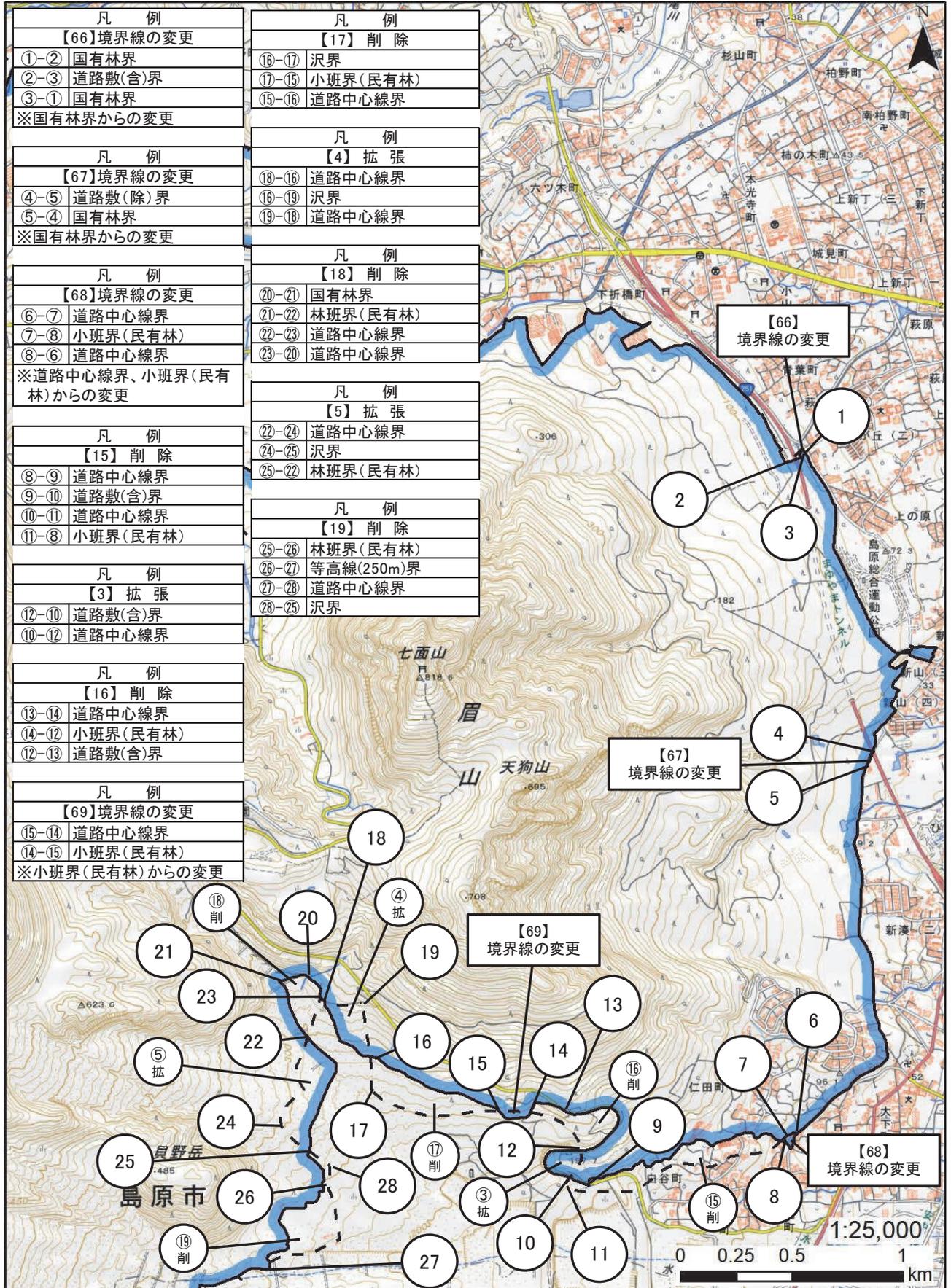
凡 例	
【2】拡張	
⑲-⑲	道路中心線界
⑲-⑲	小班界(民有林)
⑲-⑲	道路敷(除)界
⑲-⑲	工作物(含)界
⑲-⑲	道路中心線界











凡 例	
【66】境界線の変更	
①-②	国有林界
②-③	道路敷(含)界
③-①	国有林界
※国有林界からの変更	

凡 例	
【67】境界線の変更	
④-⑤	道路敷(除)界
⑤-④	国有林界
※国有林界からの変更	

凡 例	
【68】境界線の変更	
⑥-⑦	道路中心線界
⑦-⑧	小班界(民有林)
⑧-⑥	道路中心線界
※道路中心線界、小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【15】削除	
⑧-⑨	道路中心線界
⑨-⑩	道路敷(含)界
⑩-⑪	道路中心線界
⑪-⑧	小班界(民有林)

凡 例	
【3】拡張	
⑫-⑩	道路敷(含)界
⑩-⑫	道路中心線界

凡 例	
【16】削除	
⑬-⑭	道路中心線界
⑭-⑫	小班界(民有林)
⑫-⑬	道路敷(含)界

凡 例	
【69】境界線の変更	
⑮-⑭	道路中心線界
⑭-⑮	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【17】削除	
⑯-⑰	沢界
⑰-⑮	小班界(民有林)
⑮-⑯	道路中心線界

凡 例	
【4】拡張	
⑱-⑰	道路中心線界
⑰-⑱	沢界
⑲-⑱	道路中心線界

凡 例	
【18】削除	
⑳-㉑	国有林界
㉑-㉒	林班界(民有林)
㉒-㉓	道路中心線界
㉓-㉒	道路中心線界

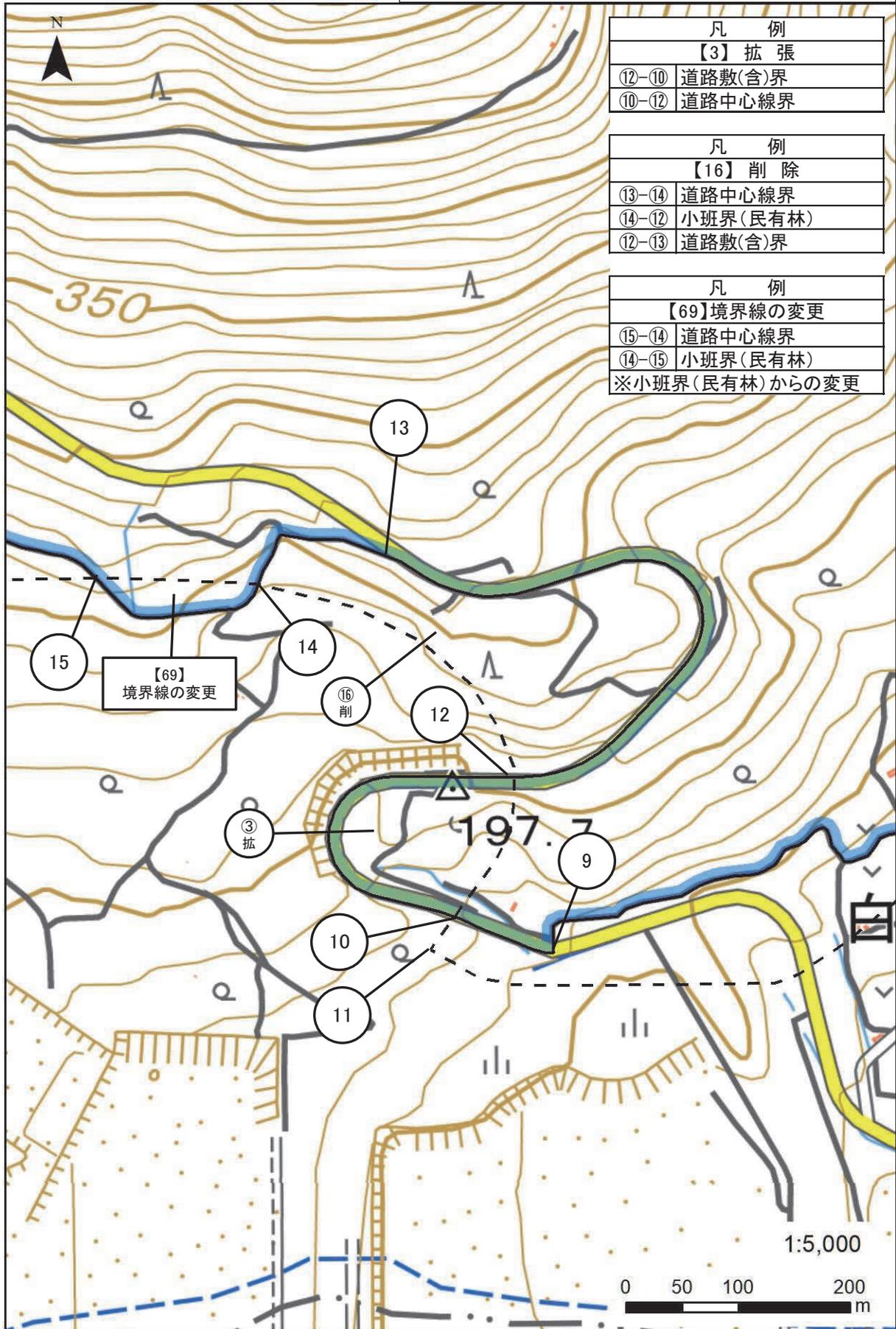
凡 例	
【5】拡張	
㉔-㉒	道路中心線界
㉒-㉔	沢界
㉔-㉔	林班界(民有林)

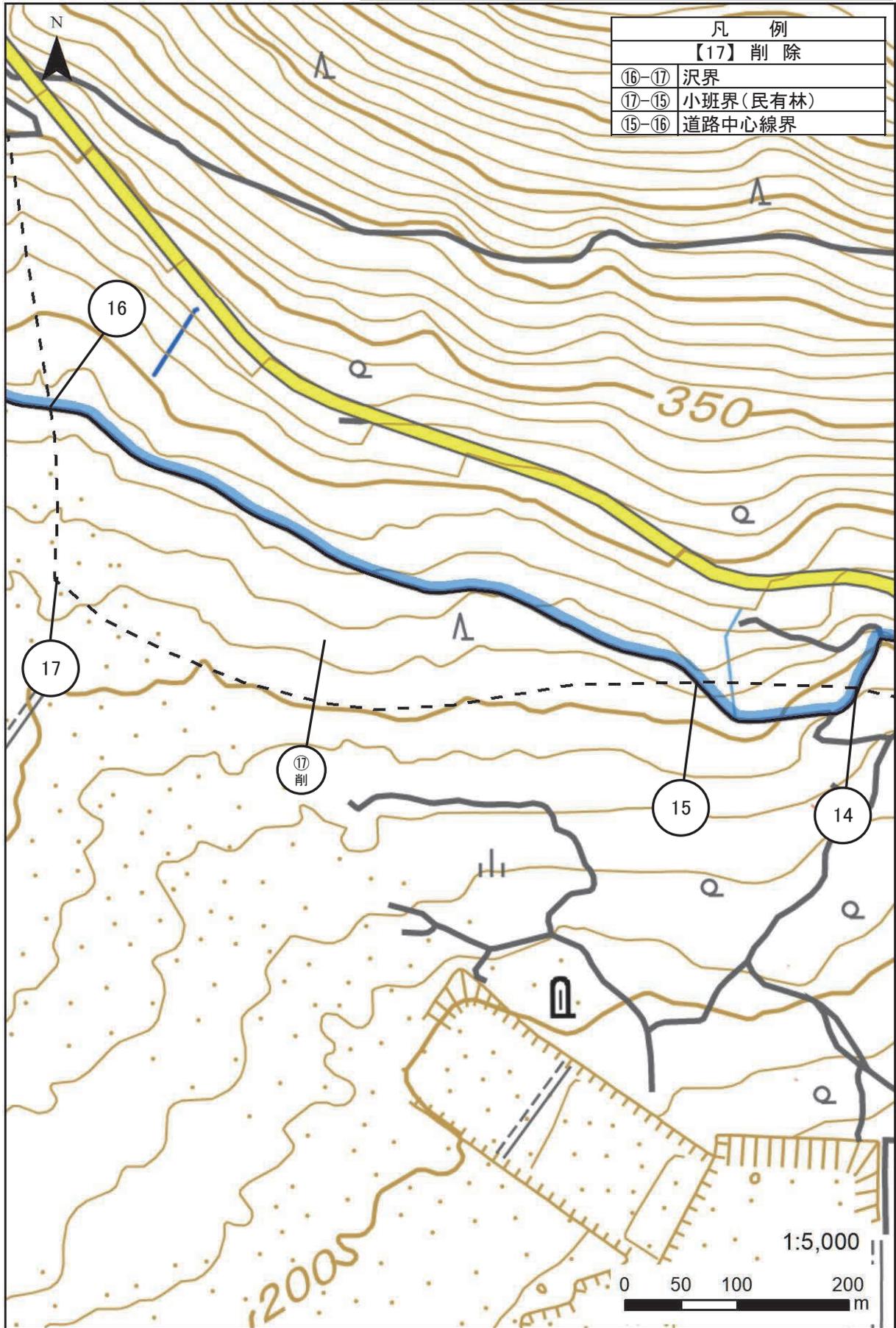
凡 例	
【19】削除	
㉕-㉖	林班界(民有林)
㉖-㉗	等高線(250m)界
㉗-㉘	道路中心線界
㉘-㉕	沢界

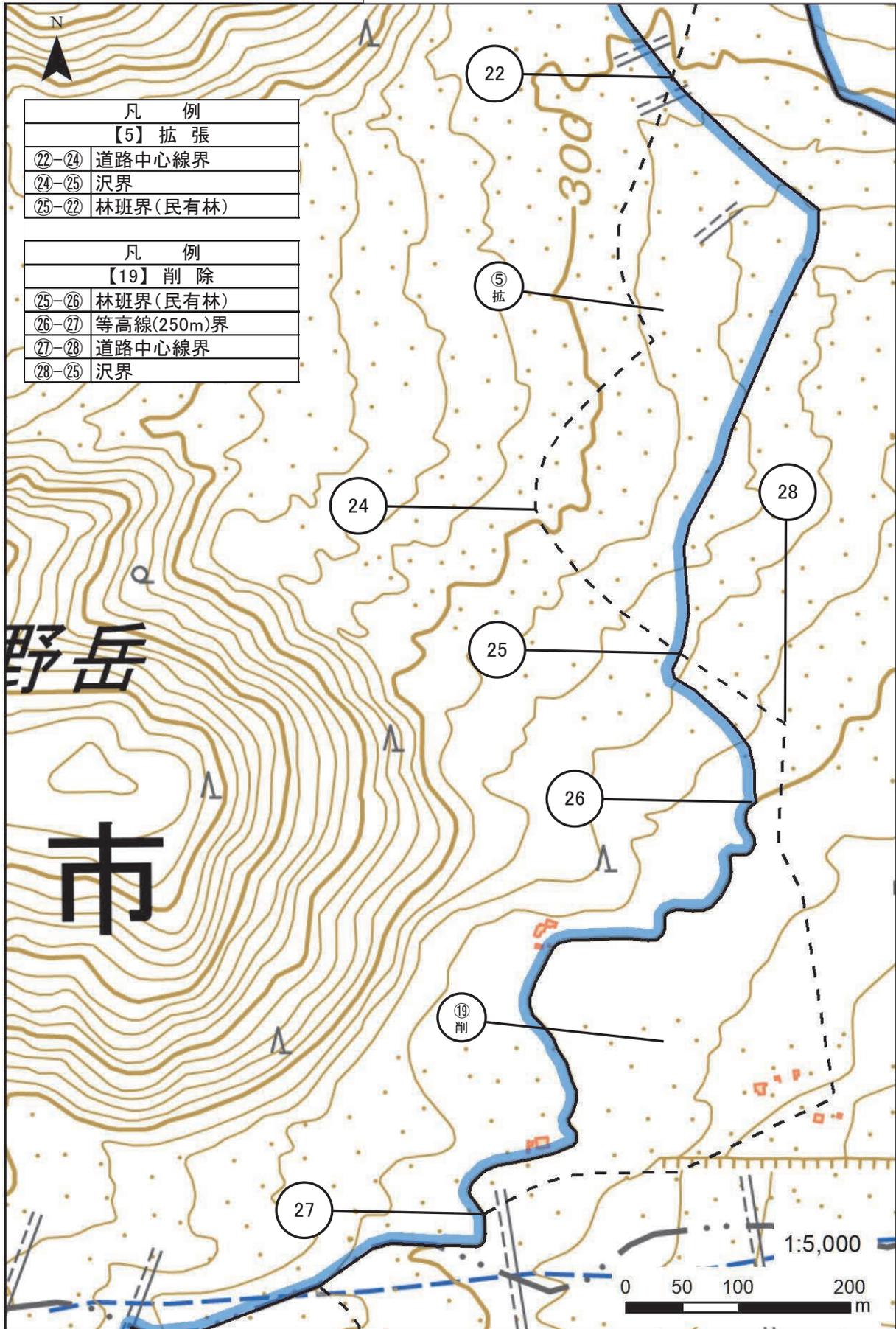


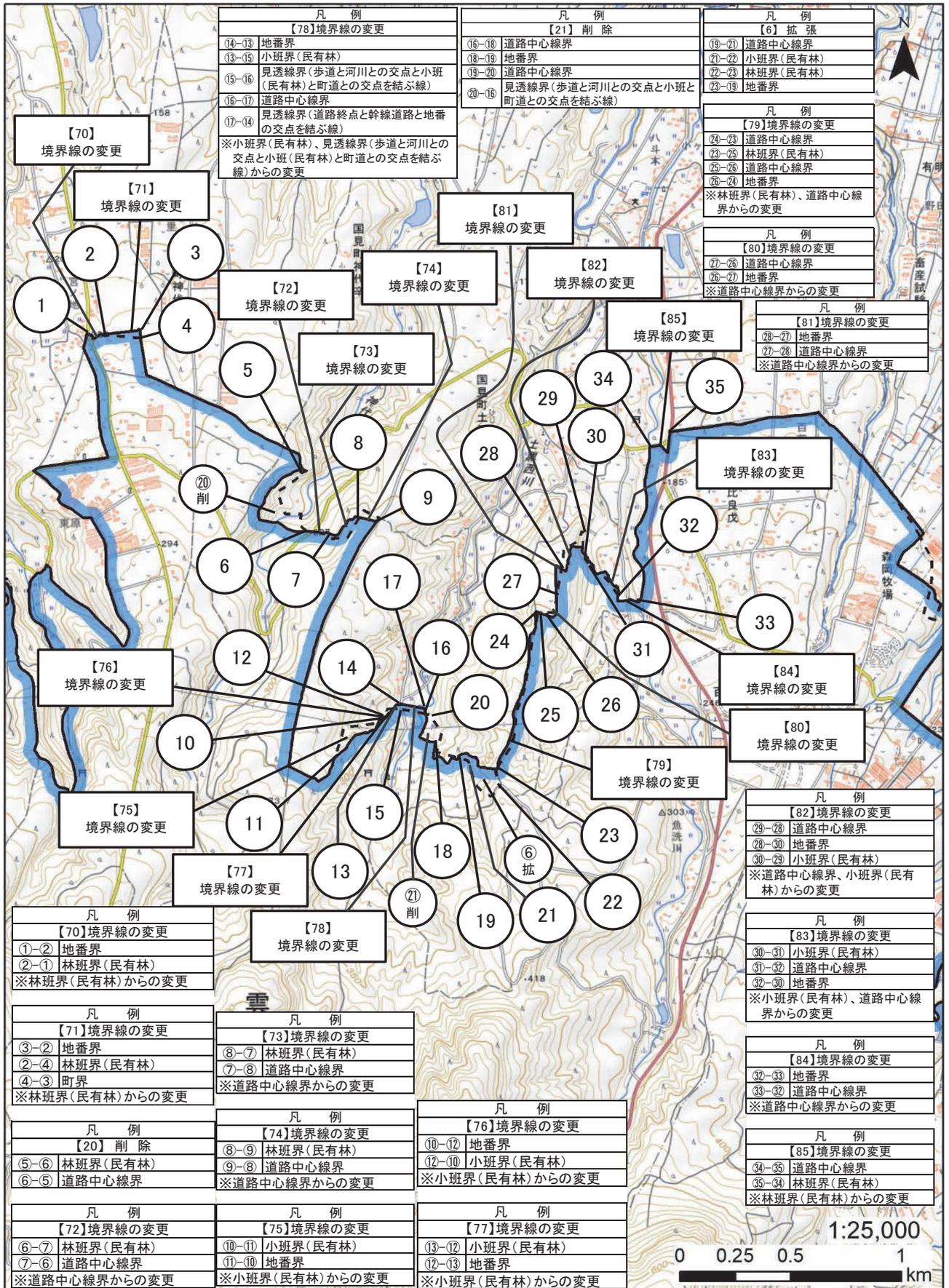












凡 例	
【78】境界線の変更	
⑭-⑬ 地番界	
⑬-⑮ 小班界(民有林)	
⑮-⑯ 見透線界(歩道と河川との交点と小班(民有林)と町道との交点を結ぶ線)	
⑯-⑰ 道路中心線界	
⑰-⑱ 見透線界(道路終点と幹線道路と地番の交点を結ぶ線)	
※小班界(民有林)、見透線界(歩道と河川との交点と小班(民有林)と町道との交点を結ぶ線)からの変更	

凡 例	
【21】削除	
⑯-⑱ 道路中心線界	
⑱-⑲ 地番界	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 見透線界(歩道と河川との交点と小班と町道との交点を結ぶ線)	

凡 例	
【6】拡張	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 小班界(民有林)	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
⑲-⑲ 地番界	

凡 例	
【79】境界線の変更	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 地番界	
※林班界(民有林)、道路中心線界からの変更	

凡 例	
【80】境界線の変更	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 地番界	
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【81】境界線の変更	
⑲-⑲ 地番界	
⑲-⑲ 道路中心線界	
※道路中心線界からの変更	

【70】境界線の変更

【71】境界線の変更

【81】境界線の変更

【74】境界線の変更

【82】境界線の変更

【72】境界線の変更

【73】境界線の変更

【85】境界線の変更

【83】境界線の変更

【76】境界線の変更

【84】境界線の変更

【75】境界線の変更

【80】境界線の変更

【77】境界線の変更

【79】境界線の変更

【78】境界線の変更

凡 例	
【82】境界線の変更	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 地番界	
⑲-⑲ 小班界(民有林)	
※道路中心線界、小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【83】境界線の変更	
⑲-⑲ 小班界(民有林)	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 地番界	
※小班界(民有林)、道路中心線界からの変更	

凡 例	
【84】境界線の変更	
⑲-⑲ 地番界	
⑲-⑲ 道路中心線界	
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【85】境界線の変更	
⑲-⑲ 道路中心線界	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【70】境界線の変更	
⑲-⑲ 地番界	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【71】境界線の変更	
⑲-⑲ 地番界	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
⑲-⑲ 町界	
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【73】境界線の変更	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
⑲-⑲ 道路中心線界	
※道路中心線界からの変更	

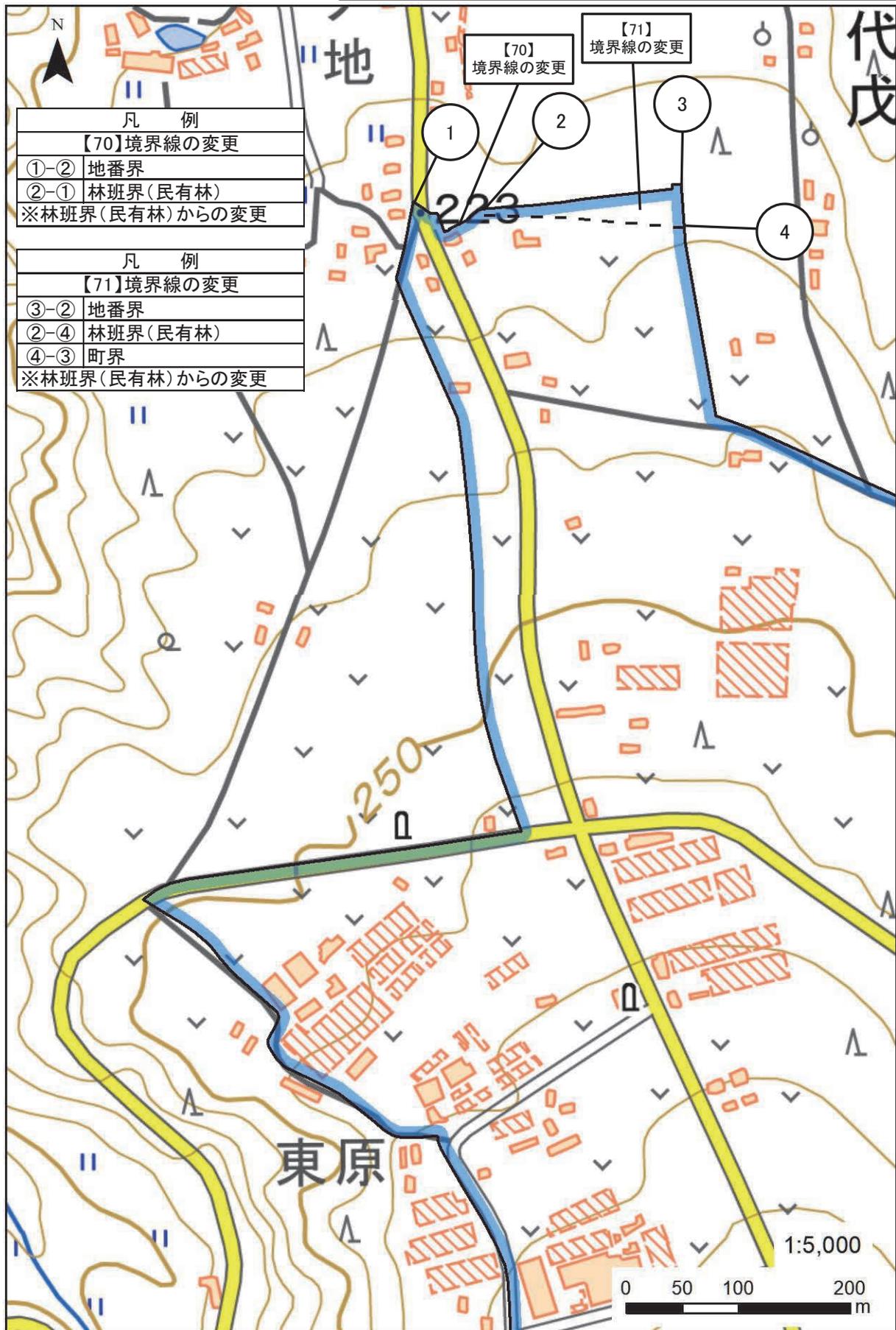
凡 例	
【74】境界線の変更	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
⑲-⑲ 道路中心線界	
※道路中心線界からの変更	

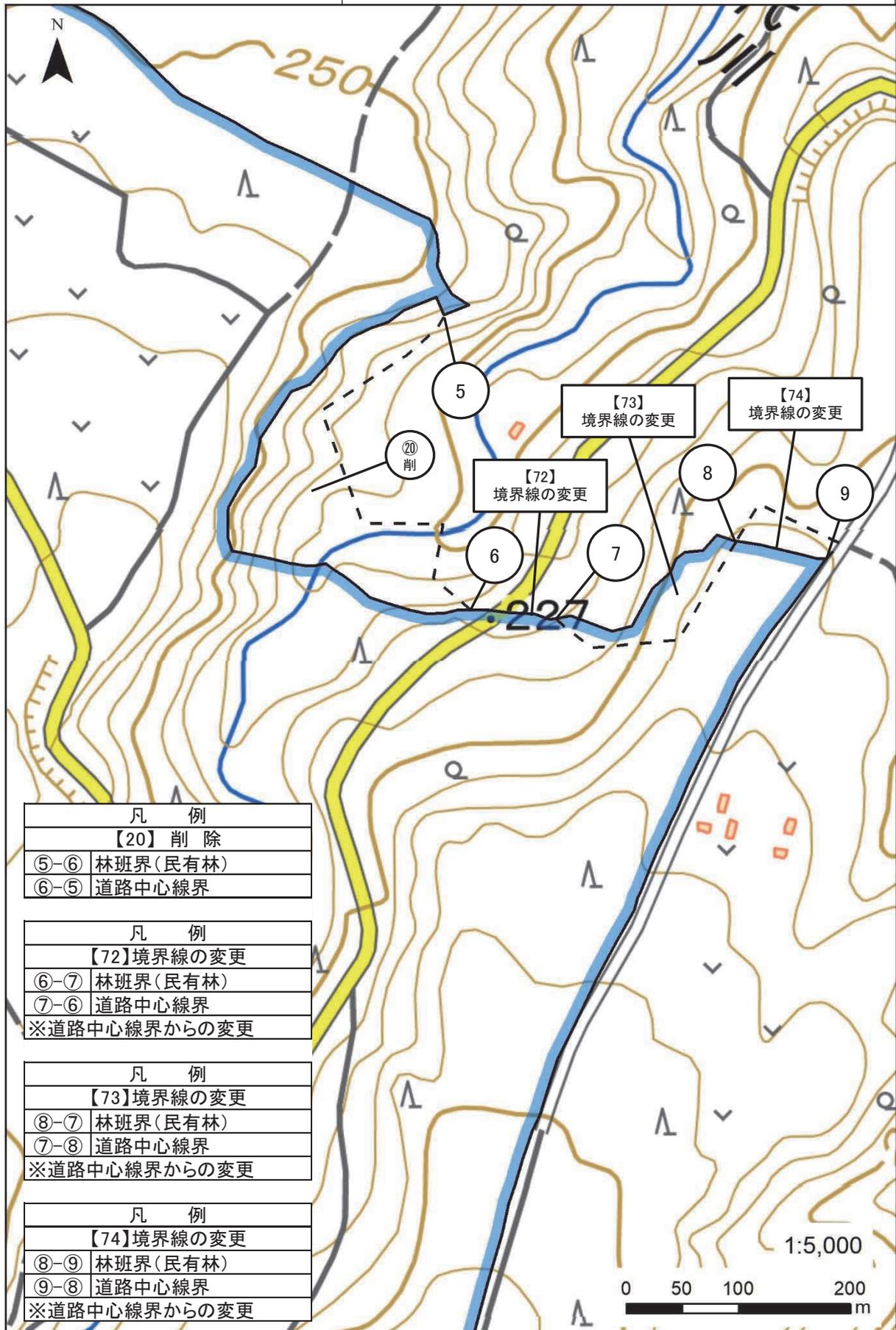
凡 例	
【76】境界線の変更	
⑲-⑲ 地番界	
⑲-⑲ 小班界(民有林)	
※小班界(民有林)からの変更	

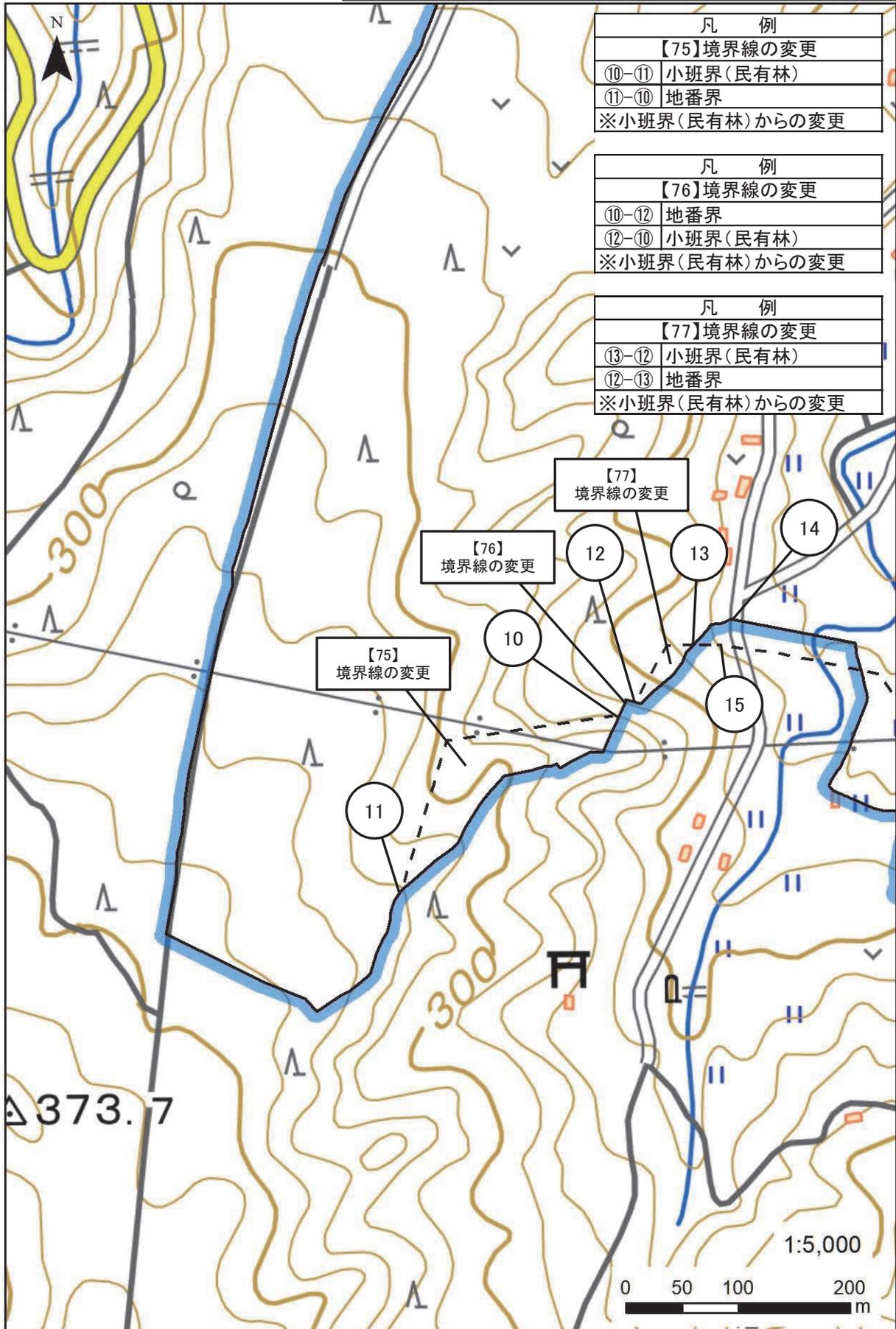
凡 例	
【72】境界線の変更	
⑲-⑲ 林班界(民有林)	
⑲-⑲ 道路中心線界	
※道路中心線界からの変更	

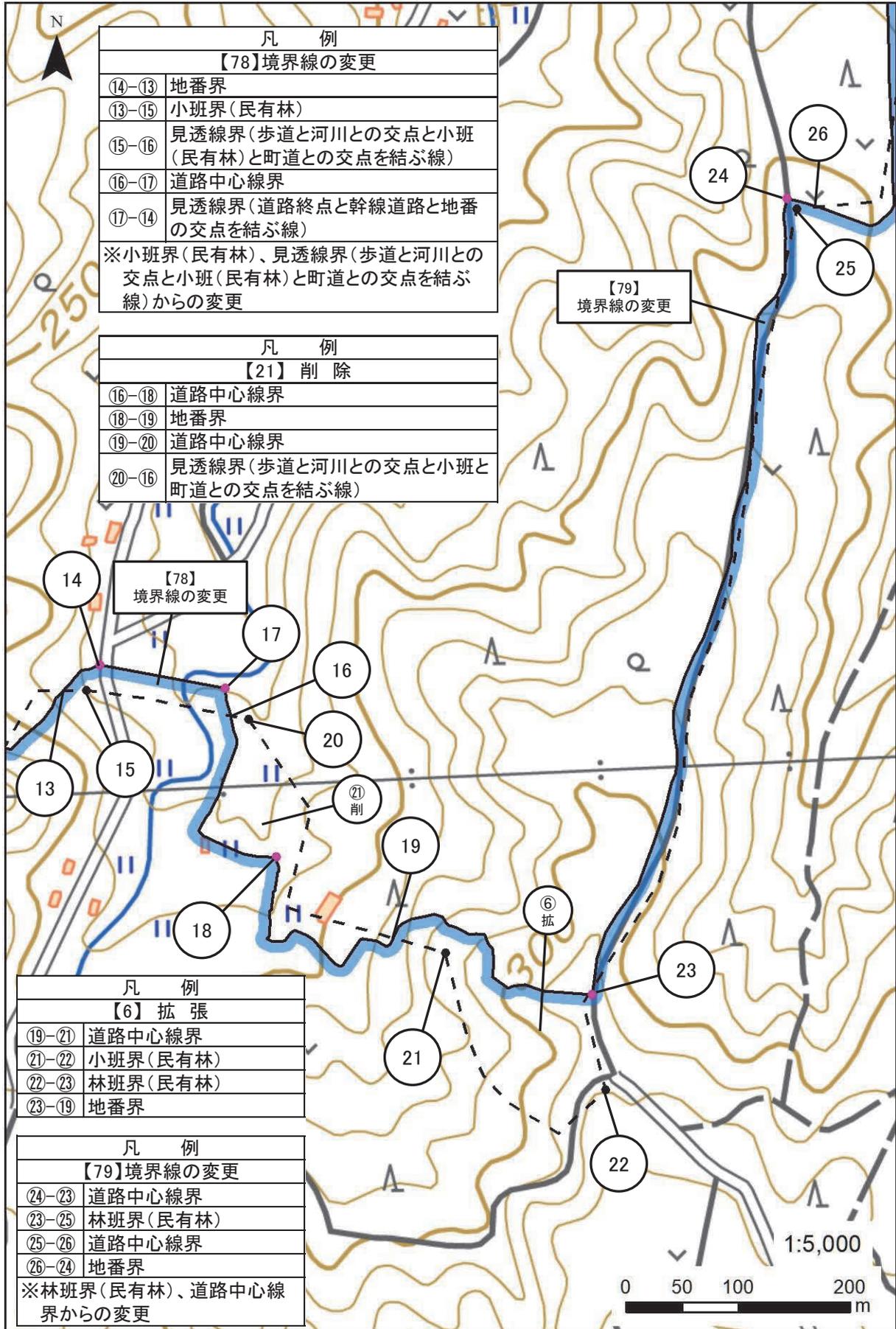
凡 例	
【75】境界線の変更	
⑲-⑲ 小班界(民有林)	
⑲-⑲ 地番界	
※小班界(民有林)からの変更	

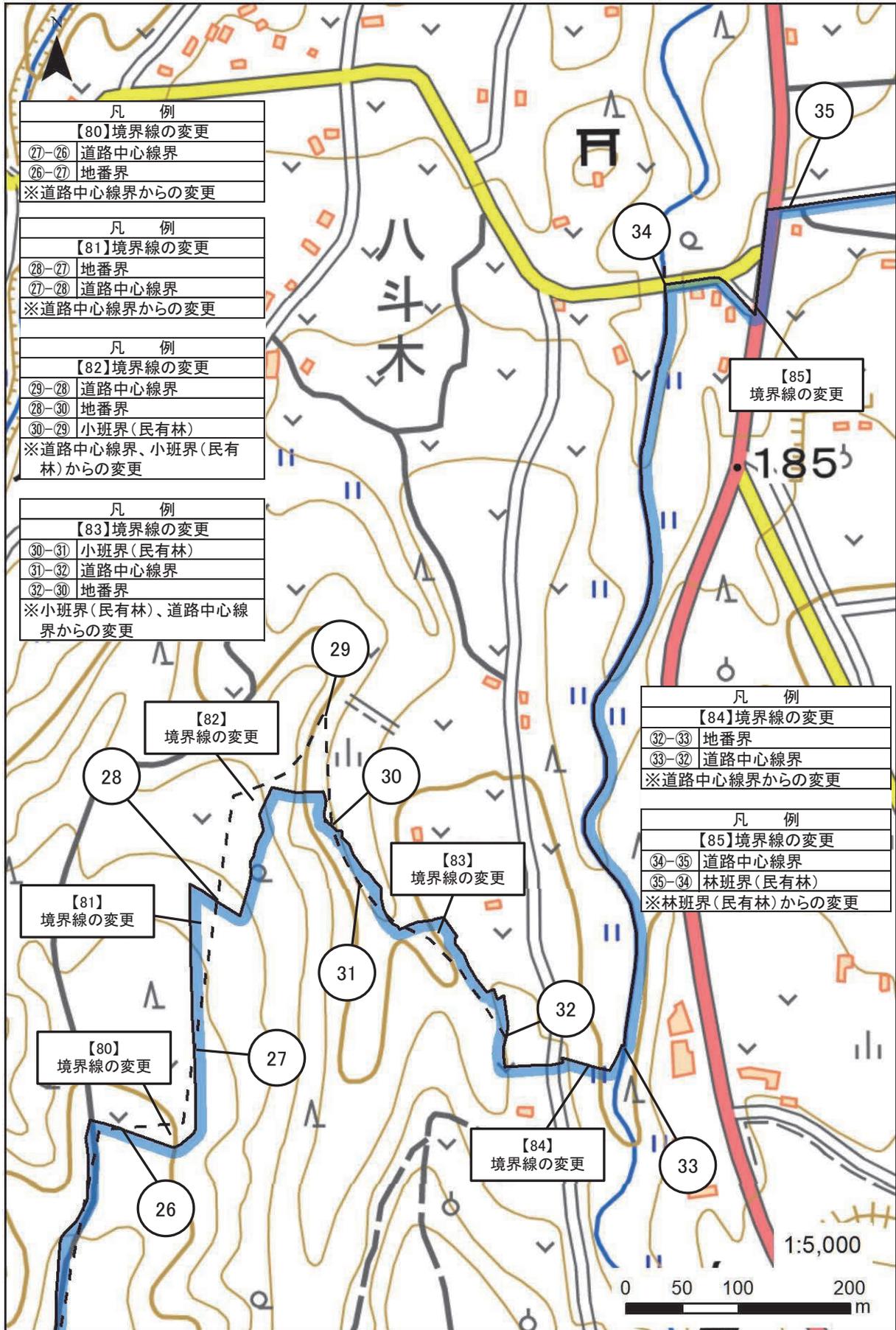
凡 例	
【77】境界線の変更	
⑲-⑲ 小班界(民有林)	
⑲-⑲ 地番界	
※小班界(民有林)からの変更	

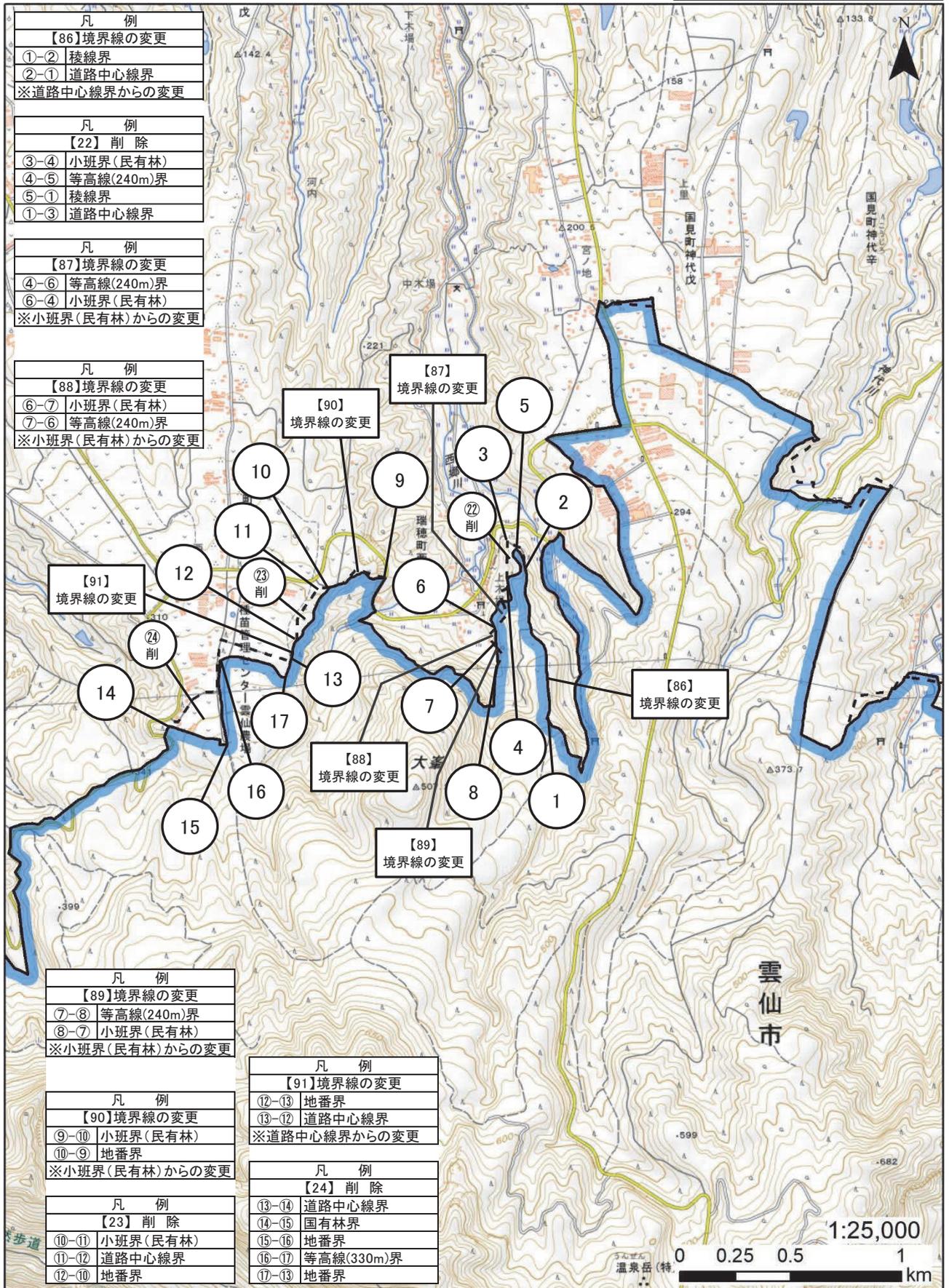












凡 例	
【86】境界線の変更	
①-②	稜線界
②-①	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【22】削 除	
③-④	小班界(民有林)
④-⑤	等高線(240m)界
⑤-①	稜線界
①-③	道路中心線界

凡 例	
【87】境界線の変更	
④-⑥	等高線(240m)界
⑥-④	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【88】境界線の変更	
⑥-⑦	小班界(民有林)
⑦-⑥	等高線(240m)界
※小班界(民有林)からの変更	

【91】境界線の変更

【90】境界線の変更

【87】境界線の変更

【86】境界線の変更

【88】境界線の変更

【89】境界線の変更

凡 例	
【89】境界線の変更	
⑦-⑧	等高線(240m)界
⑧-⑦	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【90】境界線の変更	
⑨-⑩	小班界(民有林)
⑩-⑨	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

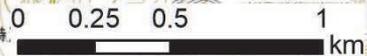
凡 例	
【23】削 除	
⑩-⑪	小班界(民有林)
⑪-⑫	道路中心線界
⑫-⑩	地番界

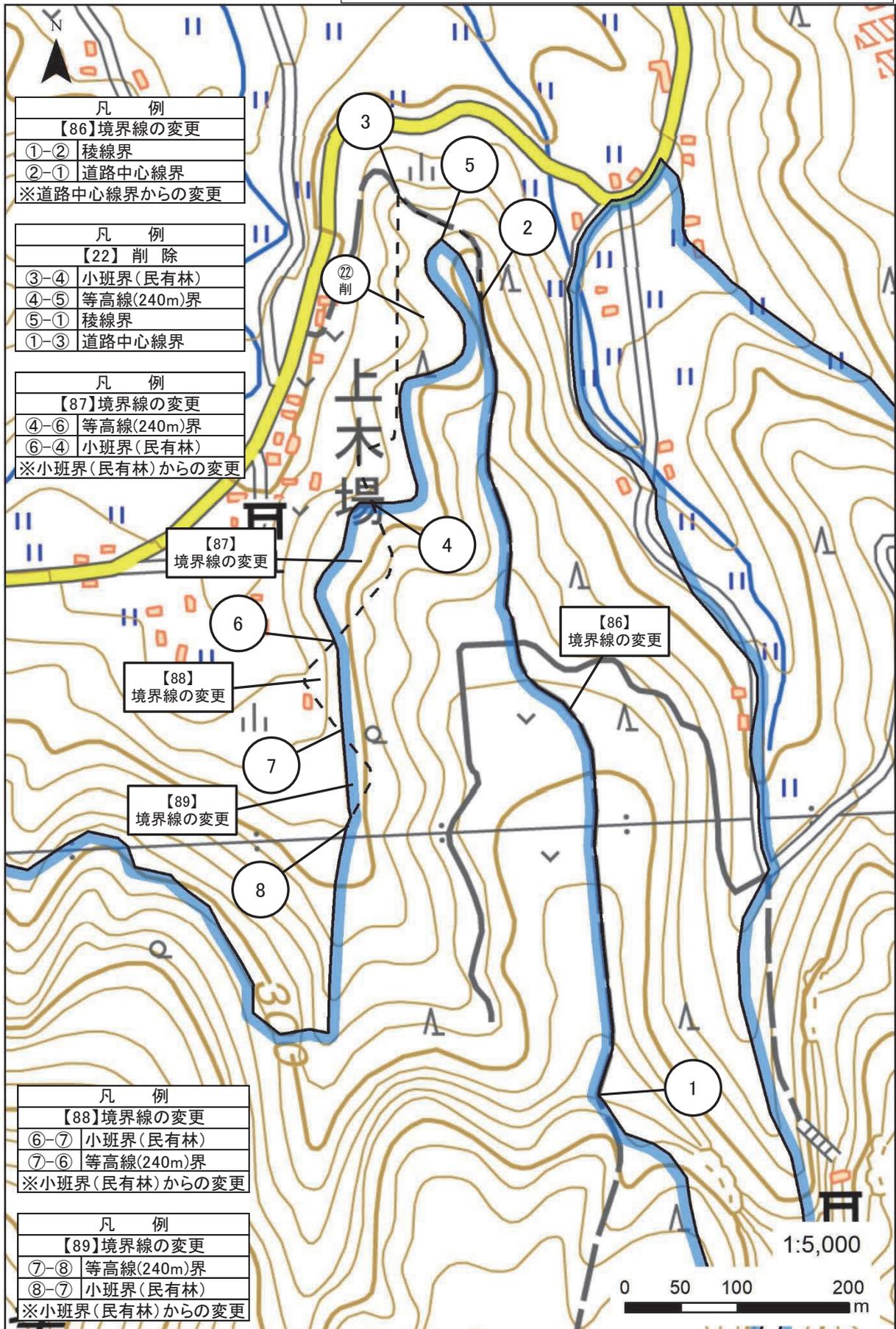
凡 例	
【91】境界線の変更	
⑫-⑬	地番界
⑬-⑫	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

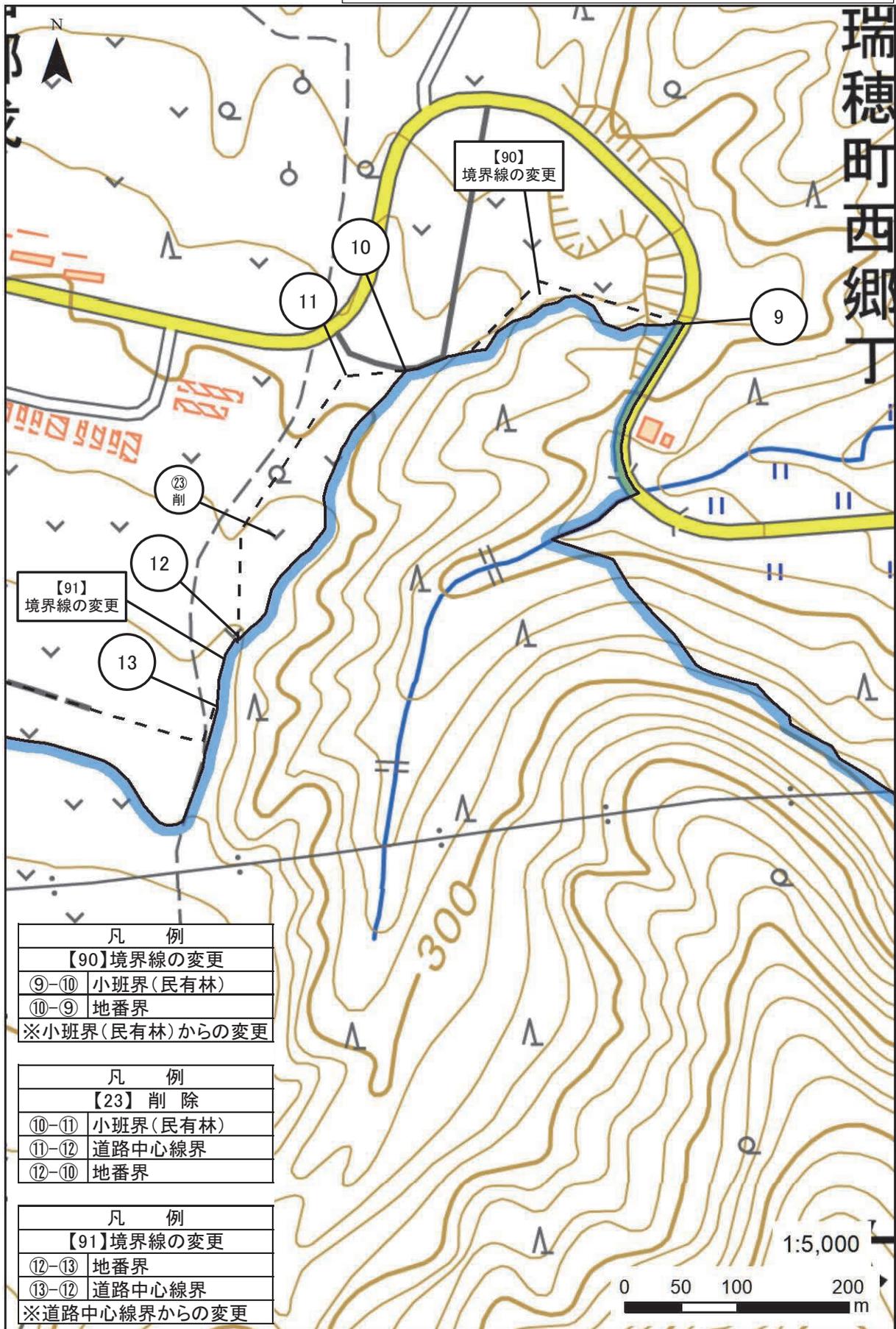
凡 例	
【24】削 除	
⑬-⑭	道路中心線界
⑭-⑮	国有林界
⑮-⑯	地番界
⑯-⑰	等高線(330m)界
⑰-⑱	地番界

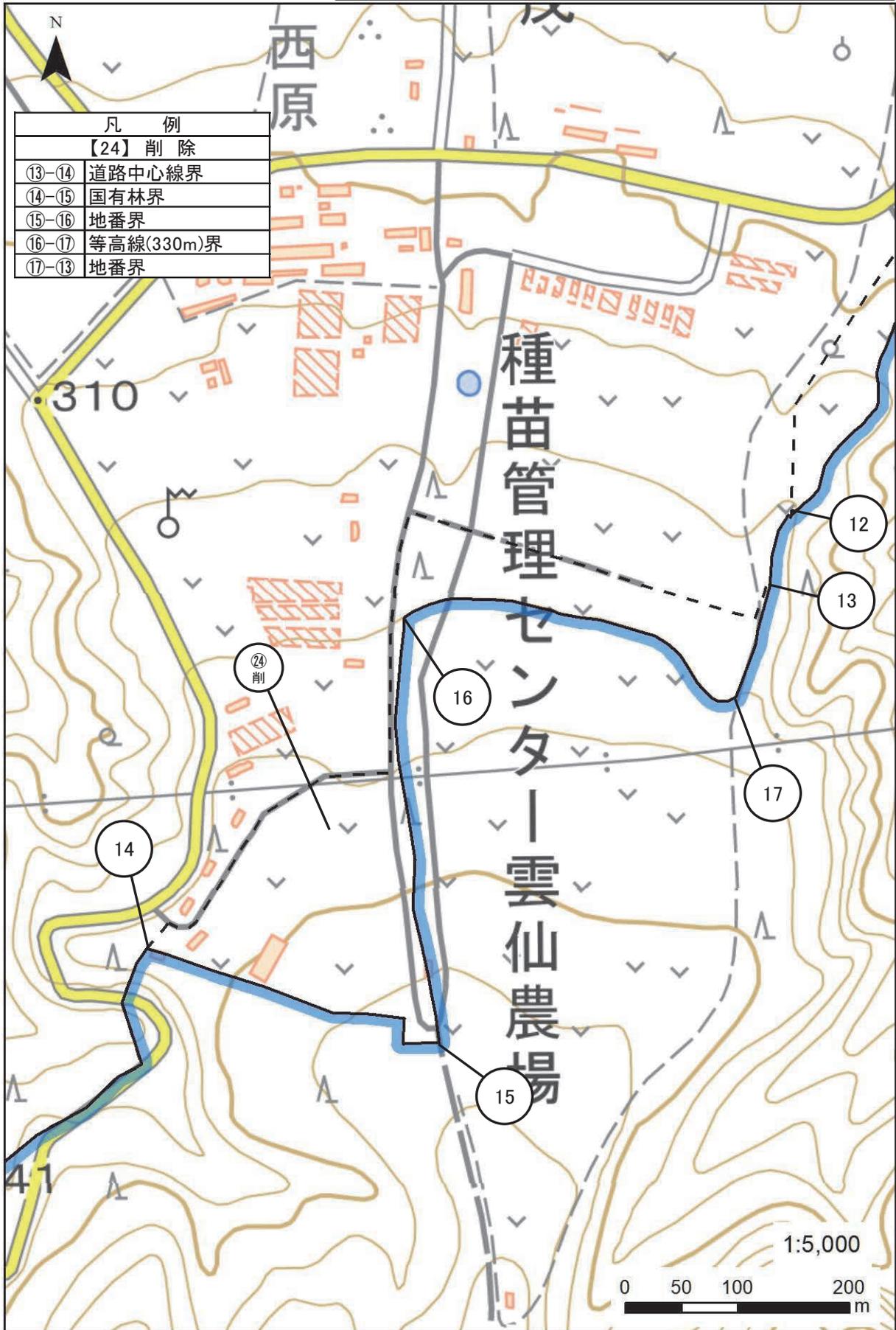
雲仙市

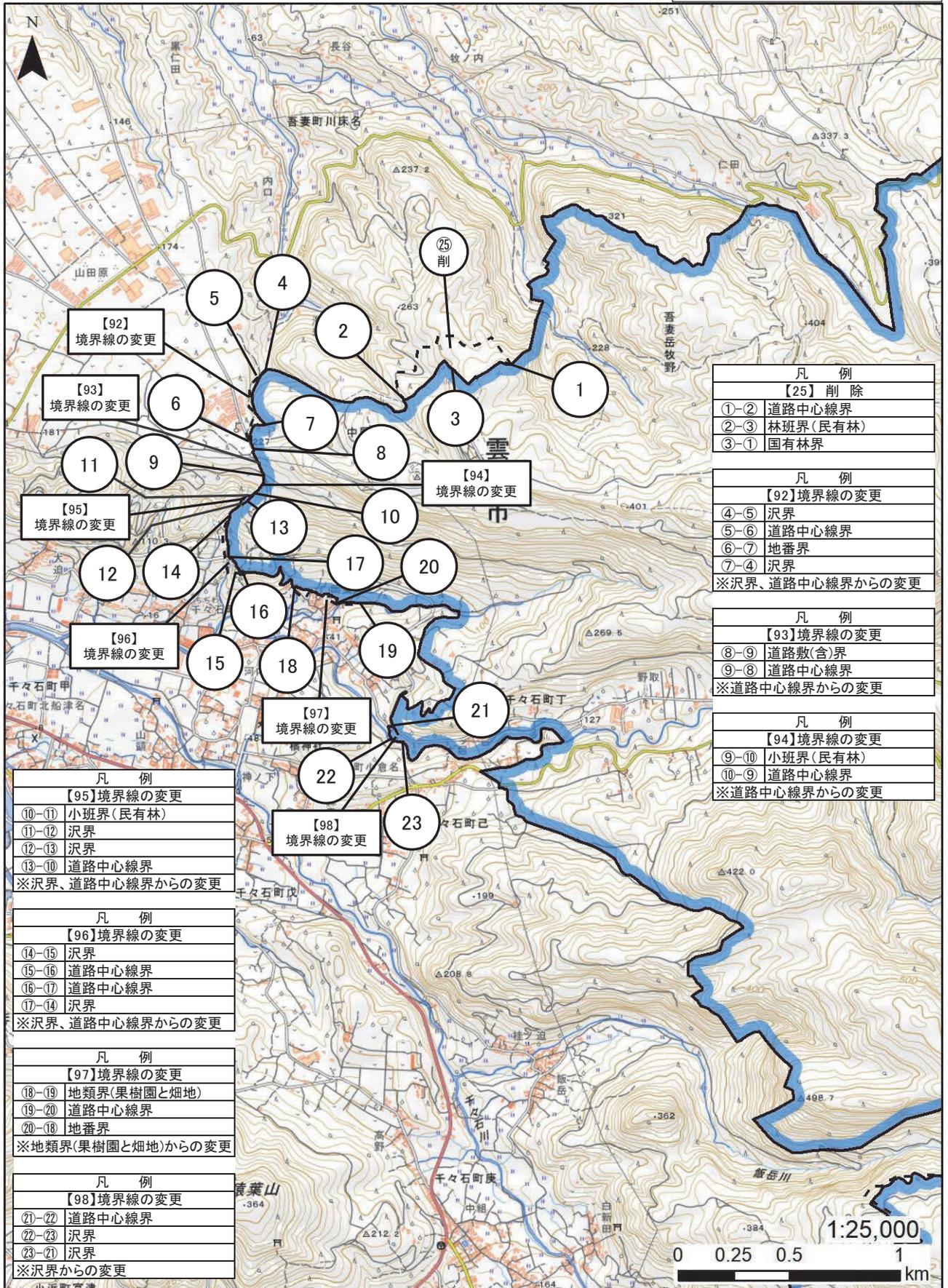
1:25,000



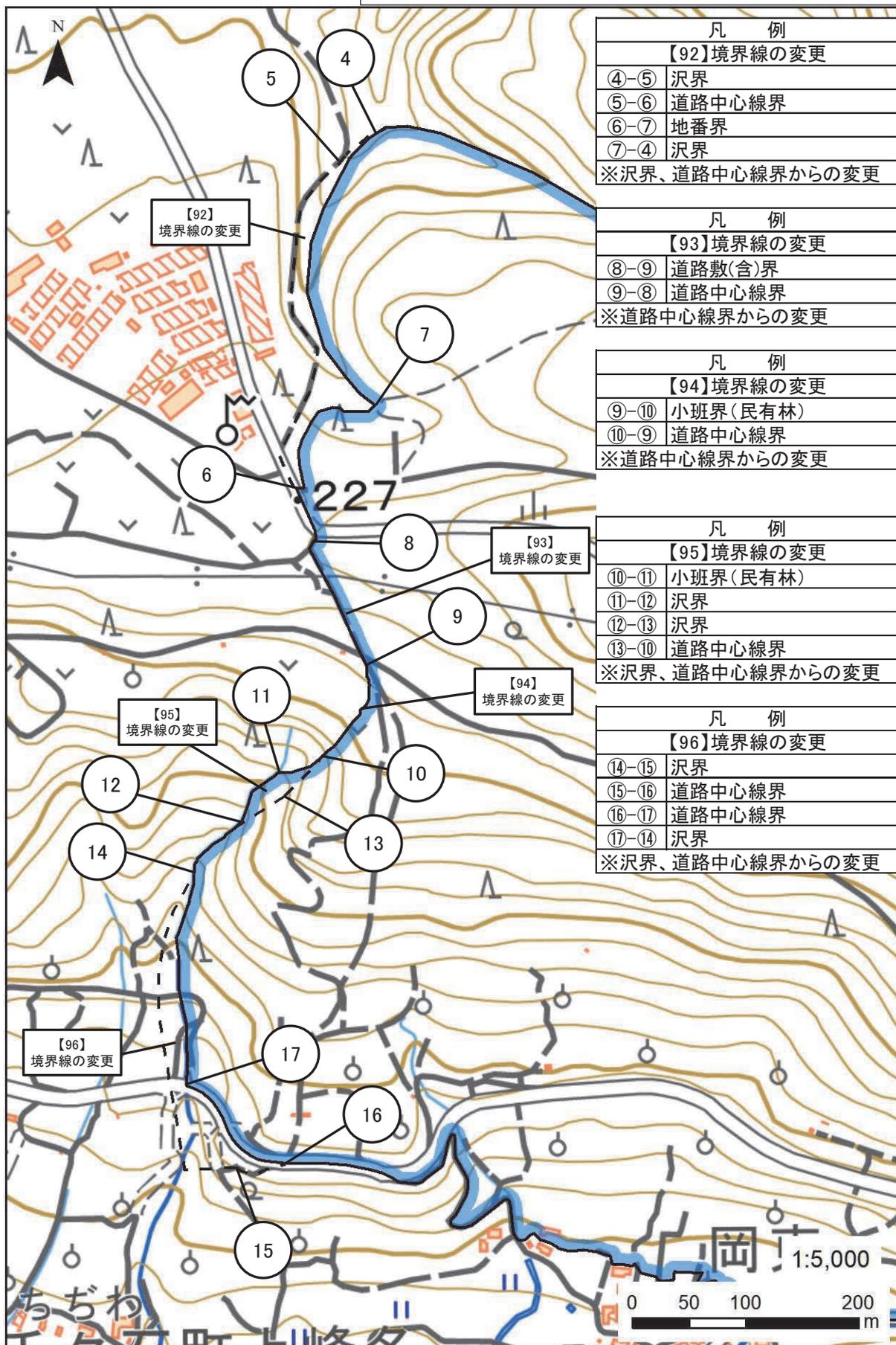


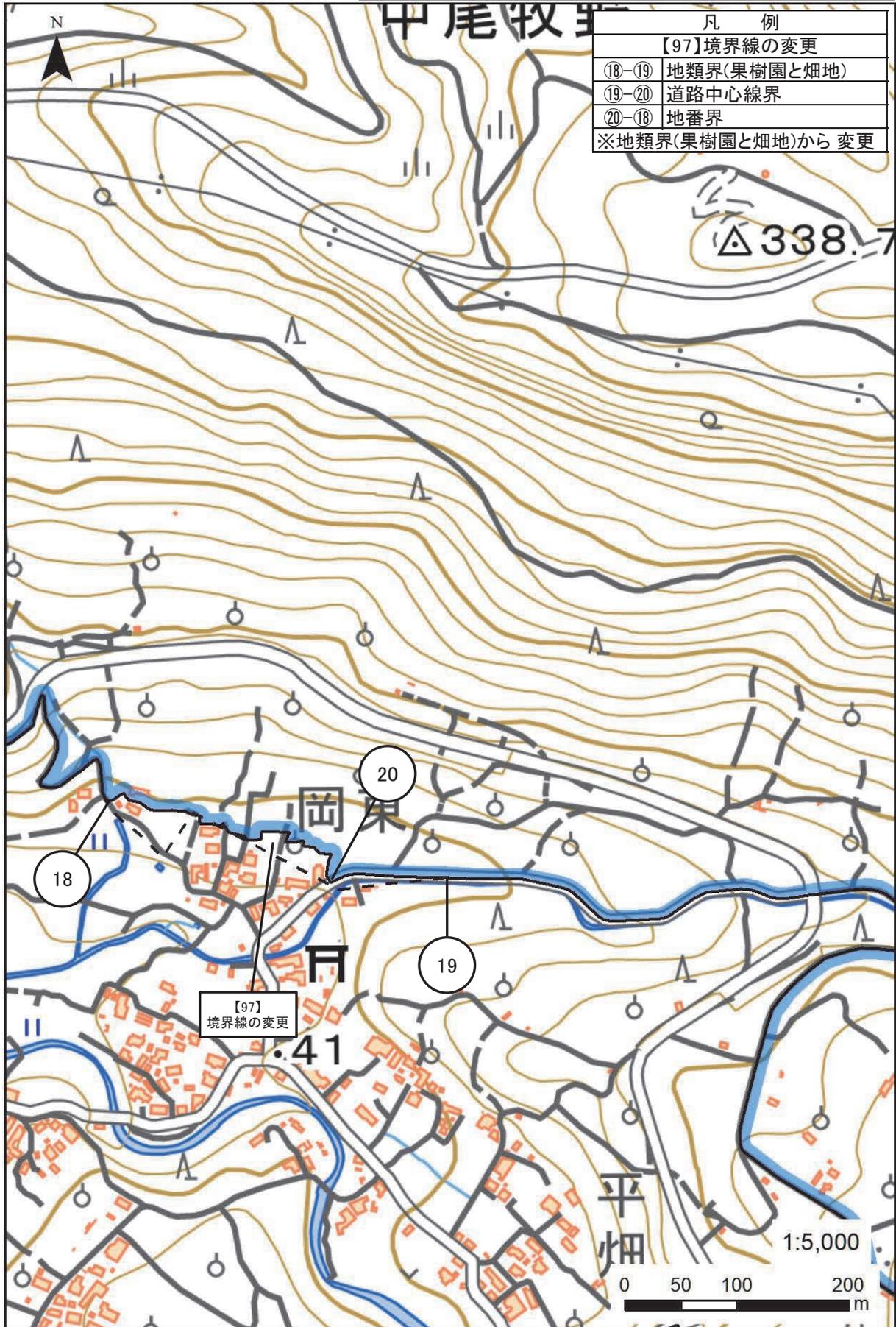




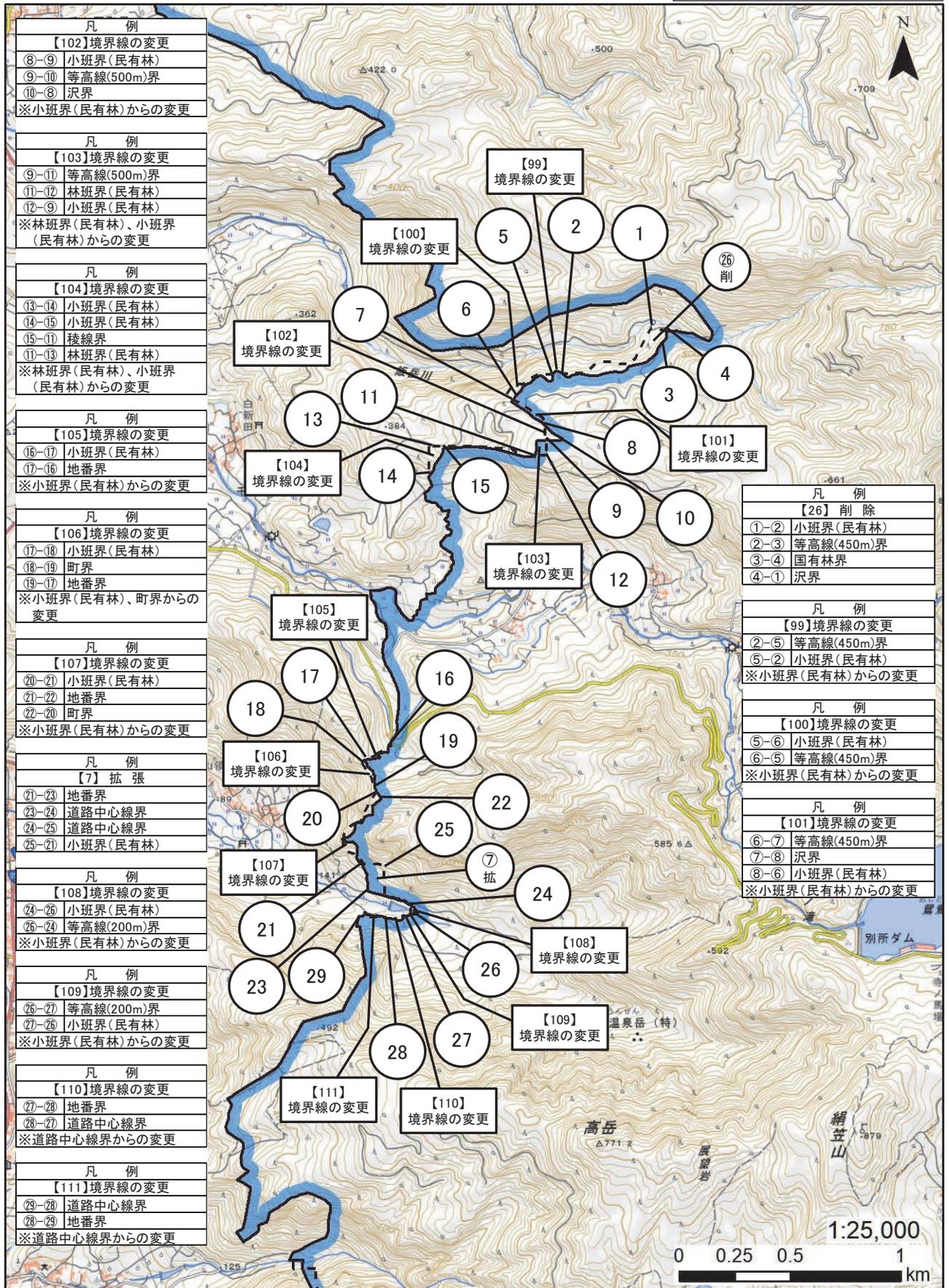












凡 例	
【102】境界線の変更	
⑧-⑨ 小班界(民有林)	
⑨-⑩ 等高線(500m)界	
⑩-⑧ 沢界	
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【103】境界線の変更	
⑨-⑪ 等高線(500m)界	
⑪-⑫ 林班界(民有林)	
⑫-⑨ 小班界(民有林)	
※林班界(民有林)、小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【104】境界線の変更	
⑬-⑭ 小班界(民有林)	
⑭-⑮ 小班界(民有林)	
⑮-⑪ 稜線界	
⑪-⑬ 林班界(民有林)	
※林班界(民有林)、小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【105】境界線の変更	
⑯-⑰ 小班界(民有林)	
⑰-⑱ 地番界	
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【106】境界線の変更	
⑰-⑱ 小班界(民有林)	
⑱-⑲ 町界	
⑲-⑰ 地番界	
※小班界(民有林)、町界からの変更	

凡 例	
【107】境界線の変更	
⑳-㉑ 小班界(民有林)	
㉑-㉒ 地番界	
㉒-㉑ 町界	
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【7】拡張	
㉑-㉒ 地番界	
㉒-㉓ 道路中心線界	
㉓-㉔ 道路中心線界	
㉔-㉑ 小班界(民有林)	

凡 例	
【108】境界線の変更	
㉔-㉕ 小班界(民有林)	
㉕-㉖ 等高線(200m)界	
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【109】境界線の変更	
㉖-㉗ 等高線(200m)界	
㉗-㉖ 小班界(民有林)	
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【110】境界線の変更	
㉗-㉘ 地番界	
㉘-㉗ 道路中心線界	
※道路中心線界からの変更	

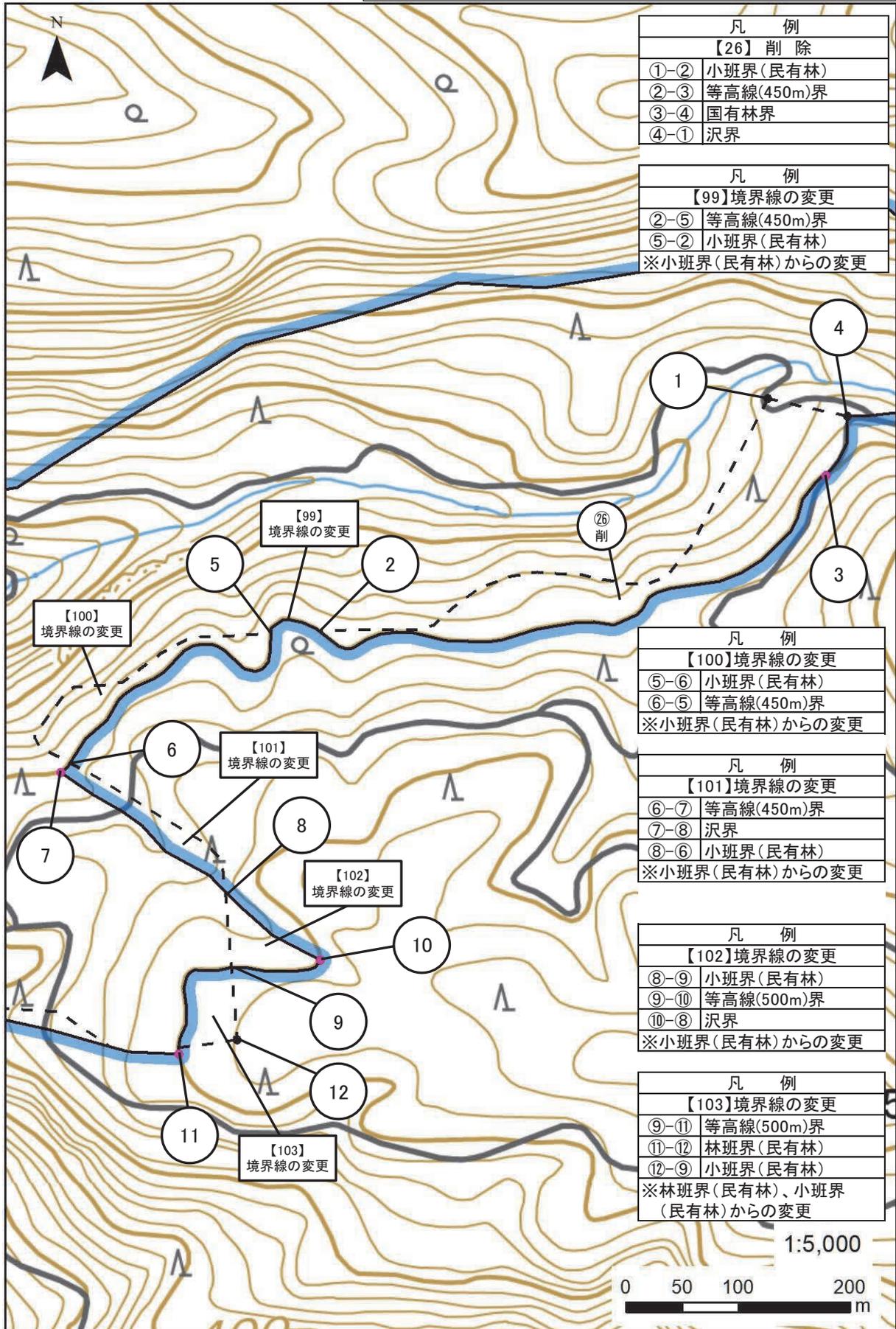
凡 例	
【111】境界線の変更	
㉘-㉙ 道路中心線界	
㉙-㉘ 地番界	
※道路中心線界からの変更	

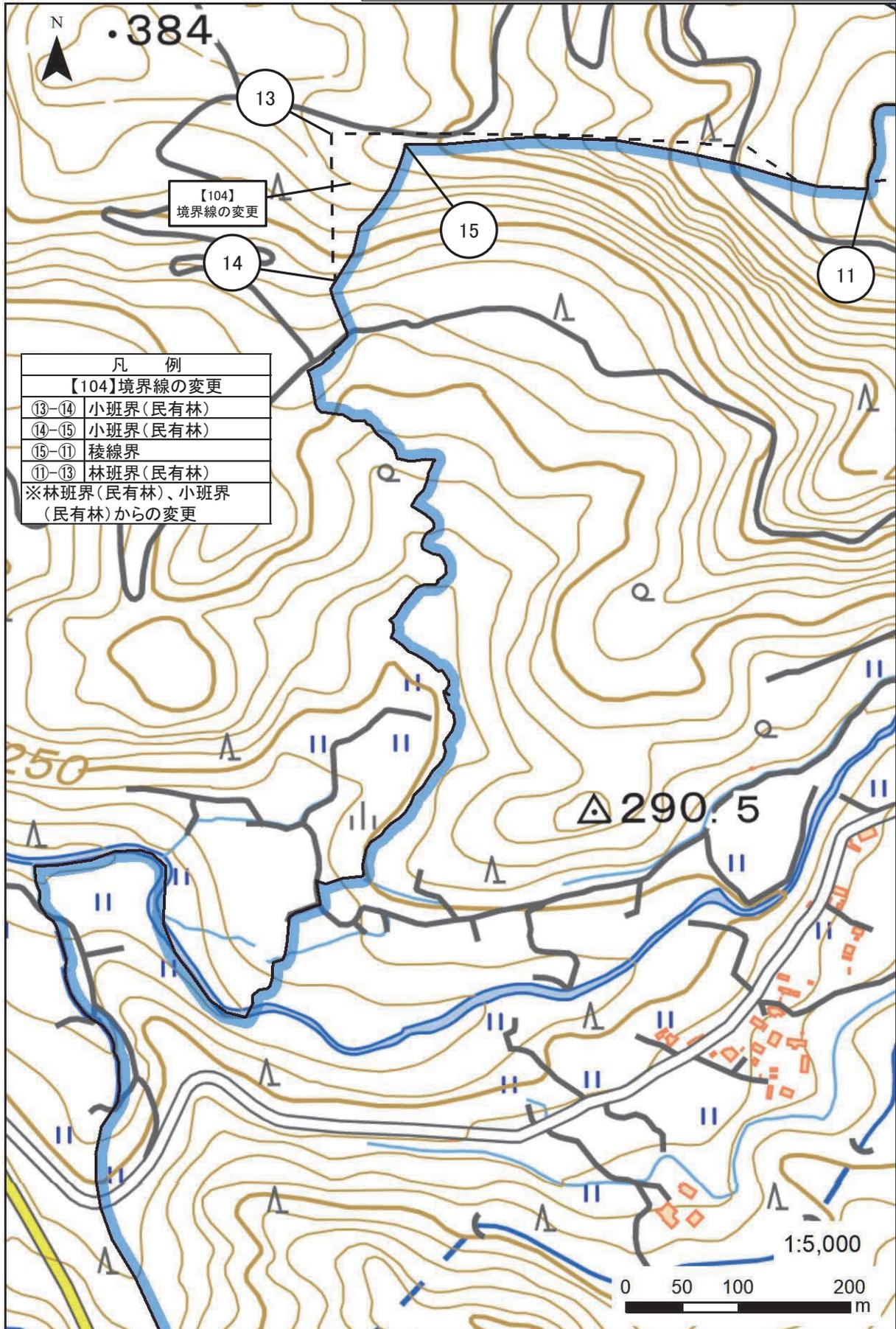
凡 例	
【26】削除	
①-② 小班界(民有林)	
②-③ 等高線(450m)界	
③-④ 国有林界	
④-① 沢界	

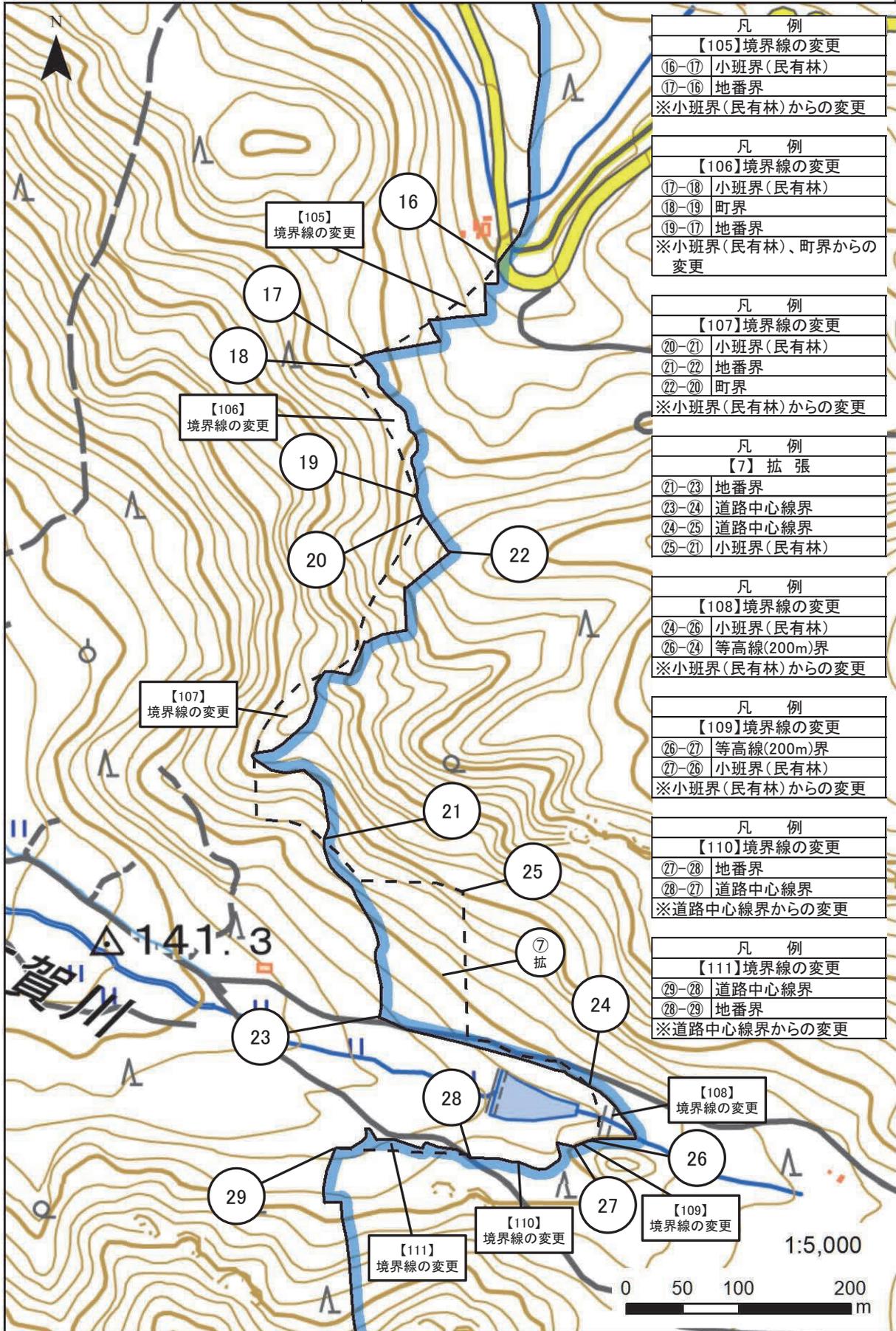
凡 例	
【99】境界線の変更	
②-⑤ 等高線(450m)界	
⑤-② 小班界(民有林)	
※小班界(民有林)からの変更	

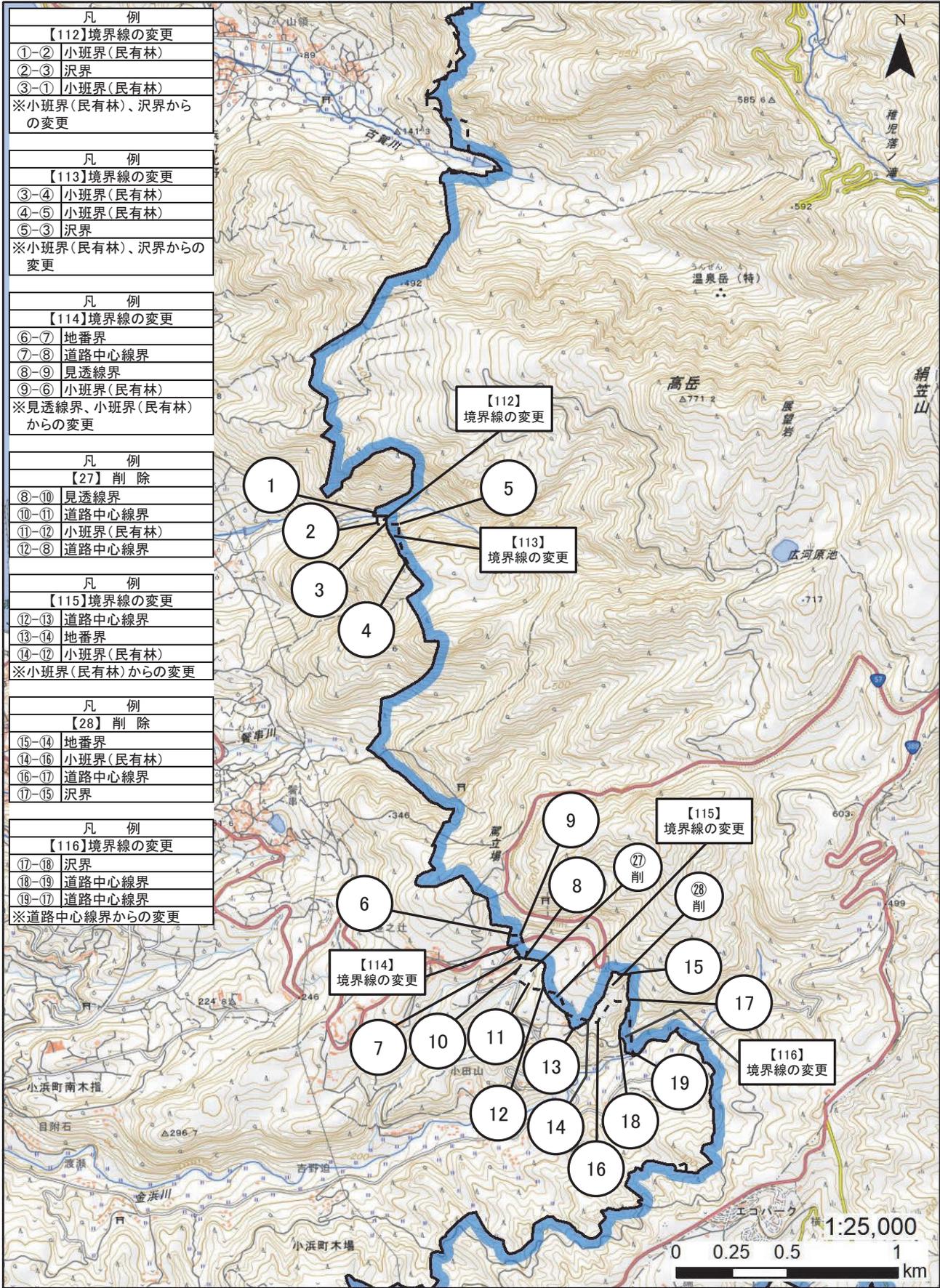
凡 例	
【100】境界線の変更	
⑤-⑥ 小班界(民有林)	
⑥-⑤ 等高線(450m)界	
※小班界(民有林)からの変更	

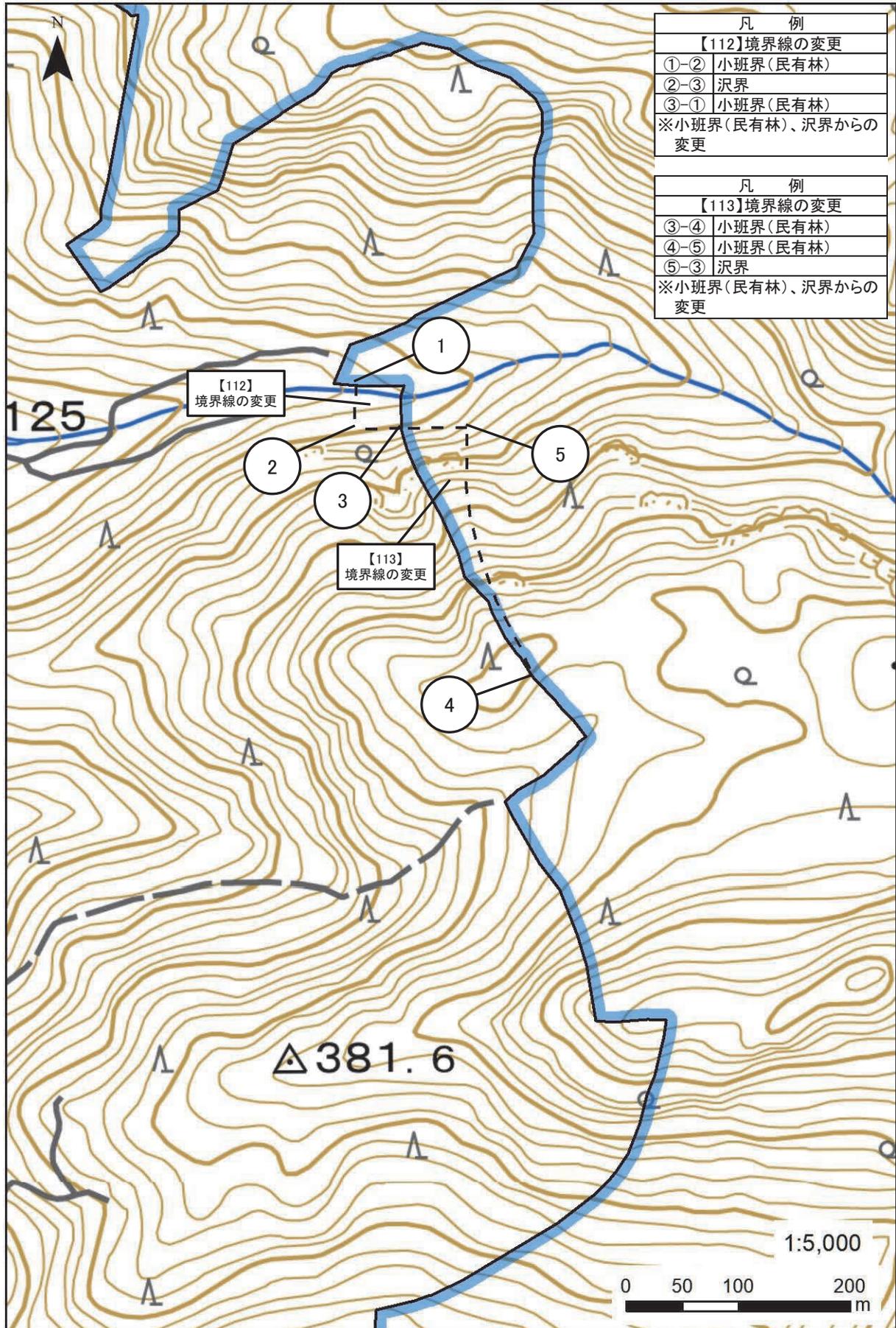
凡 例	
【101】境界線の変更	
⑥-⑦ 等高線(450m)界	
⑦-⑧ 沢界	
⑧-⑥ 小班界(民有林)	
※小班界(民有林)からの変更	

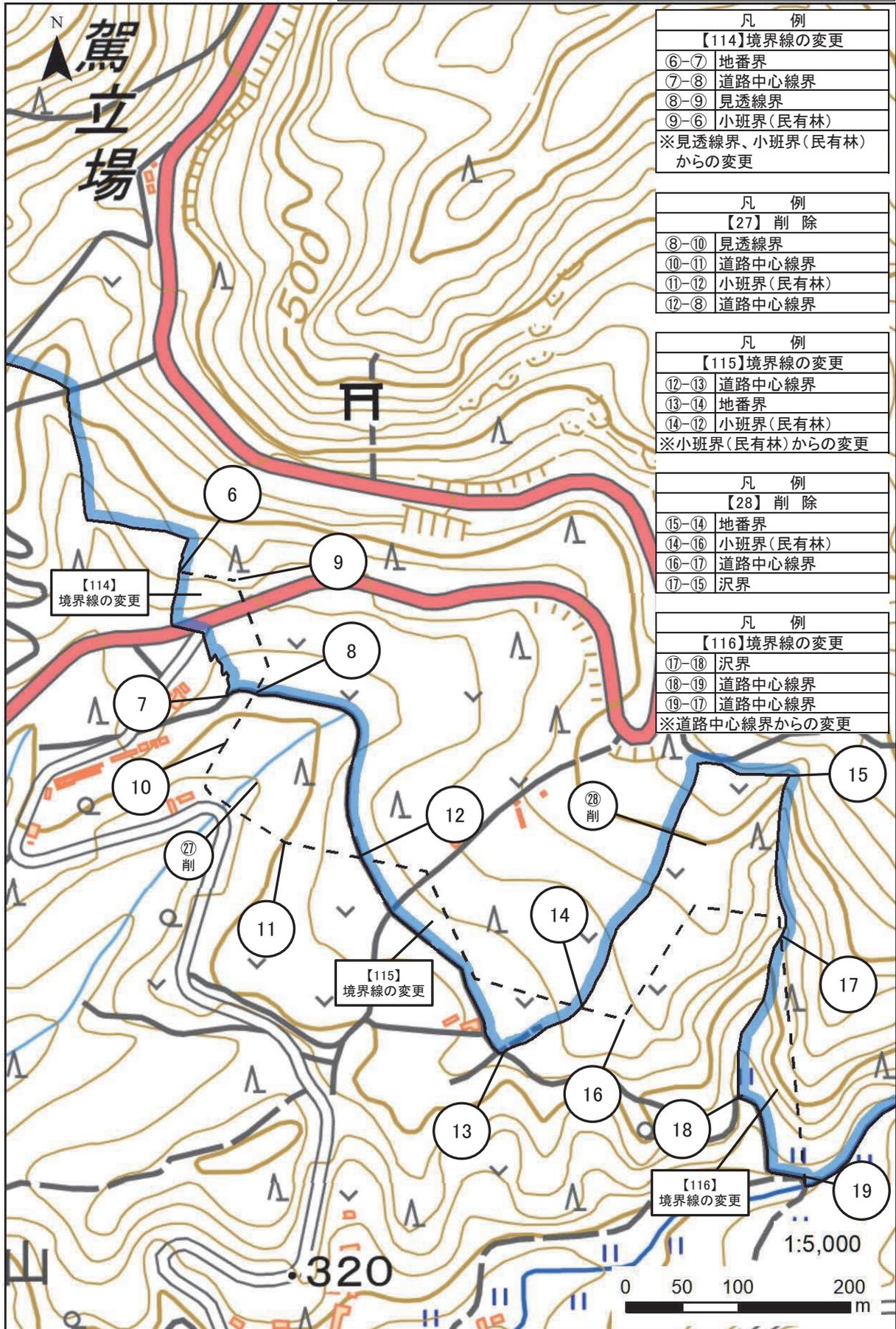


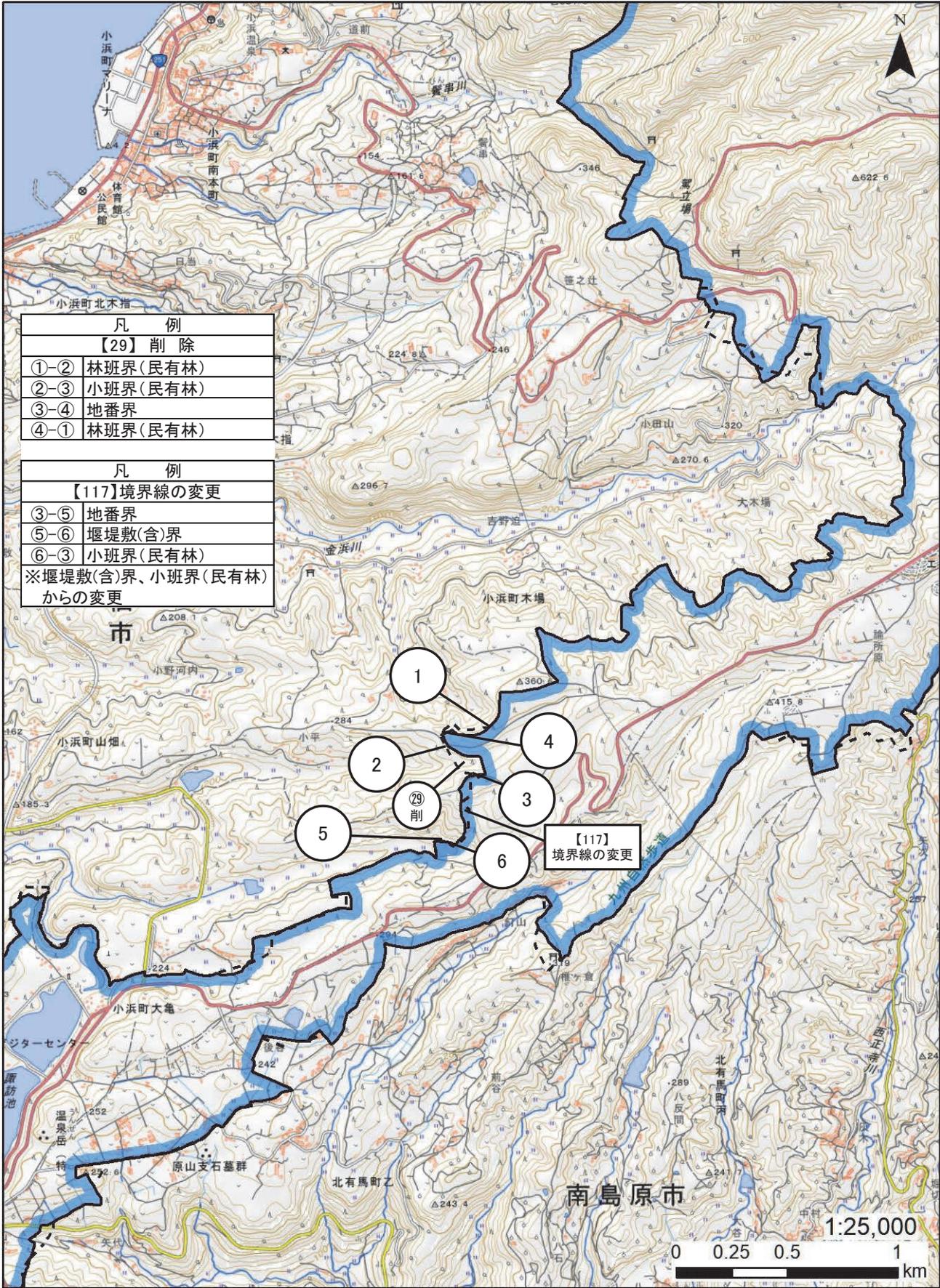




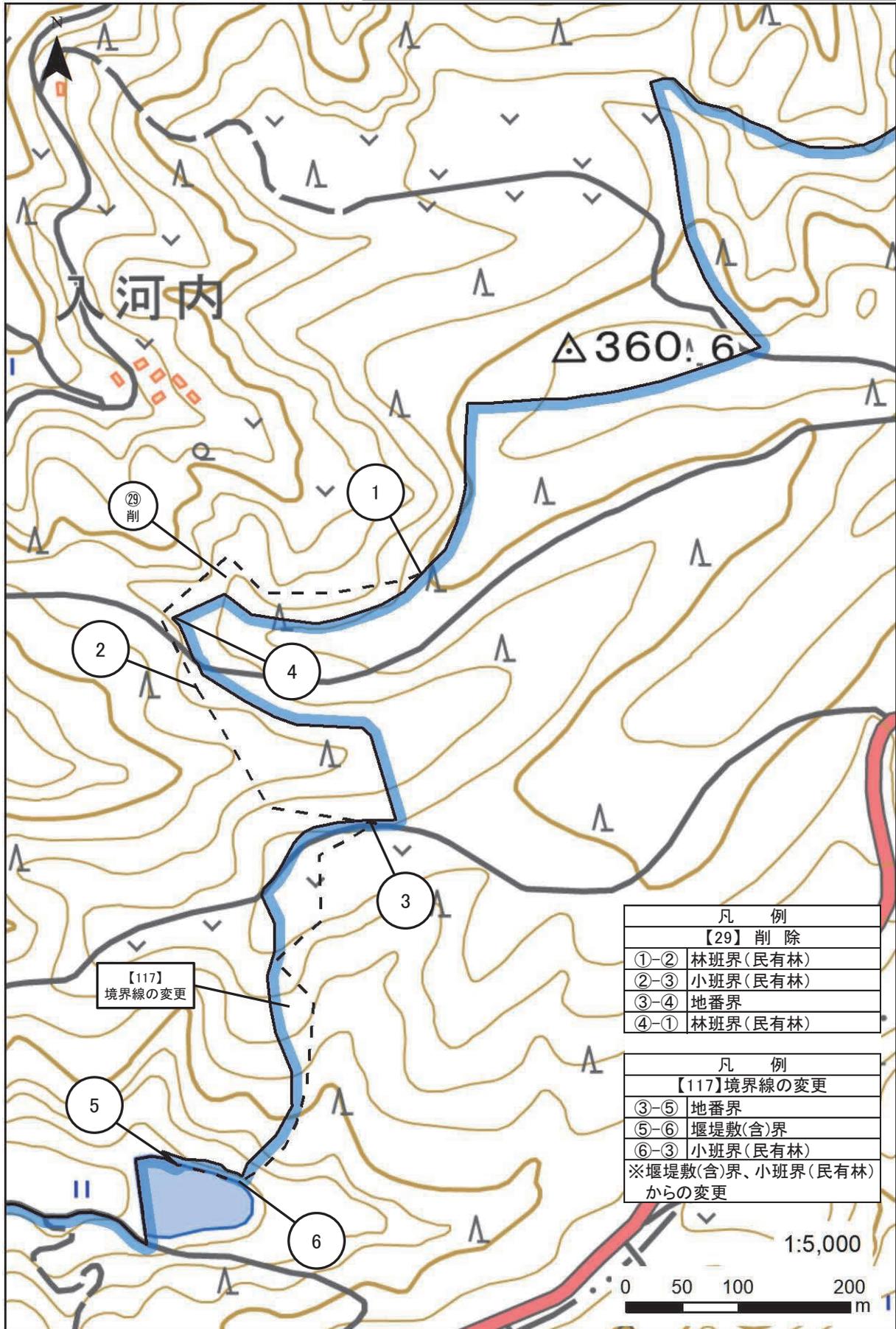


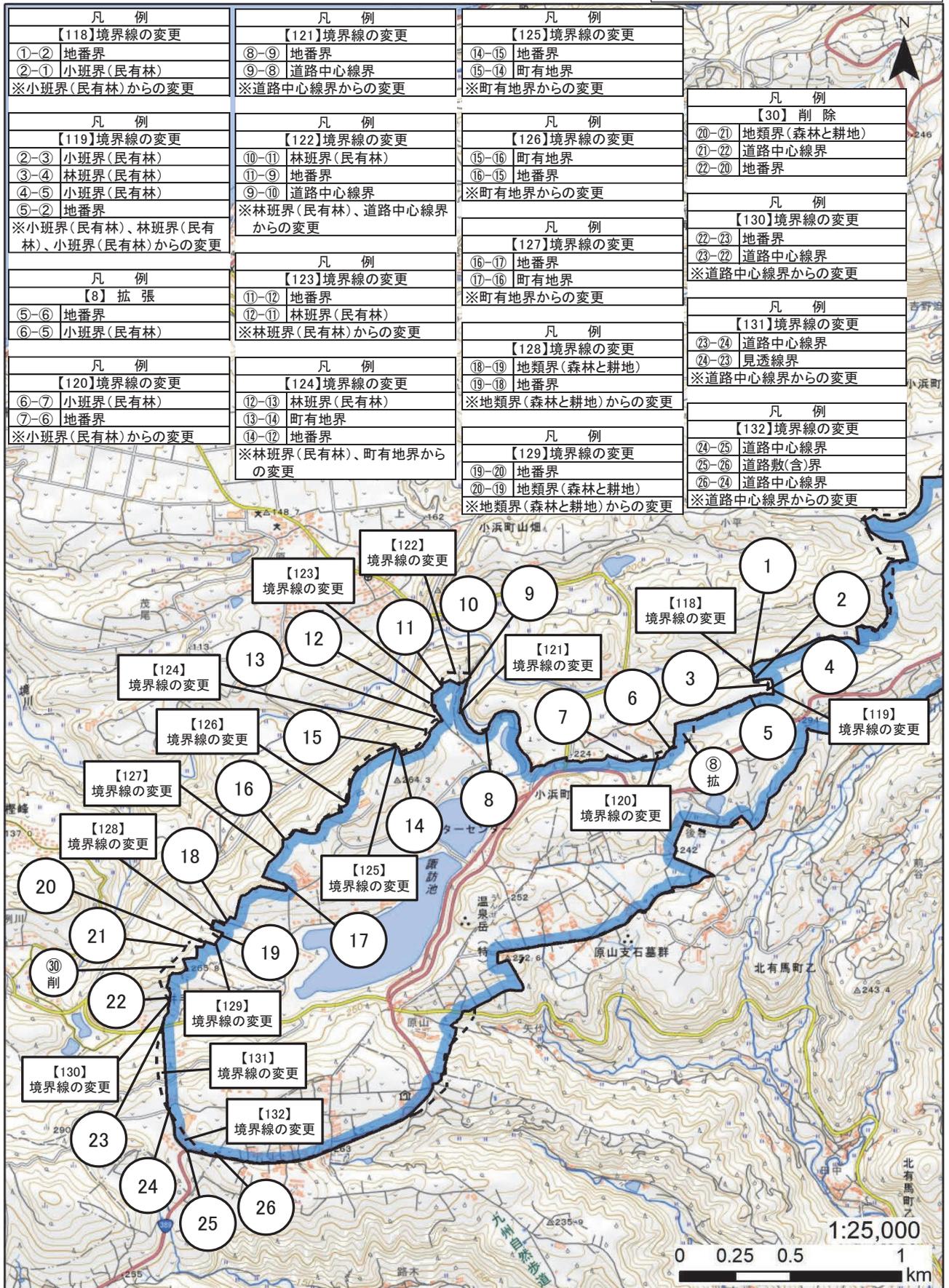






雲仙市 9-1





凡 例	
【118】境界線の変更	
①-②	地番界
②-①	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【121】境界線の変更	
⑧-⑨	地番界
⑨-⑧	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【125】境界線の変更	
⑭-⑮	地番界
⑮-⑭	町有地界
※町有地界からの変更	

凡 例	
【30】削除	
⑳-㉑	地類界(森林と耕地)
㉑-㉒	道路中心線界
㉒-㉑	地番界

凡 例	
【119】境界線の変更	
②-③	小班界(民有林)
③-④	林班界(民有林)
④-⑤	小班界(民有林)
⑤-②	地番界
※小班界(民有林)、林班界(民有林)、小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【122】境界線の変更	
⑩-⑪	林班界(民有林)
⑪-⑩	地番界
⑨-⑩	道路中心線界
※林班界(民有林)、道路中心線界からの変更	

凡 例	
【126】境界線の変更	
⑮-⑯	町有地界
⑯-⑮	地番界
※町有地界からの変更	

凡 例	
【130】境界線の変更	
㉒-㉓	地番界
㉓-㉒	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【8】拡張	
⑤-⑥	地番界
⑥-⑤	小班界(民有林)

凡 例	
【123】境界線の変更	
⑪-⑫	地番界
⑫-⑪	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【127】境界線の変更	
⑯-⑰	地番界
⑰-⑯	町有地界
※町有地界からの変更	

凡 例	
【131】境界線の変更	
㉓-㉔	道路中心線界
㉔-㉓	見透線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【120】境界線の変更	
⑥-⑦	小班界(民有林)
⑦-⑥	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【124】境界線の変更	
⑫-⑬	林班界(民有林)
⑬-⑭	町有地界
⑭-⑫	地番界
※林班界(民有林)、町有地界からの変更	

凡 例	
【128】境界線の変更	
⑯-⑰	地類界(森林と耕地)
⑰-⑱	地番界
※地類界(森林と耕地)からの変更	

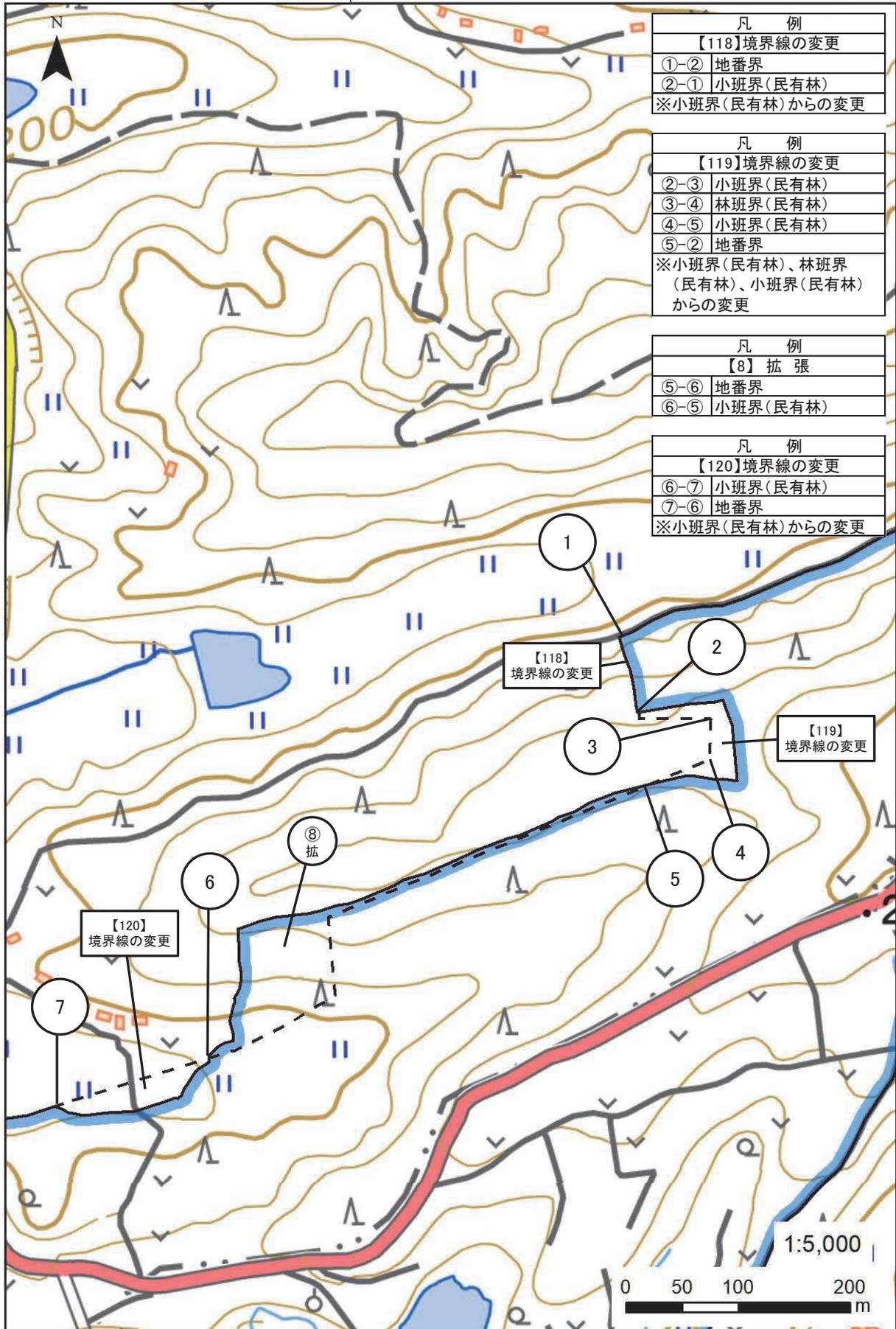
凡 例	
【132】境界線の変更	
㉔-㉕	道路中心線界
㉕-㉖	道路敷(含)界
㉖-㉔	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

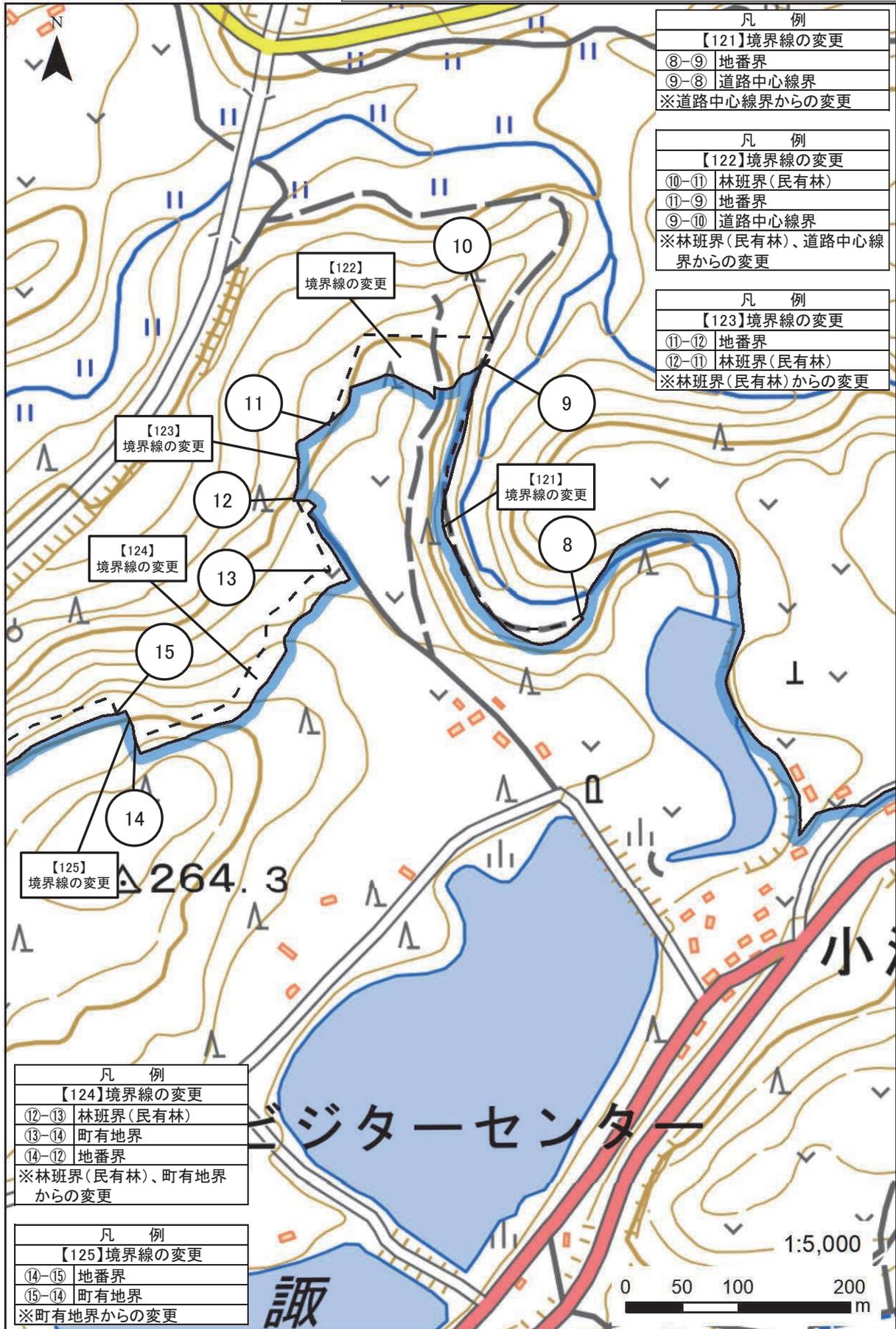
凡 例	
【129】境界線の変更	
⑰-⑱	地番界
⑱-⑰	地類界(森林と耕地)
※地類界(森林と耕地)からの変更	

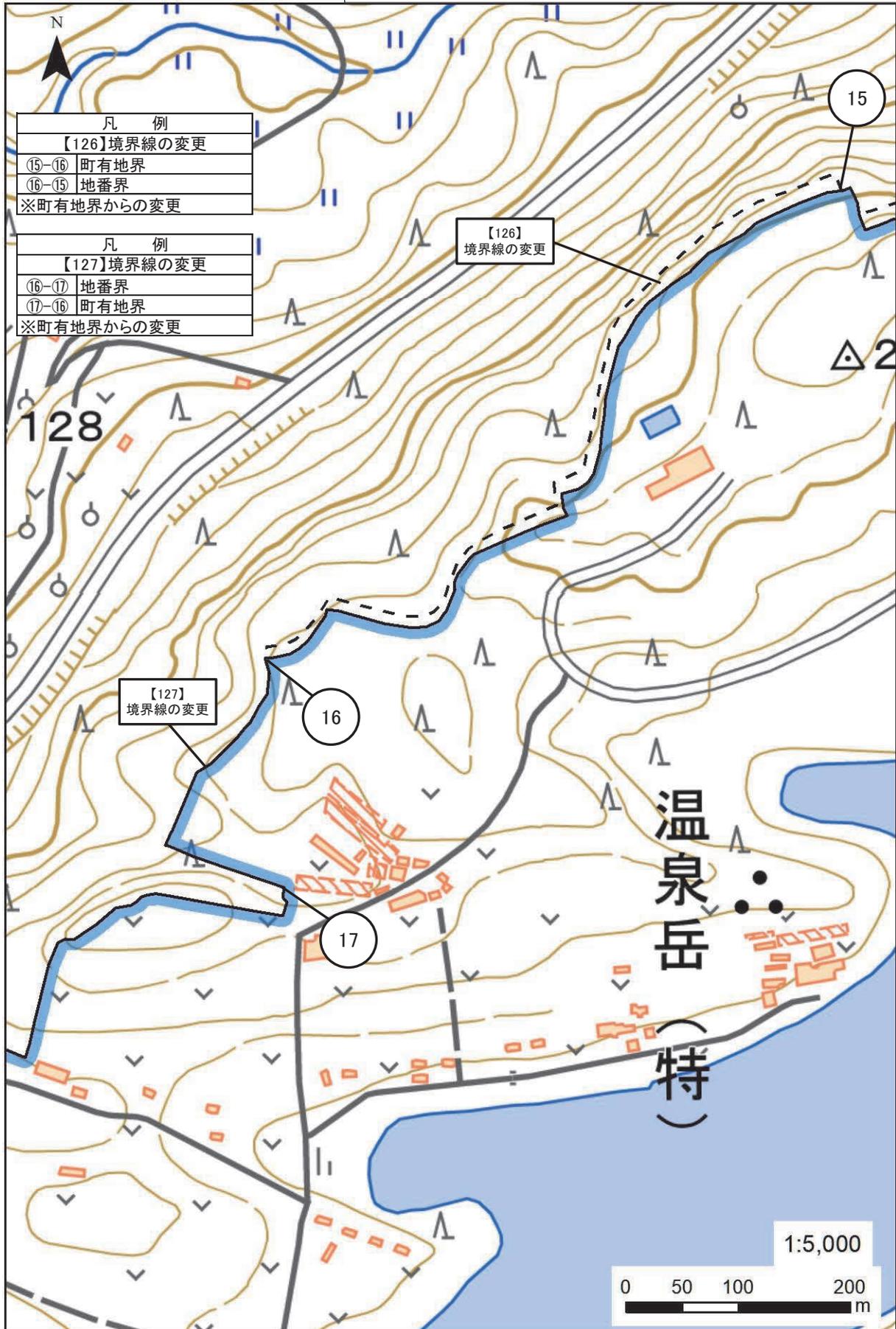
凡 例	
【125】境界線の変更	
⑮-⑯	地番界
⑯-⑮	町有地界
※町有地界からの変更	

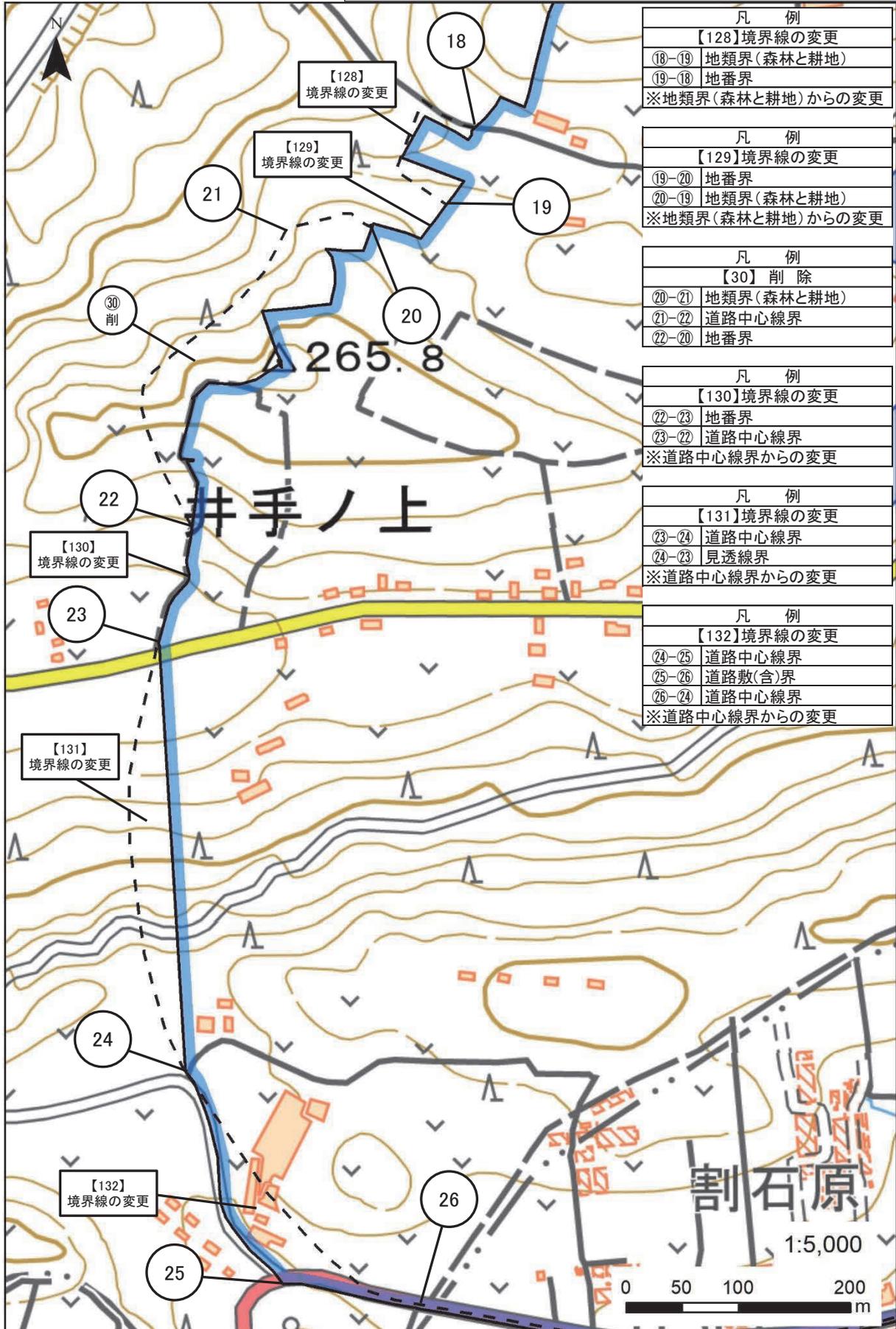
凡 例	
【129】境界線の変更	
⑰-⑱	地番界
⑱-⑰	地類界(森林と耕地)
※地類界(森林と耕地)からの変更	

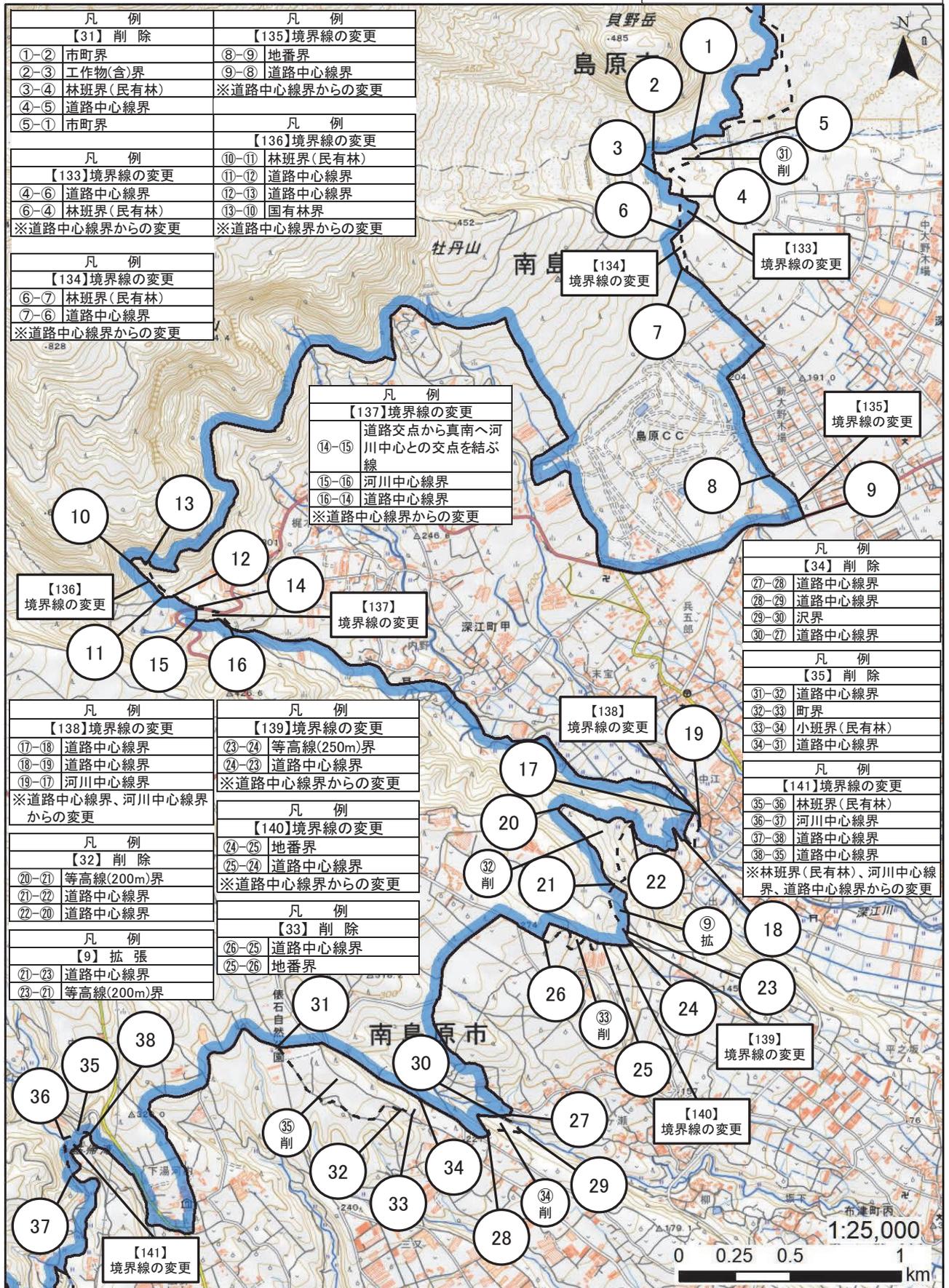
凡 例	
【132】境界線の変更	
㉔-㉕	道路中心線界
㉕-㉖	道路敷(含)界
㉖-㉔	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	











凡 例		凡 例	
【31】削除		【135】境界線の変更	
①-②	市町界	⑧-⑨	地番界
②-③	工作物(倉)界	⑨-⑩	道路中心線界
③-④	林班界(民有林)	※道路中心線界からの変更	
④-⑤	道路中心線界		
⑤-①	市町界		

凡 例		凡 例	
【133】境界線の変更		【136】境界線の変更	
④-⑥	道路中心線界	⑩-⑪	林班界(民有林)
⑥-④	林班界(民有林)	⑪-⑫	道路中心線界
※道路中心線界からの変更		⑫-⑬	道路中心線界
		⑬-⑩	国有林界
		※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【134】境界線の変更	
⑥-⑦	林班界(民有林)
⑦-⑥	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【137】境界線の変更	
⑭-⑮	道路交点から真南へ河川中心との交点を結ぶ線
⑮-⑯	河川中心線界
⑯-⑭	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【138】境界線の変更	
⑰-⑱	道路中心線界
⑱-⑲	道路中心線界
⑲-⑰	河川中心線界
※道路中心線界、河川中心線界からの変更	

凡 例	
【32】削除	
⑳-㉑	等高線(200m)界
㉑-㉒	道路中心線界
㉒-㉑	道路中心線界

凡 例	
【9】拡張	
㉑-㉒	道路中心線界
㉒-㉑	等高線(200m)界

凡 例	
【139】境界線の変更	
㉓-㉔	等高線(250m)界
㉔-㉓	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

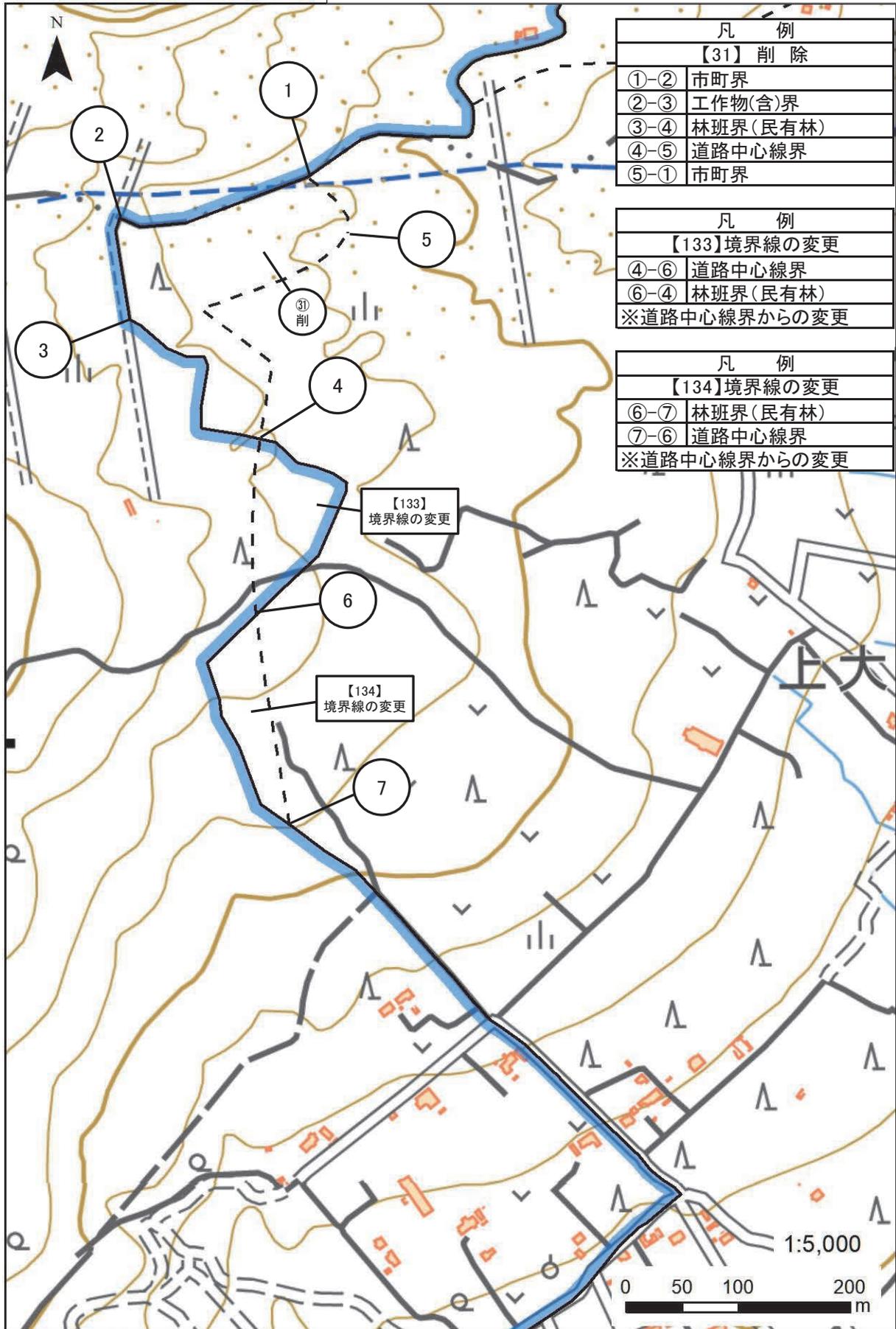
凡 例	
【140】境界線の変更	
㉔-㉕	地番界
㉕-㉔	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

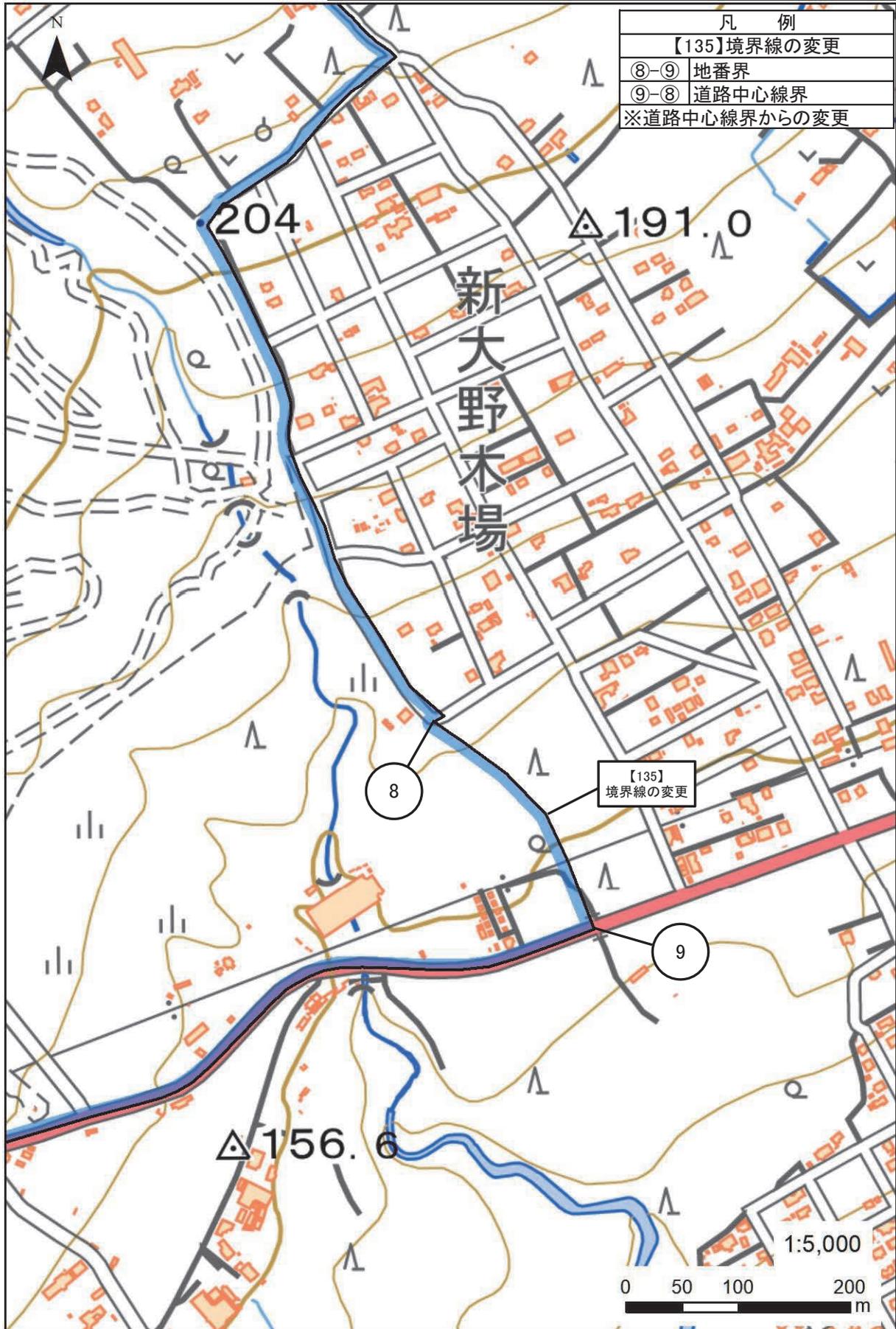
凡 例	
【33】削除	
㉖-㉗	道路中心線界
㉗-㉖	地番界

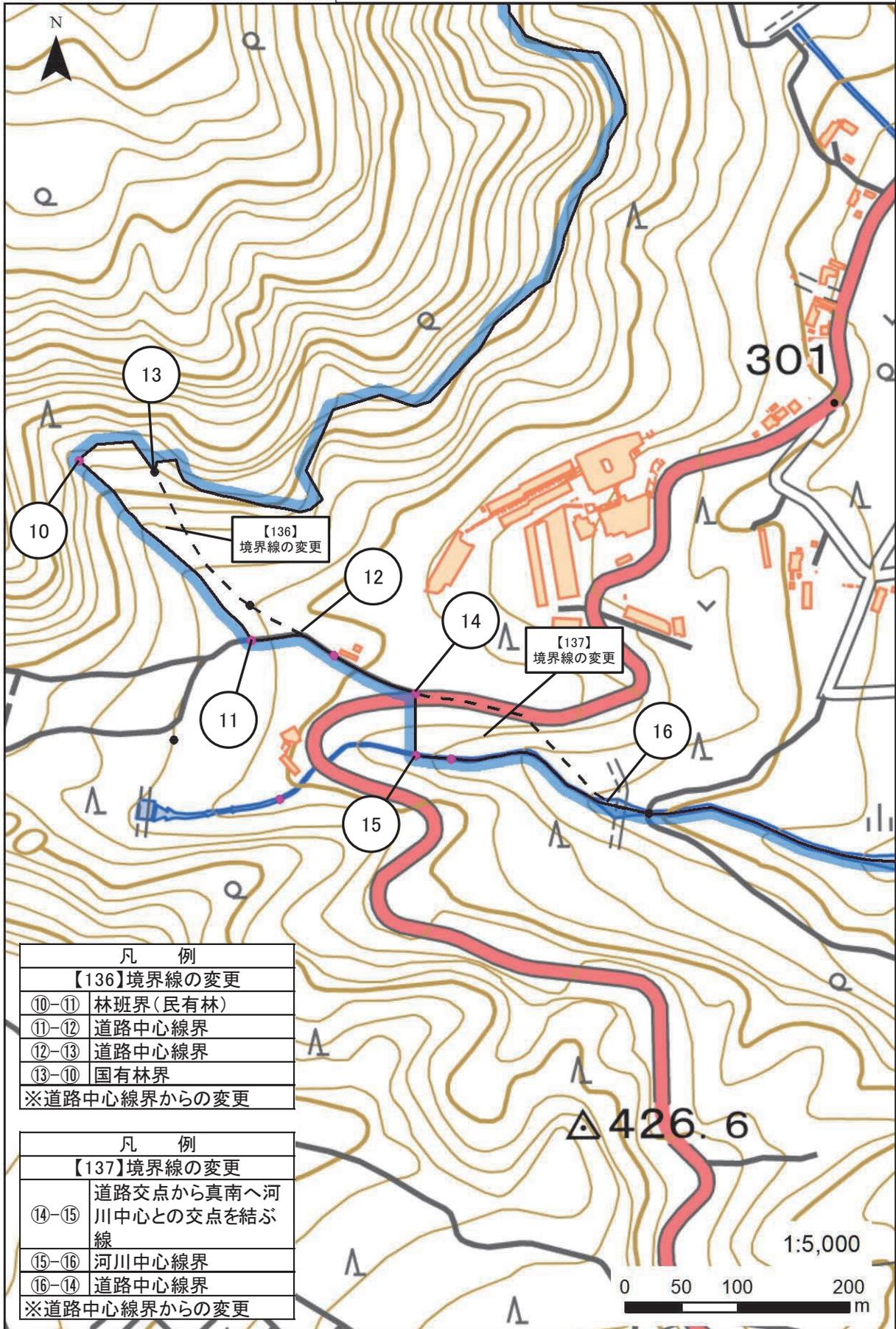
凡 例	
【34】削除	
㉗-㉘	道路中心線界
㉘-㉙	道路中心線界
㉙-㉚	沢界
㉚-㉗	道路中心線界

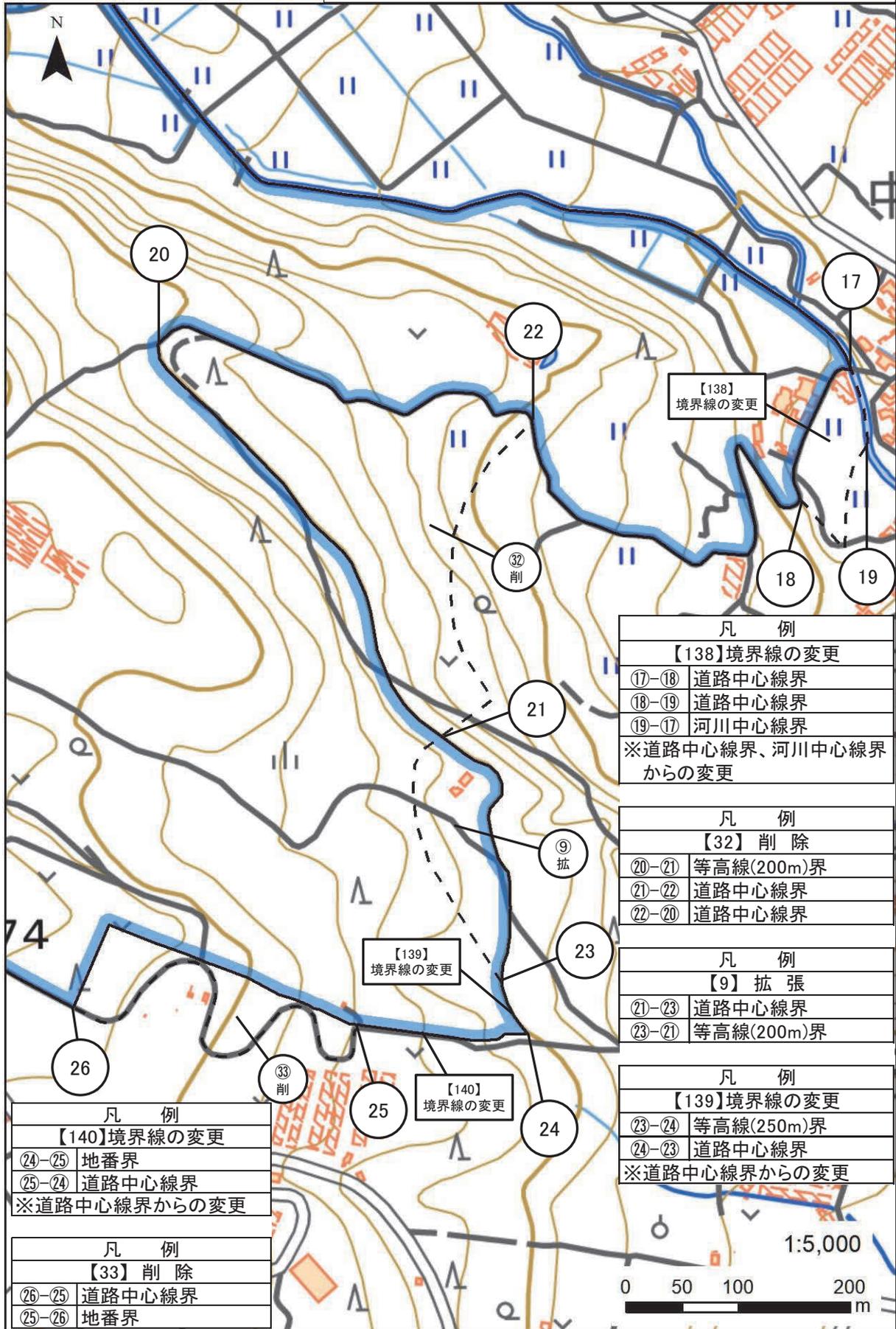
凡 例	
【35】削除	
㉛-㉜	道路中心線界
㉜-㉝	町界
㉝-㉞	小班界(民有林)
㉞-㉛	道路中心線界

凡 例	
【141】境界線の変更	
㉝-㉞	林班界(民有林)
㉞-㉟	河川中心線界
㉟-㊱	道路中心線界
㊱-㉝	道路中心線界
※林班界(民有林)、河川中心線界、道路中心線界からの変更	









凡 例	
【138】境界線の変更	
⑰-⑱	道路中心線界
⑱-⑲	道路中心線界
⑲-⑰	河川中心線界
※道路中心線界、河川中心線界からの変更	

凡 例	
【32】削除	
⑳-㉑	等高線(200m)界
㉑-㉒	道路中心線界
㉒-㉑	道路中心線界

凡 例	
【9】拡張	
㉑-㉓	道路中心線界
㉓-㉑	等高線(200m)界

凡 例	
【139】境界線の変更	
㉓-㉔	等高線(250m)界
㉔-㉓	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

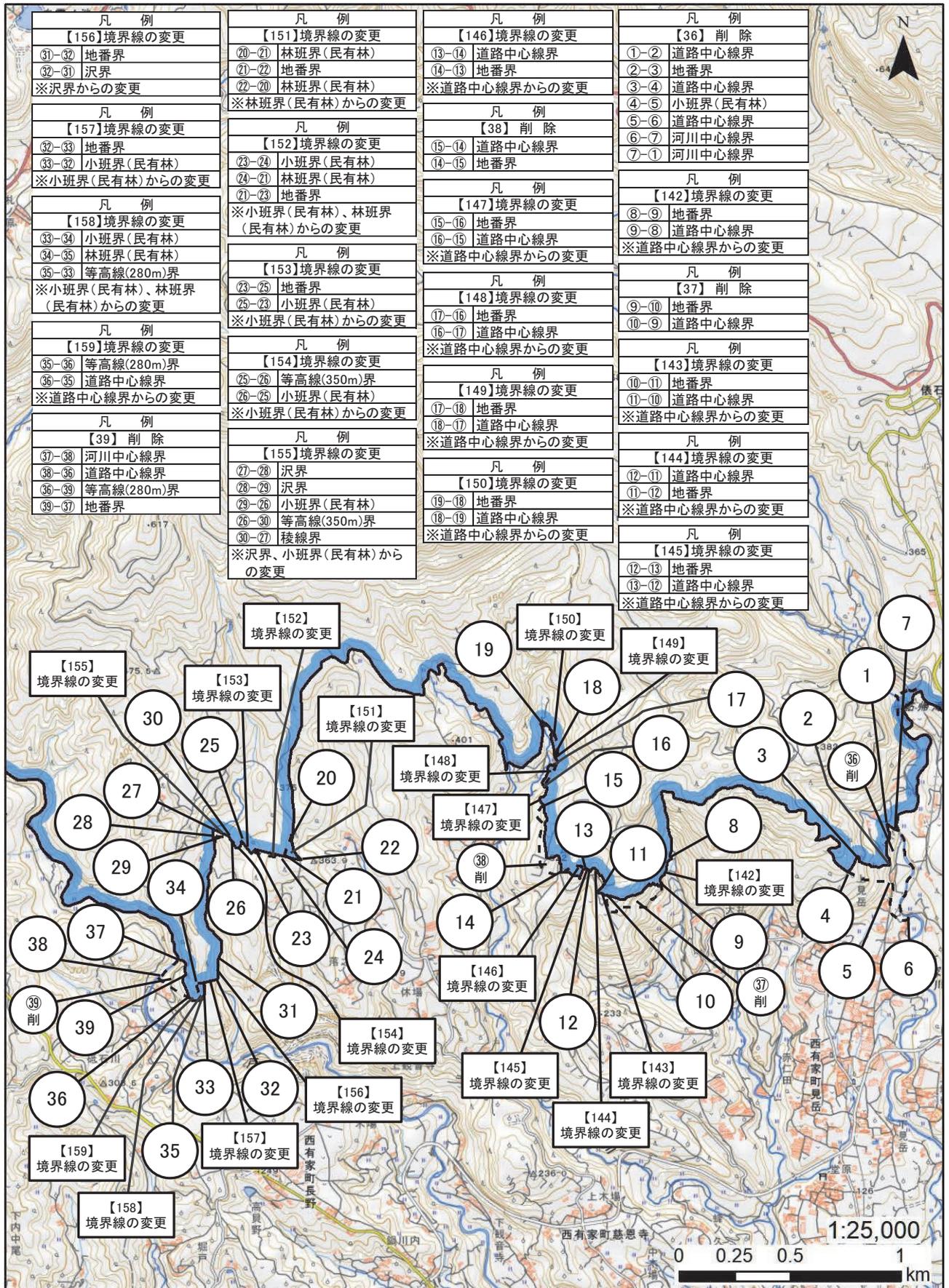
凡 例	
【140】境界線の変更	
㉔-㉕	地番界
㉕-㉔	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

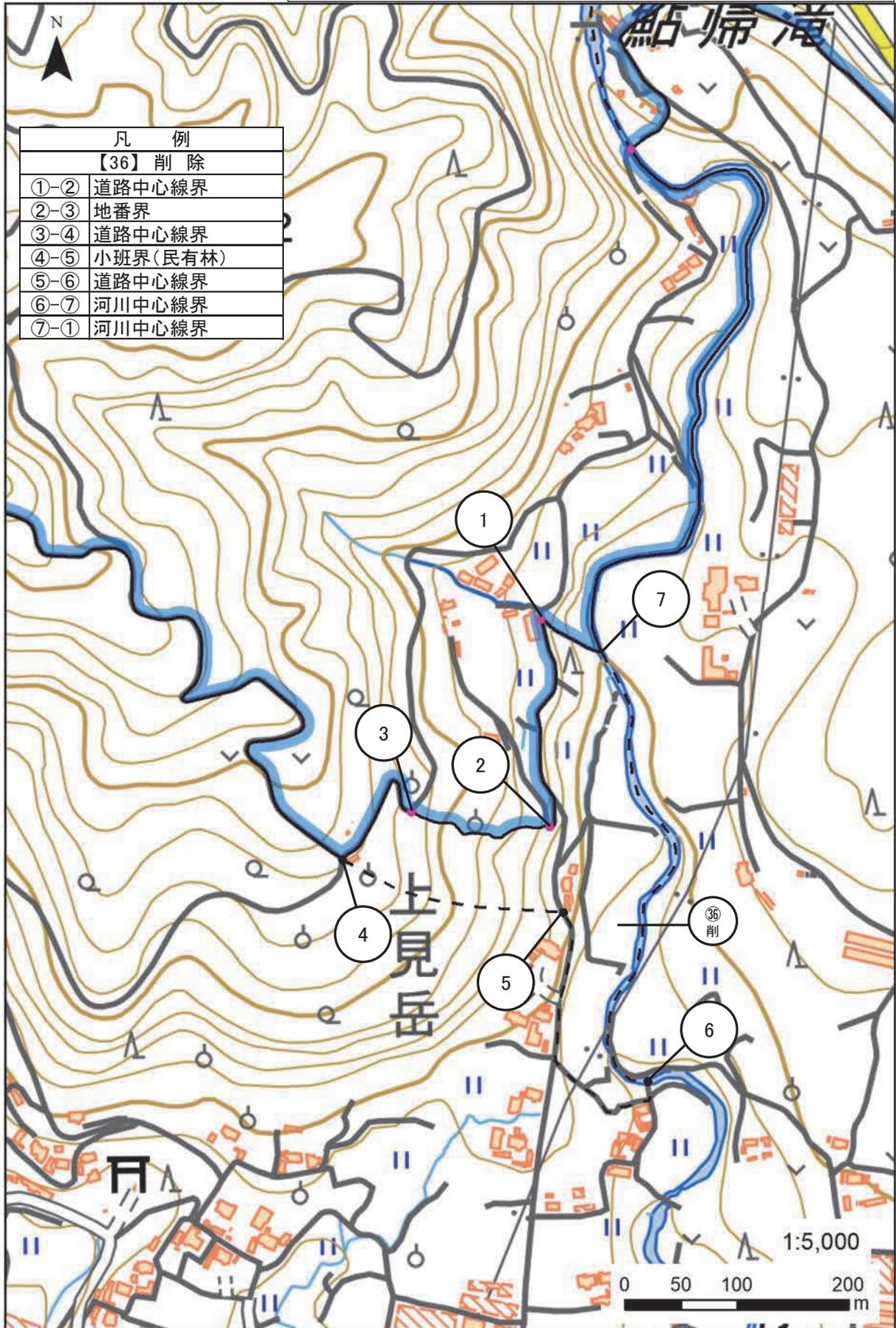
凡 例	
【33】削除	
㉖-㉕	道路中心線界
㉕-㉖	地番界

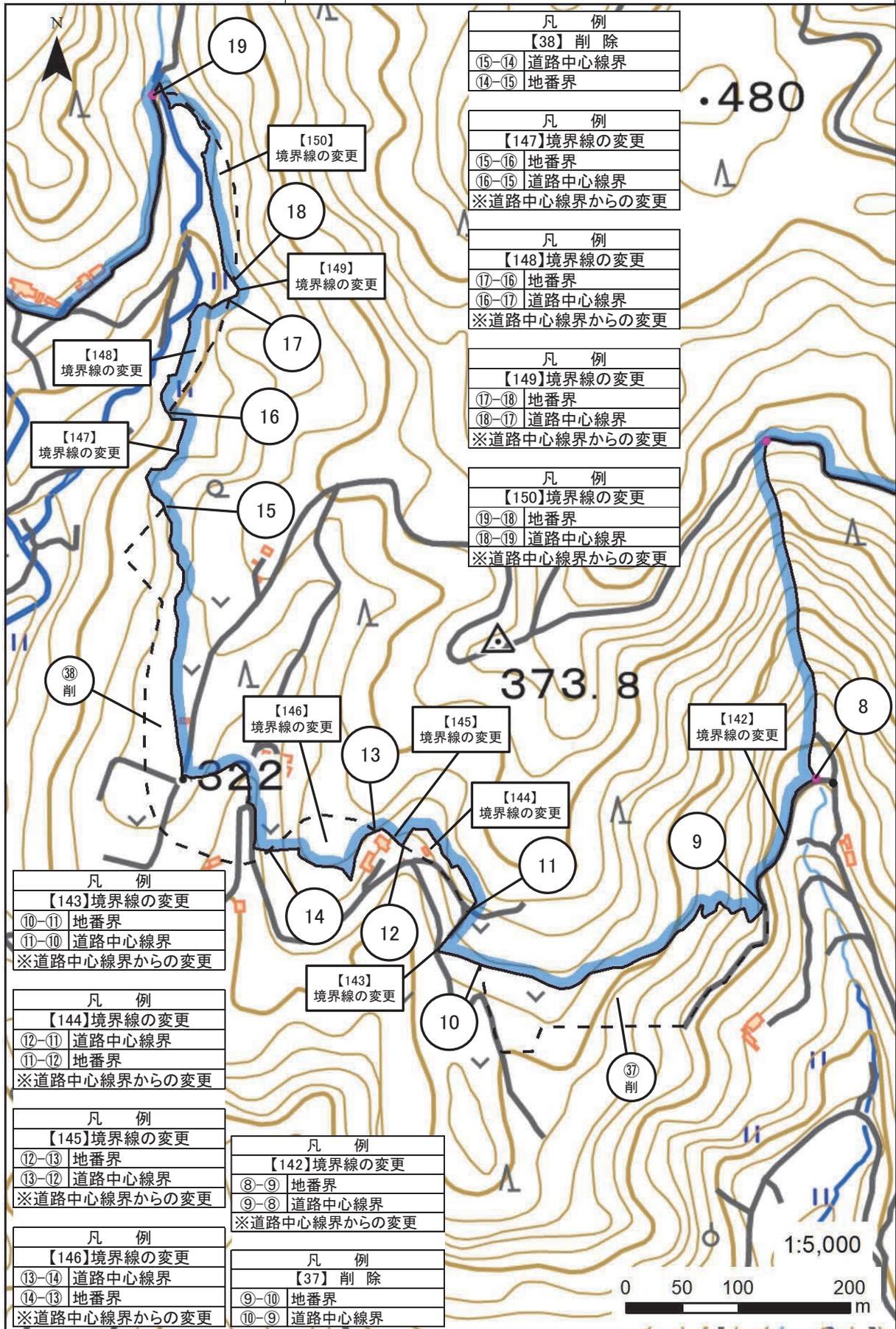


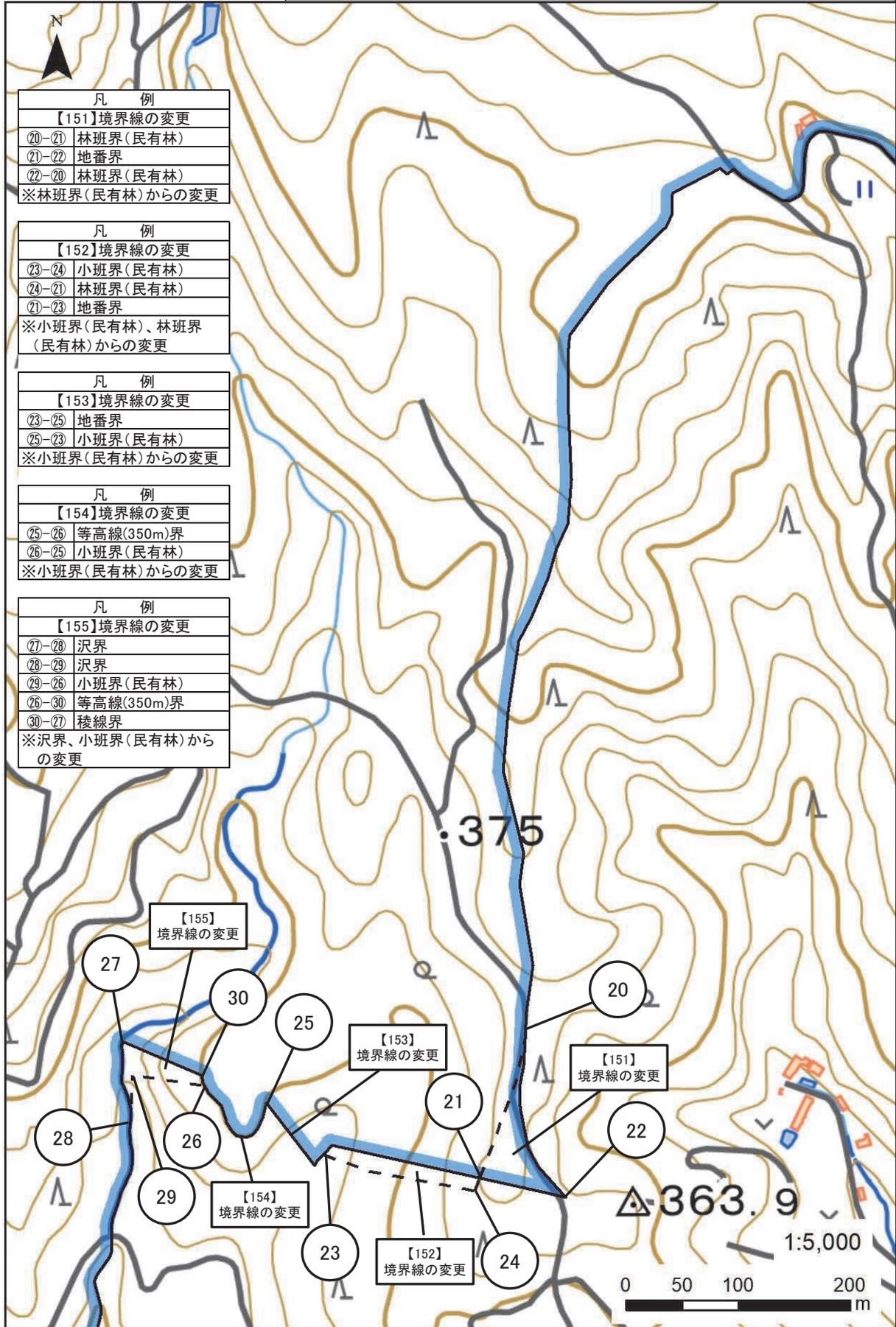


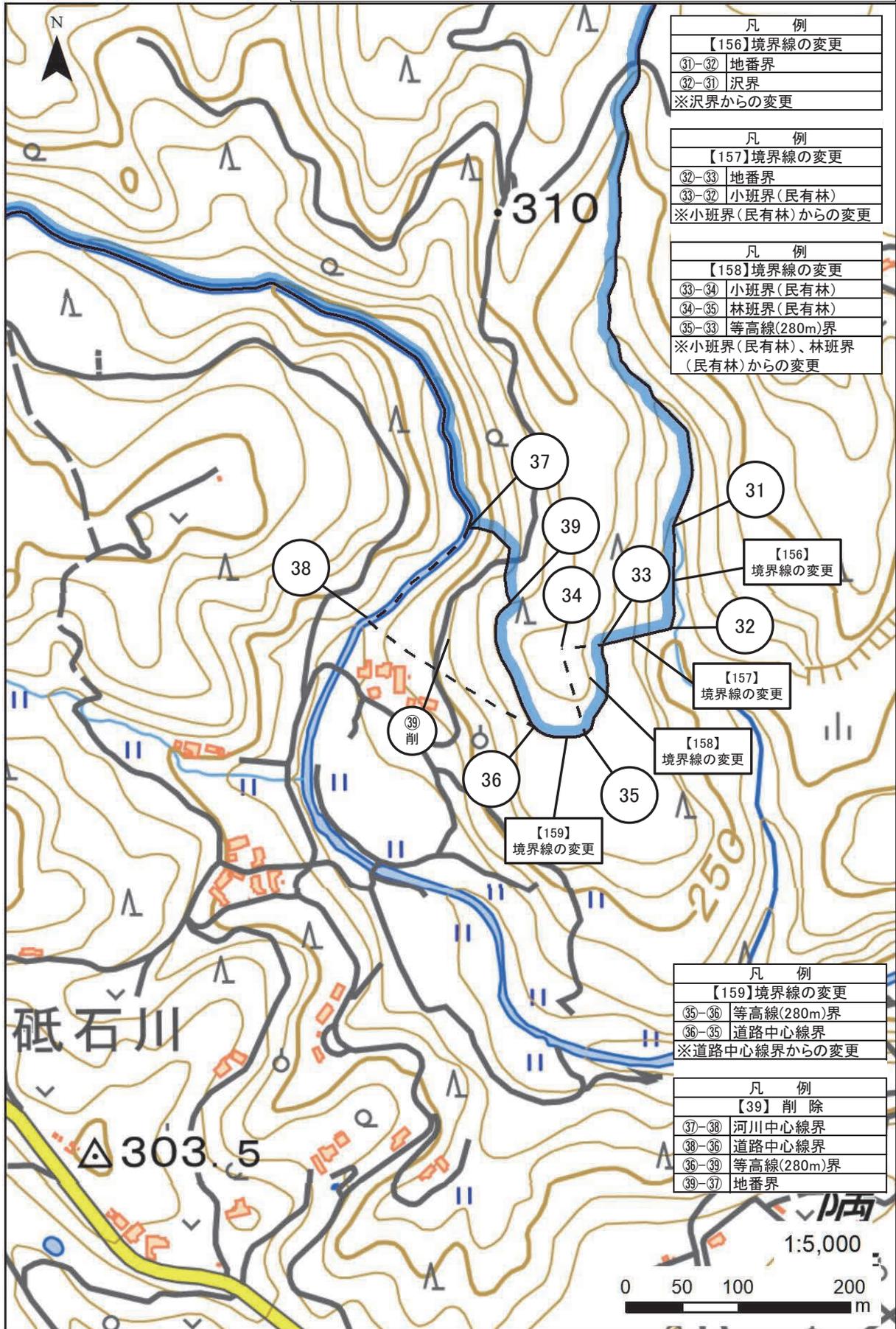


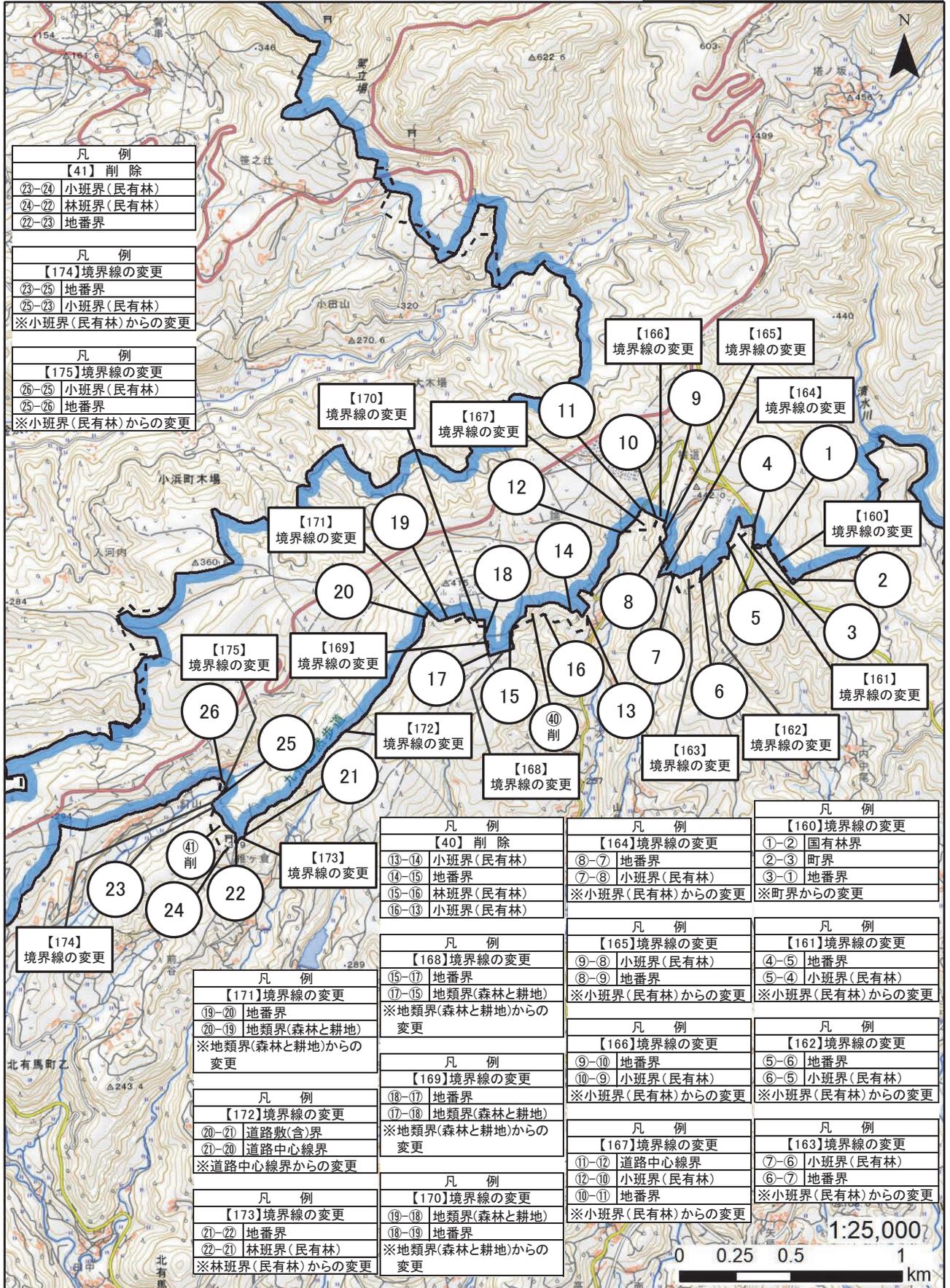












凡 例	
【41】	削 除
②③-②④	小班界(民有林)
②④-②②	林班界(民有林)
②②-②③	地番界

凡 例	
【174】	境界線の変更
②③-②⑤	地番界
②⑤-②③	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【175】	境界線の変更
②⑥-②⑤	小班界(民有林)
②⑤-②⑥	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【40】	削 除
⑬-⑭	小班界(民有林)
⑭-⑮	地番界
⑮-⑯	林班界(民有林)
⑯-⑰	小班界(民有林)

凡 例	
【168】	境界線の変更
⑮-⑰	地番界
⑰-⑮	地類界(森林と耕地)
※地類界(森林と耕地)からの変更	

凡 例	
【169】	境界線の変更
⑱-⑲	地番界
⑲-⑱	地類界(森林と耕地)
※地類界(森林と耕地)からの変更	

凡 例	
【172】	境界線の変更
⑳-㉑	道路敷(含)界
㉑-⑳	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【173】	境界線の変更
㉑-㉒	地番界
㉒-㉑	林班界(民有林)
※林班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【164】	境界線の変更
⑧-⑦	地番界
⑦-⑧	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【165】	境界線の変更
⑨-⑧	小班界(民有林)
⑧-⑨	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【166】	境界線の変更
⑨-⑩	地番界
⑩-⑨	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【167】	境界線の変更
⑪-⑫	道路中心線界
⑫-⑩	小班界(民有林)
⑩-⑪	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【170】	境界線の変更
⑱-⑲	地類界(森林と耕地)
⑲-⑱	地番界
※地類界(森林と耕地)からの変更	

凡 例	
【160】	境界線の変更
①-②	国有林界
②-③	町界
③-①	地番界
※町界からの変更	

凡 例	
【161】	境界線の変更
④-⑤	地番界
⑤-④	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【162】	境界線の変更
⑤-⑥	地番界
⑥-⑤	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【163】	境界線の変更
⑦-⑥	小班界(民有林)
⑥-⑦	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【160】	境界線の変更
①-②	国有林界
②-③	町界
③-①	地番界
※町界からの変更	

凡 例	
【164】	境界線の変更
⑧-⑦	地番界
⑦-⑧	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【165】	境界線の変更
⑨-⑧	小班界(民有林)
⑧-⑨	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

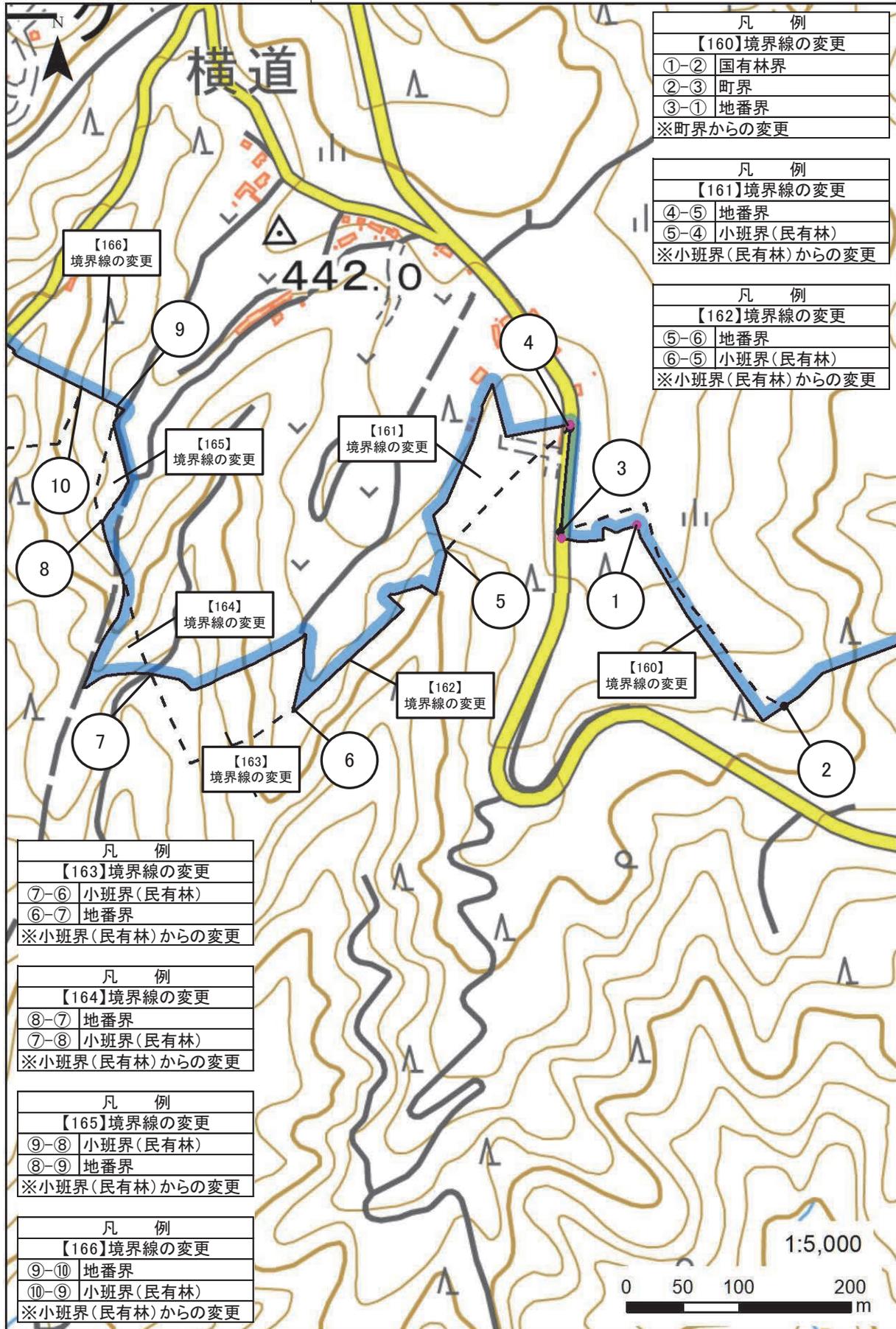
凡 例	
【166】	境界線の変更
⑨-⑩	地番界
⑩-⑨	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

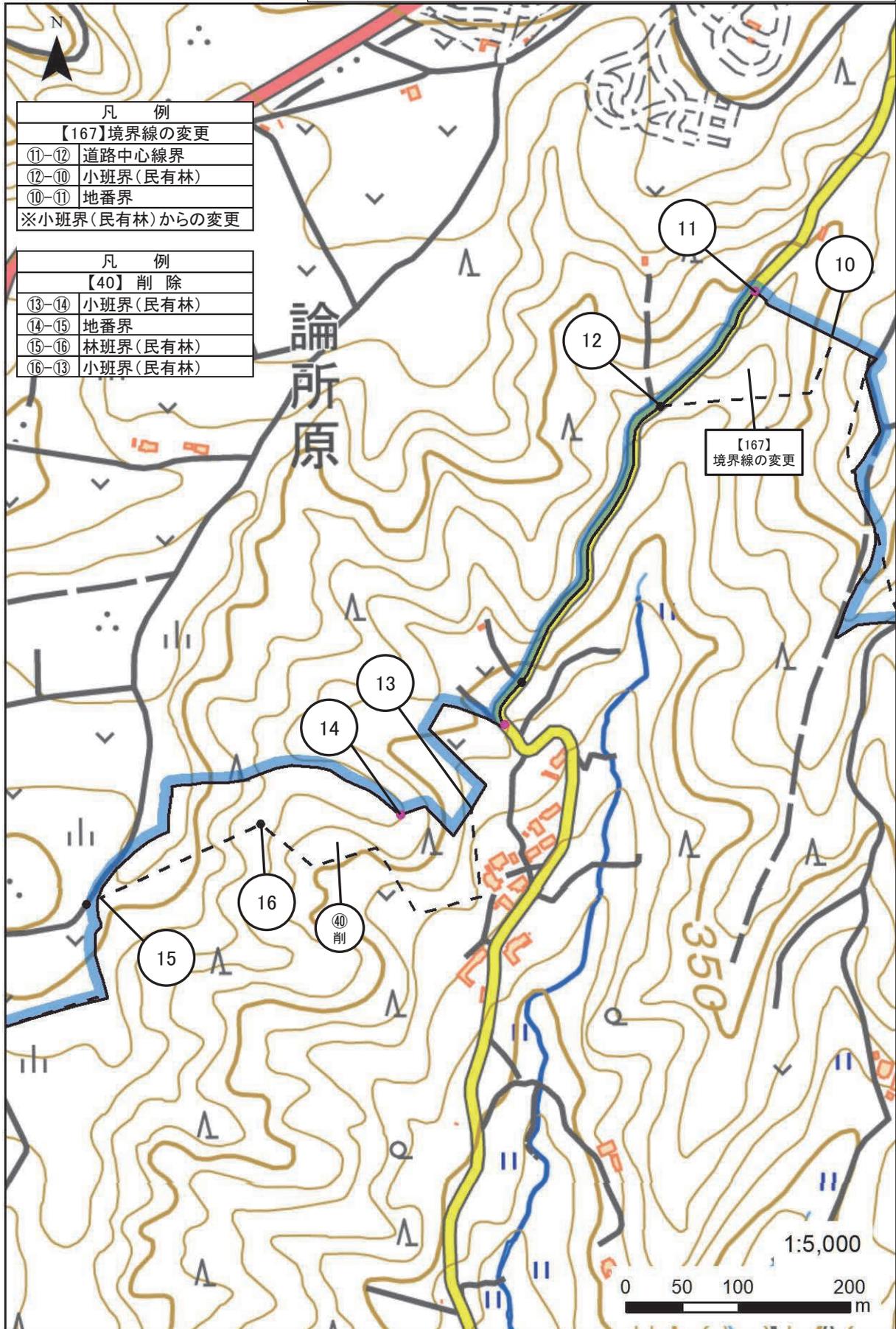
凡 例	
【167】	境界線の変更
⑪-⑫	道路中心線界
⑫-⑩	小班界(民有林)
⑩-⑪	地番界
※小班界(民有林)からの変更	

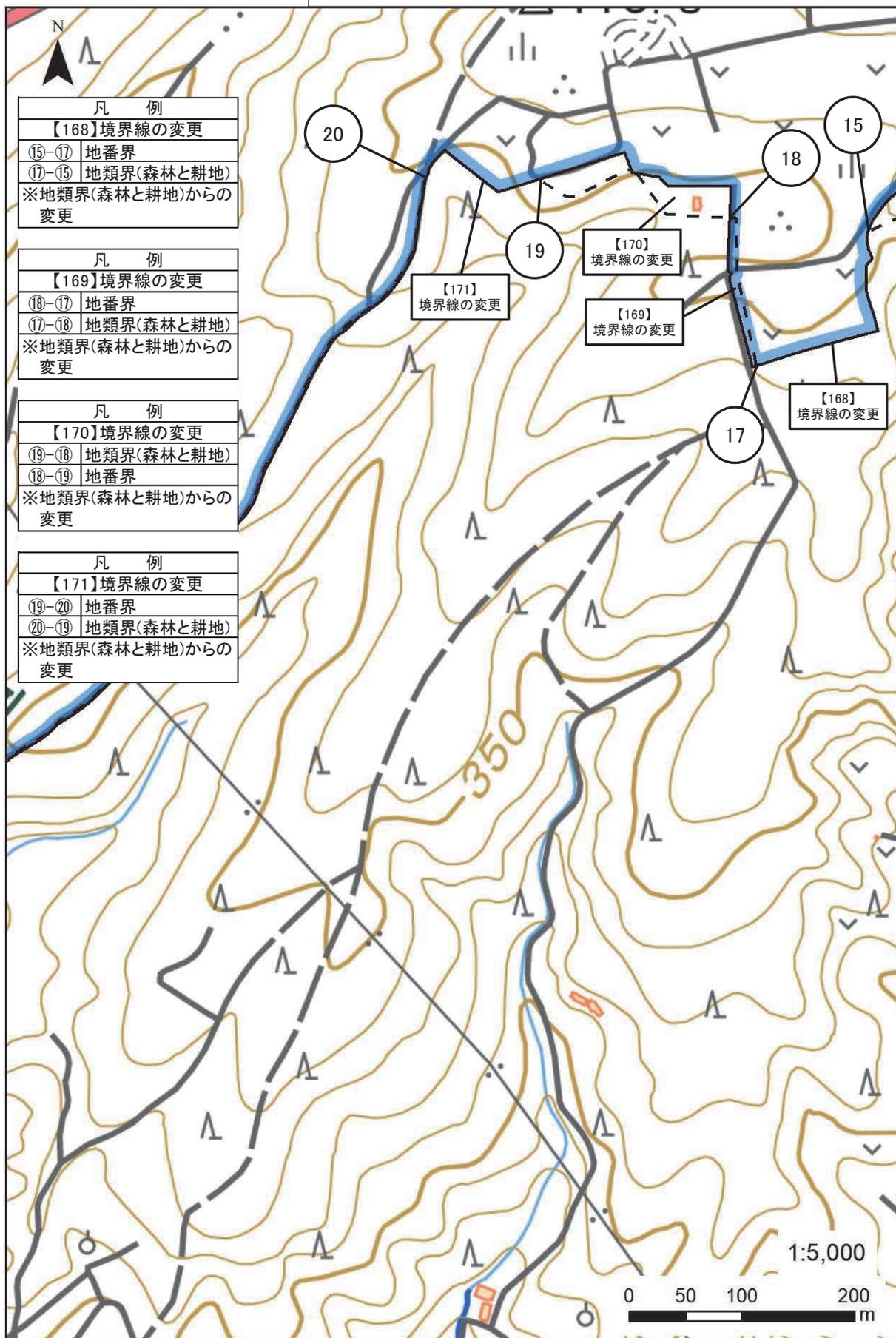
凡 例	
【170】	境界線の変更
⑱-⑲	地類界(森林と耕地)
⑲-⑱	地番界
※地類界(森林と耕地)からの変更	

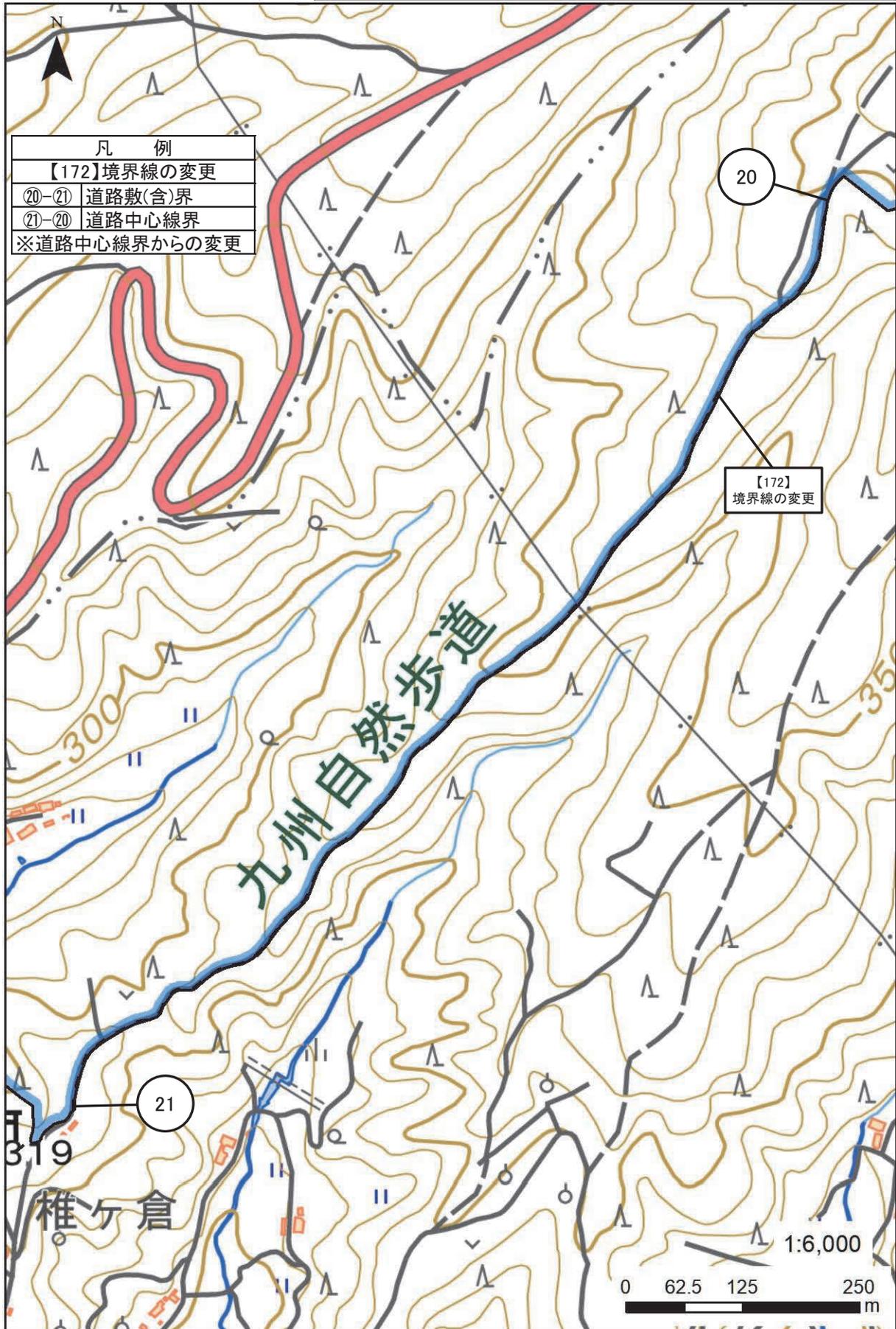
1:25,000

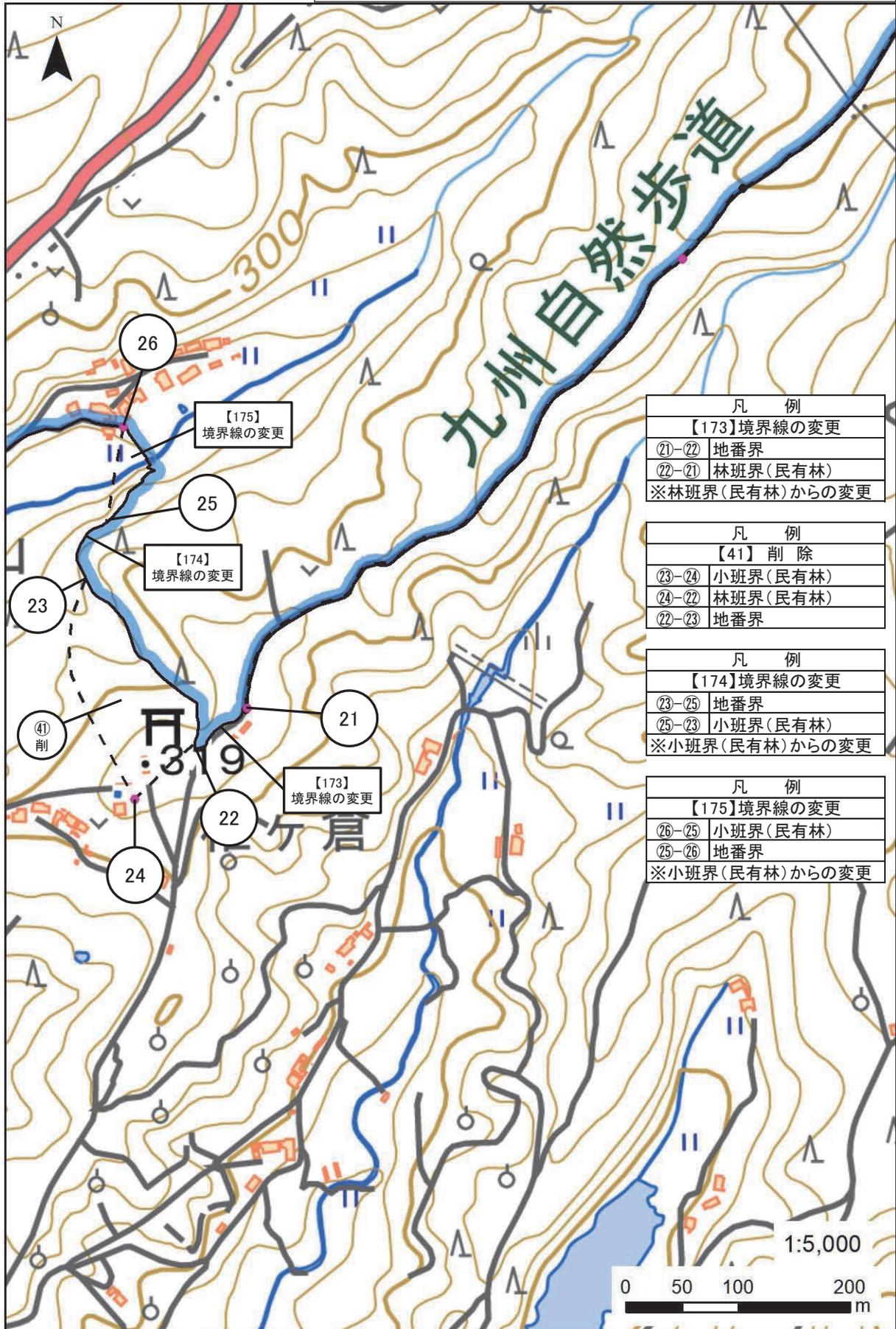


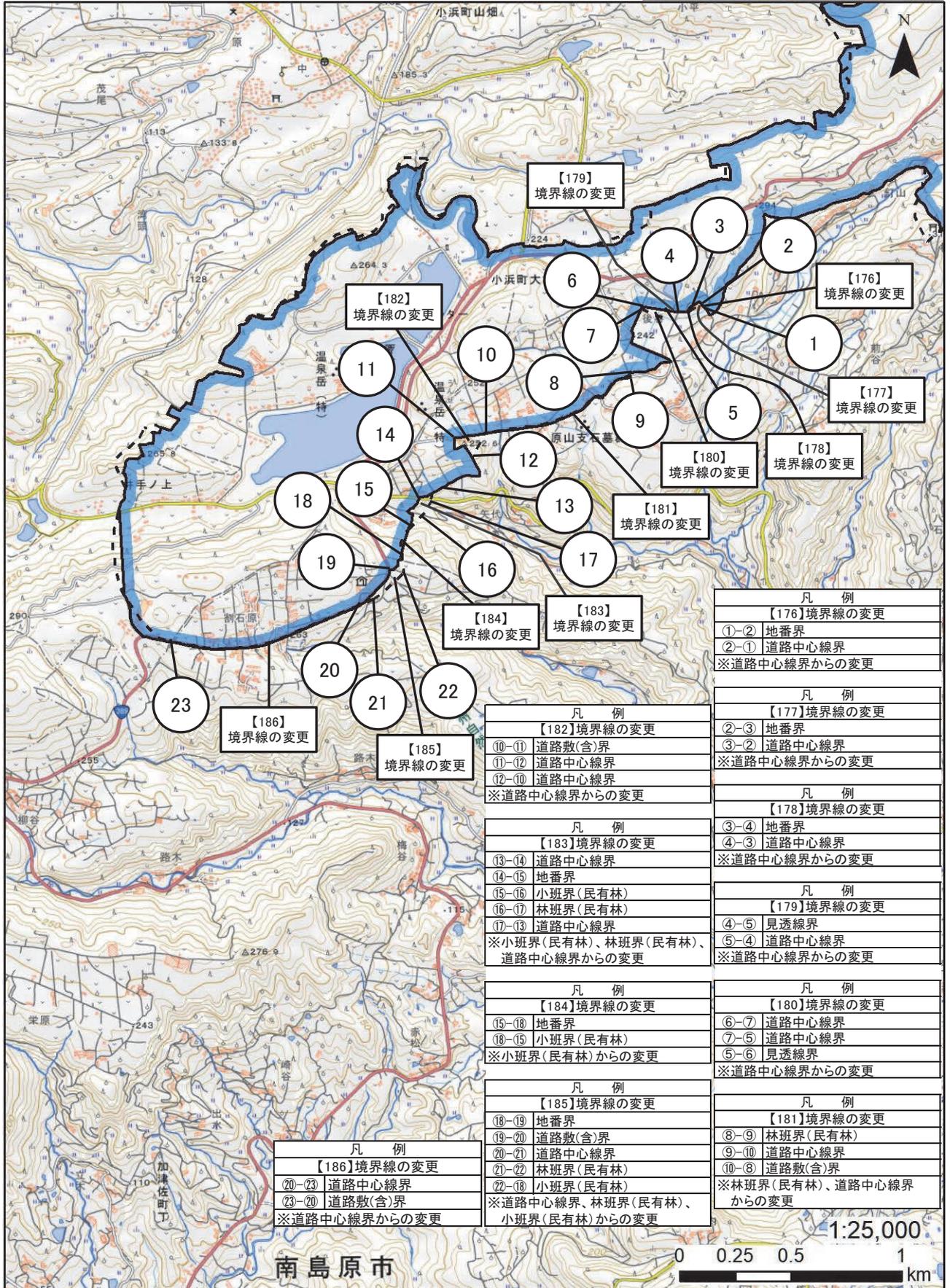












凡 例	
【176】境界線の変更	
①-②	地番界
②-①	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【177】境界線の変更	
②-③	地番界
③-②	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【178】境界線の変更	
③-④	地番界
④-③	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【179】境界線の変更	
④-⑤	見透線界
⑤-④	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【182】境界線の変更	
⑩-⑪	道路敷(含)界
⑪-⑫	道路中心線界
⑫-⑩	道路中心線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【183】境界線の変更	
⑬-⑭	道路中心線界
⑭-⑮	地番界
⑮-⑯	小班界(民有林)
⑯-⑰	林班界(民有林)
⑰-⑬	道路中心線界
※小班界(民有林)、林班界(民有林)、道路中心線界からの変更	

凡 例	
【184】境界線の変更	
⑮-⑱	地番界
⑱-⑮	小班界(民有林)
※小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【185】境界線の変更	
⑱-⑲	地番界
⑲-⑳	道路敷(含)界
⑲-⑲	道路中心線界
⑲-⑲	林班界(民有林)
⑲-⑲	小班界(民有林)
※道路中心線界、林班界(民有林)、小班界(民有林)からの変更	

凡 例	
【186】境界線の変更	
⑳-㉓	道路中心線界
㉓-⑳	道路敷(含)界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【180】境界線の変更	
⑥-⑦	道路中心線界
⑦-⑤	道路中心線界
⑤-⑥	見透線界
※道路中心線界からの変更	

凡 例	
【181】境界線の変更	
⑧-⑨	林班界(民有林)
⑨-⑩	道路中心線界
⑩-⑧	道路敷(含)界
※林班界(民有林)、道路中心線界からの変更	

